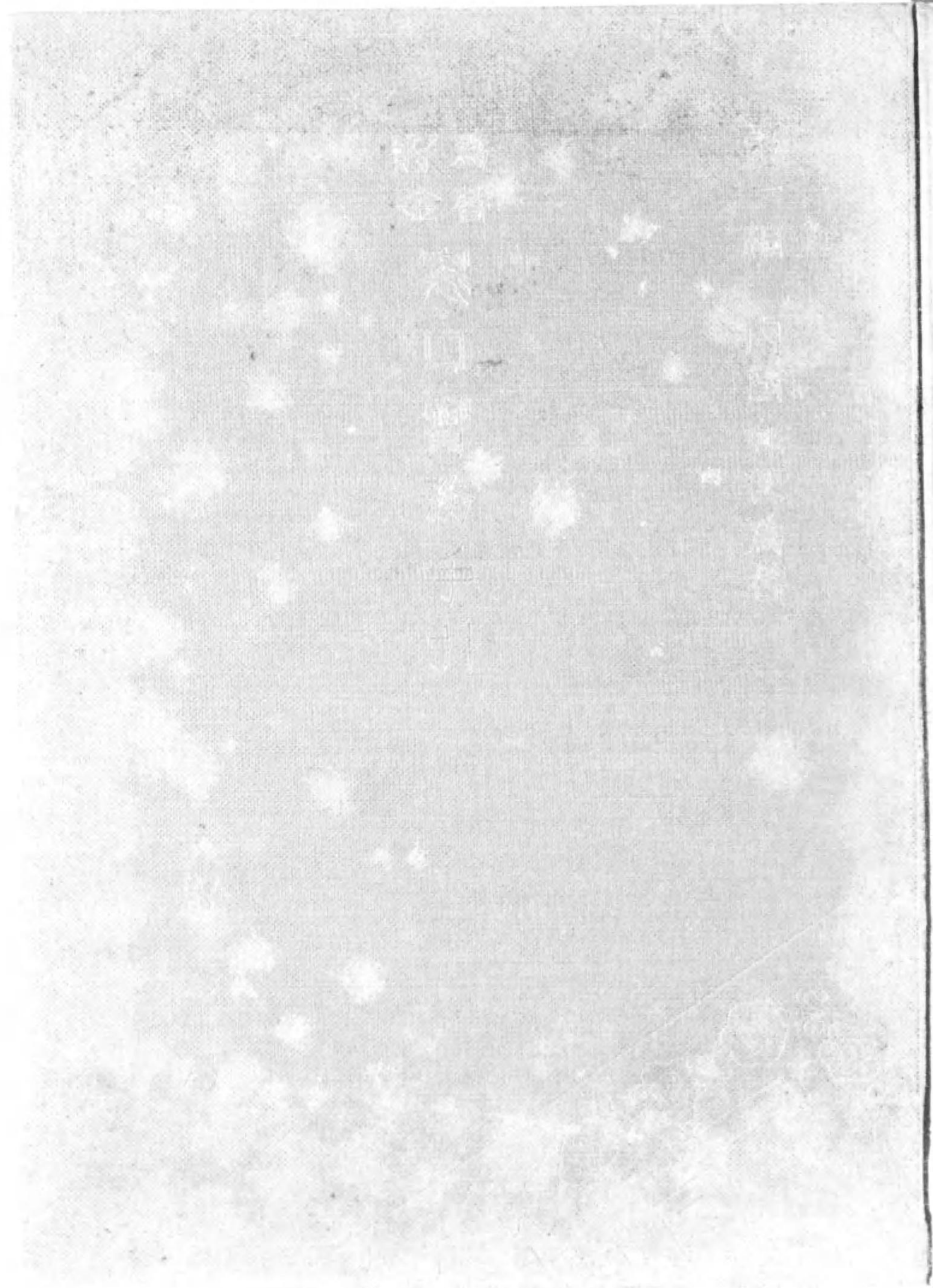


始







第一編 内國郵便爲替

窗口實務手引



貯
爲
金
局

内國爲替料金表

一 般 料 金						
小 爲 替		通 常 爲 替		電 信 爲 替		
金 額	料 金	金 額	料 金	金 額	一般料金	特定料金
1 圓迄	3 錢	20 圓迄	15 錢	20 圓迄	50 錢	70 錢
5 圓迄	5 錢	50 圓迄	25 錢	50 圓迄	70 錢	1 圓
10 圓迄	7 錢	100 圓迄	35 錢	100 圓迄	90 錢	1 圓 30 錢
15 圓迄	10 錢	150 圓迄	45 錢	150 圓迄	1 圓 10 錢	1 圓 60 錢
20 圓迄	13 錢	200 圓迄	55 錢	200 圓迄	1 圓 30 錢	1 圓 90 錢
		250 圓迄	65 錢	250 圓迄	1 圓 50 錢	2 圓 20 錢
		300 圓迄	75 錢	300 圓迄	1 圓 70 錢	2 圓 50 錢
				350 圓迄	1 圓 90 錢	2 圓 80 錢
				400 圓迄	2 圓 10 錢	3 圓 10 錢
				450 圓迄	2 圓 30 錢	3 圓 40 錢
				500 圓迄	2 圓 50 錢	3 圓 70 錢

○電信爲替の特定料金とは内地と臺灣・朝鮮・樺太・南洋群島及關東州との間に取組む料金とす
○郵便取立金の爲替料金は20圓迄は小爲替料金 300圓迄は通常爲替料金又300圓を超過するときは100圓迄毎に10錢とす

特 殊 取 扱 料 金						
○證書送達料…(普通郵便に依るもの、金14錢)(速達郵便に依るもの、金14錢の外に郵便速達料相當額)(航空郵便に依るもの、金14錢の外に通常業書の航空取扱料相當額)						
○振出請求書通知料誤記訂正…(郵便に依るもの、金4錢)(電信に依るもの、電報料相當額)						
○拂渡停止及解除請求料…(郵便に依るもの、金4錢)(電信に依るもの、電報料相當額)						
○爲替金拂戻請求料…(通常及電信爲替は一口に付金10錢)(小爲替は一口に付金5錢)						
○拂渡局所及拂戻局所變更請求料(通常及電信爲替は一口に付金10錢)(小爲替の拂戻局變更請求料は一口に付金5錢)						
○電信爲替の至急電報料…(當該電信爲替料金と同額)						
○爲替電報速達料…(郵便速達料金に相當する金額)						
○爲替電報別配達料…(郵便別配達料金に相當する金額)						
○電信爲替證書速達料…(郵便速達料金に相當する金額)						
○電信爲替證書別配達料…(郵便別配達料金に相當する金額)						
○再度證書請求料…(通常爲替及電信爲替は一口に付金10錢)(小爲替は一口に付金5錢)						
○爲替金拂渡済通知料…(郵便に依るもの、金4錢)(電信に依るもの、電報料相當額)						
○爲替金拂渡済否取調請求料…(郵便に依るもの、金4錢)(電信に依るもの、電報料相當額)						

爲 替 料 金 參 照 規 定						
○速達郵便料(内地相互間に發着)……(郵便區市内に宛てたもの、金8錢)(郵便區市外に宛てたもの及配達郵便局を特定したものは配達郵便局より陸路8キロメートル迄30錢)(陸路8キロメートルを超える4キロメートル又は其の端數毎に25錢)(船舶料を要したるものは其の實費額を受取人又は差出人より徴収する)						
○航空郵便料(内地と臺灣・朝鮮・樺太・南洋群島及關東州相互間に發着する郵便物に限る)……(内地と臺灣・朝鮮・關東州相互間の通常業書 15錢)(内地と樺太及南洋群島相互間の通常業書 8錢)						
○郵便別配達料(同上書留又は價格表記郵便物に限る)……(陸路8キロメートル迄 30錢)(陸路8キロメートルを超える4キロメートル又は其の端數毎に 25錢)(船舶料を要したときは其の實費額を受取人又は差出人より徴収する)						
○内國電報料(和文 15 字以内)……(同一市町村内 15錢)(其 の 他 30錢)						

は し が き

- 一、本書は郵便局で爲替事務を取扱ふ者の爲に書式の記載例を示して出来るだけ判り易く取扱方法を記述したものである。
- 二、内容は出来るだけ取扱規程の條文の順序を逐うたのであるが同一種類の事項は條文の順序に従はず同一箇所に集めた部分もある。
- 三、本書中の参照規定欄に「法」とあるのは「郵便爲替法」「則」とあるのは「郵便爲替規則」又「程」とあるのは「郵便爲替取扱規程」を略して示したのである。
- 四、窓口のほんの一部を見聞きした者は兎角爲替の仕事は至つて容易いもの、やうに考へる向もあるが、本書に記載したこれ丈の事を充分に呑み込んでゐなければ満足に仕事は出来ない。本書に依つて取扱方法の研究から——更に熟練への精進を切に望む次第である。

昭和十四年六月

貯金局業務課

第一編 内國郵便爲替

目次

第一章 通常爲替

第一節 振出

一、一般通常爲替	二
(一) 振出請求書記載方及受付	二
(二) 證書發行	三
(三) 振出帳記入及振出請求書發送	四
(四) 書損證書の處理	五
(五) 證書用紙缺乏の場合の處理	六
(六) 流用證書該當用紙廢紙處理	八
二、連續通常爲替	八
(一) 振出請求書記載方	八
(二) 證書發行	八
(三) 振出帳記入方	九
三、爲替金拂渡猶豫	九
(一) 振出請求書記載方	一〇
(二) 振出帳記入方	一〇

四、爲替金渡濟通知

(一) 振出請求書記載方	一〇
(二) 證書發行	一一
(三) 振出帳記入方	一一
五、證書送達	一一
(一) 振出請求書記載方	一二
(二) 證書發行	一二
(三) 振出帳記入方	一二
(四) 證書及振出請求書發送	一三
六、證書送達の振出請求書又は證書不著處理	一四
(一) 振出請求書不著の場合	一四
(二) 爲替證書不著の場合	一四
(三) 振出請求書及證書共不著の場合	一四
(四) 振出帳記入方	一五
七、取立金通常爲替	一五
(一) 引換代金受入	一六
(二) 集金郵便取立金受入	一六

(三)	證書發行	一七
(四)	振出帳記入及證書發送	一七
八、取立金通常爲替證書追加發行		一七
(一)	代用到着通知書作製	一八
(二)	追加證書發行	一八
(三)	取立金追徴を要する郵便物受取人轉居の場合の處理	一八
九、無料爲替		一九
(一)	振出請求書記載方	二〇
(二)	證書發行	二〇
(三)	振出帳記入方	二〇
一〇、振出局所の過誤に因る事故處理		二〇
(一)	事故通知方法	二〇
(二)	振出帳記入方	二〇
一一、振出請求書誤記訂正		二〇
(一)	訂正請求書記載方及受付處理	二〇
(二)	振出帳記入方	二〇
(三)	訂正通知書發送後既に拂渡済の旨通知を受けた場合の處理	二〇
一二、爲替振宛局誤指定		二〇

(一)	改訂通知及處理	二五
(二)	振出帳記入方	二六
一三、爲替證書置去		二六
置去證書の處理		二六
一四、事故處理		二六
(一)	爲替事故往復書に依る回答	二七
(二)	電報照會に對する回答	二七
第二節 拂渡		二六
一、振出請求書保管		二六
(一)	記載事項調査	二六
(二)	事故照會	二六
(三)	回答處理	二六
(四)	證書又は振出請求書不備訂正通知を受けた場合	二六
二、一般拂渡		二六
(一)	振出請求書と證書との對照檢査	二六
(二)	受取人尋問	二六
(三)	現金拂渡及拂濟證據書類の處理	二六
(四)	事故爲替拂渡	二六

(五)	事故照會	三三
(六)	拂渡不能	三四
三、連續爲替拂渡		三四
(一)	振出請求書と證書との對照檢査	三四
(二)	一部拂渡	三四
四、證書送達拂渡		三五
(一)	證書送達手續	三五
(二)	拂渡手續	三五
(三)	送達又は還付不能證書等の處理	三五
(四)	事故處理	三五
五、學校、兵營、工場等在宿者宛爲替の特別拂渡		三七
拂渡手續		三七
六、簡易拂渡		三七
(一)	承認手續	三七
(二)	拂渡手續	三七
七、代人拂渡		三六
(一)	委任狀記載方	三六
(二)	證書に記名調印式	三六
(三)	振出請求書の處理	三六

八、相續人拂渡		三九
(一)	家督相續人拂渡	三九
(二)	遺產相續人拂渡	四〇
九、財産管理者又は差押債權者に對する拂渡		四〇
(一)	財産管理者に對する拂渡	四〇
(二)	差押債權者に對する拂渡	四〇
一〇、線引證書拂渡		四一
(一)	拂渡手續	四一
(二)	線引の取消又は指定銀行の變更	四一
一一、交換拂		四三
(一)	交換拂終了後交換取扱郵便局の手續	四三
(二)	指定拂渡局所の手續	四三
一二、便宜拂		四四
(一)	便宜拂認可申請及承認手續	四四
(二)	便宜拂手續	四四
(三)	指定拂渡局所の手續	四四
(四)	便宜拂の取消手續	四四
一三、爲替金渡濟通知		四九
(一)	拂渡局所の通知手續	四九

(二)	振出局所の手續	五〇
(三)	事故處理	五〇
(四)	渡濟通知洩の處理	五一
(五)	通知不能のものゝの處理	五一
	一四、確認拂	五三
(一)	確認拂を爲し得る場合	五三
(二)	確認拂の手續	五三
	一五、假 拂	五四
	假拂の手續	五四
	一六、取立金拂渡	五五
(一)	引受局所の證書及到着通知書の處理方	五五
(二)	拂渡手續	五七
(三)	拂渡事故處理	五七
(四)	追加發行證書の處理	五八
	一七、拂渡停延	五九
(一)	拂渡を停延する場合	五九
(二)	拂渡停延手續	五九
(三)	拂渡停延解除及拂渡	六〇
	一八、有効期間經過振出請求書の處理	六一

	一九、失效又は他局所指定證書に對する誤拂	六三
	失效證書に對する誤拂處理方	六三
	二〇、不足金追拂	六三
	追拂の手續	六三
	二一、過誤拂金徴收	六四
	徴收手續	六四
	二二、振出請求書廻送	六四
	廻送手續	六四
	第二章 電信爲替	六七
	第一節 振 出	六六
	一、一般電信爲替	六六
(一)	振出請求書記載方及受付	六六
(二)	受領證書及原符の調製	六六
(三)	受領證書使用方法及書損等の處理	六九
(四)	振出帳記入方	六九
(五)	爲替電報記載方	六九
(六)	電報頼信手續	七一
	二、連續電信爲替	七三

(一)	振出請求書記載方	七二
(二)	受領證書及原符の調製	七三
(三)	振出帳記入方	七三
(四)	爲替電報記載方	七三
	三、至急電報に依る電信爲替	七四
(一)	振出請求書記載方	七四
(二)	受領證書及原符の調製	七四
(三)	振出帳記入方	七四
(四)	爲替電報記載方	七五
	四、留置電信爲替	七五
(一)	振出請求書記載方	七五
(二)	受領證書及原符の調製	七五
(三)	振出帳記入方	七五
(四)	爲替電報記載方	七五
	五、爲替電報速達又は別配達	七六
(一)	振出請求書記載方	七六
(二)	受領證書及原符の調製	七六
(三)	振出帳記入方	七七
(四)	爲替電報記載方	七七

	六、爲替證書速達又は別配達	七六
(一)	振出請求書記載方	七六
(二)	受領證書及原符の調製	七六
(三)	振出帳記入方	七六
(四)	爲替電報記載方	七六
	七、電信爲替金渡濟通知	八〇
(一)	振出請求書記載方	八〇
(二)	受領證書及原符の調製	八〇
(三)	振出帳記入方	八〇
(四)	爲替電報記載方	八二
	八、事故處理	八一
(一)	振出請求書事故	八一
(二)	爲替局報不達	八二
(三)	振出局所の送達不能證書の處理	八二
(四)	留置期間經過の證書處理	八三
	第二節 拂 渡	八四
	一、爲替電報送達紙受領及證書發行	八四
(一)	爲替電報送達紙受領	八四

(二)	爲替電報送達紙の検査	八五
(三)	電信爲替證書發行	八五
(四)	證書の送達	八七
(五)	電報送達紙の處理	八八
(六)	電信又は郵便の配達事務を取扱はない拂渡局所の電報送達紙處理	八八
二、送達不能證書の處理		
(一)	證書調製局の手續	八九
(二)	拂渡局所の手續	八九
(三)	返送證書亡失の場合の處理	八九
三、留置電信爲替		
(一)	證書交付	九〇
(二)	留置期間經過の證書處理	九二
(三)	留置證書の轉送	九二
四、現金拂渡		
(一)	事故照會	九二
(二)	不足料金追徴	九二
(三)	連續爲替一部拂渡	九二
(四)	爲替金渡濟通知	九二
五、當務者印鑑交換		
		九三

(一)	電信取扱局並に電信取扱局と三百三十米以内の電信を取扱はない局	九三
(二)	電信の取扱をしない局所	九三
(三)	電信の取扱をしない無集配局所	九三
(四)	見合印鑑の省略	九三
第三章 小爲替		
第一節 振 出		
	一、小爲替	九六
(一)	證書發行	九六
(二)	證書用紙書損等の場合	九七
(三)	振出帳記入方	九八
(四)	證書、受領證書及原符の處理	九八
二、小爲替金渡濟通知		
(一)	證書發行	九八
(二)	振出帳記入方	九九
三、拂渡局所及受取人宿所氏名の取消又は變更		
	指定取消又は變更手續	九九
第二節 拂 渡		
		一〇〇

一、拂 渡		
(一)	一般拂渡	一〇三
(二)	拂渡事故處理	一〇三
(三)	確認拂	一〇三
第四章 再度證書		
一、通常爲替及電信爲替		
(一)	有効期間經過に因る請求の場合	一〇六
(二)	亡失、毀損、汚斑に因る請求の場合	一〇七
二、小爲替		
(一)	有効期間經過及毀損汚斑に因る請求の場合	一〇八
(二)	亡失に因る請求の場合	一〇九
三、再度證書發行及再度證書請求通知書の處理		
(一)	貯金局 <small>(管理支)</small> の手續	一一〇
(二)	振出局所の手續	一一一
四、再度證書請求後原證書發見の場合の處理		
(一)	有効證書發見の場合	一一二
(二)	失效證書發見の場合	一一二

第五章 拂渡停止及解除		
(一)	停止請求書受付局所の手續	一一三
(一)	拂渡停止請求書記載方及受付	一一四
(二)	拂渡停止通知	一一四
(三)	振出帳及事務日誌記入	一一五
(四)	停止請求書の處理	一一六
(五)	停止通知到着前に拂濟のものもの處理	一一六
二、拂渡局所の停止手續		
(一)	停止通知書の處理	一一六
(二)	證書亡失届出に依る停止手續	一一七
三、拂渡停止解除手續		
(一)	受付局所の手續	一一七
(二)	拂渡局所の手續	一一七
第六章 爲替金拂戻		
一、通常爲替及電信爲替		
(一)	一般拂戻(亡失、毀損、汚斑のものを除く)	一二〇
(二)	證書亡失又は毀損、汚斑に因る拂戻	一二三
二、小爲替		
		一二四

第七章 拂渡及拂戻局所變更

一、拂渡局所變更……………一三〇

(一) 受付局所の手續……………一三〇

(二) 拂渡局所の手續……………一三三

(三) 振出局所の手續……………一三三

(四) 新拂渡局所の手續……………一三三

(五) 原拂渡局所の手續……………一三三

二、拂戻局所變更……………一三四

(一) 受付局所の手續……………一三四

(二) 振出局所の手續……………一三五

(三) 新拂戻局所の手續……………一三五

第八章 爲替金拂渡濟否取調……………一三七

一、拂渡濟否取調……………一三六

(一) 受付局所の手續……………一三六

(二) 拂渡局所の手續……………一三九

(三) 請求人に拂渡濟否通知……………一四二

第九章 戦時郵便爲替……………一四三

一、非常召集者宛爲替……………一四四

(一) 振出手續……………一四四

(二) 拂渡手續……………一四五

(三) 事故往復……………一四六

二、軍事郵便爲替……………一四六

(一) 野戦郵便局又は海軍々用郵便所の手續……………一四六

(二) 貯金局又は同支局の手續……………一四七

(三) 拂渡局所の手續……………一四七

(四) 爲替金拂戻……………一四八

三、俘虜郵便爲替……………一五〇

(一) 振出請求書記載方及受付……………一五〇

(二) 證書發行……………一五〇

(三) 振出帳記入方……………一五〇

(四) 拂渡手續……………一五一

第十章 雜件……………一五三

一、料金還付……………一五四

(一) 還付通知……………一五四

(二) 還付手續……………一五四

(三) 代り切手の請求……………一五四

二、爲替事故往復……………一五五

(一) 爲替事故往復書に依る照會及回答並に證明の手續……………一五五

(二) 電報に依る照會及回答手續……………一五六

三、帳簿用紙及印章……………一五九

(一) 帳簿及用紙の名稱並に保存期間……………一五九

(二) 證書の種類及刷色……………一五九

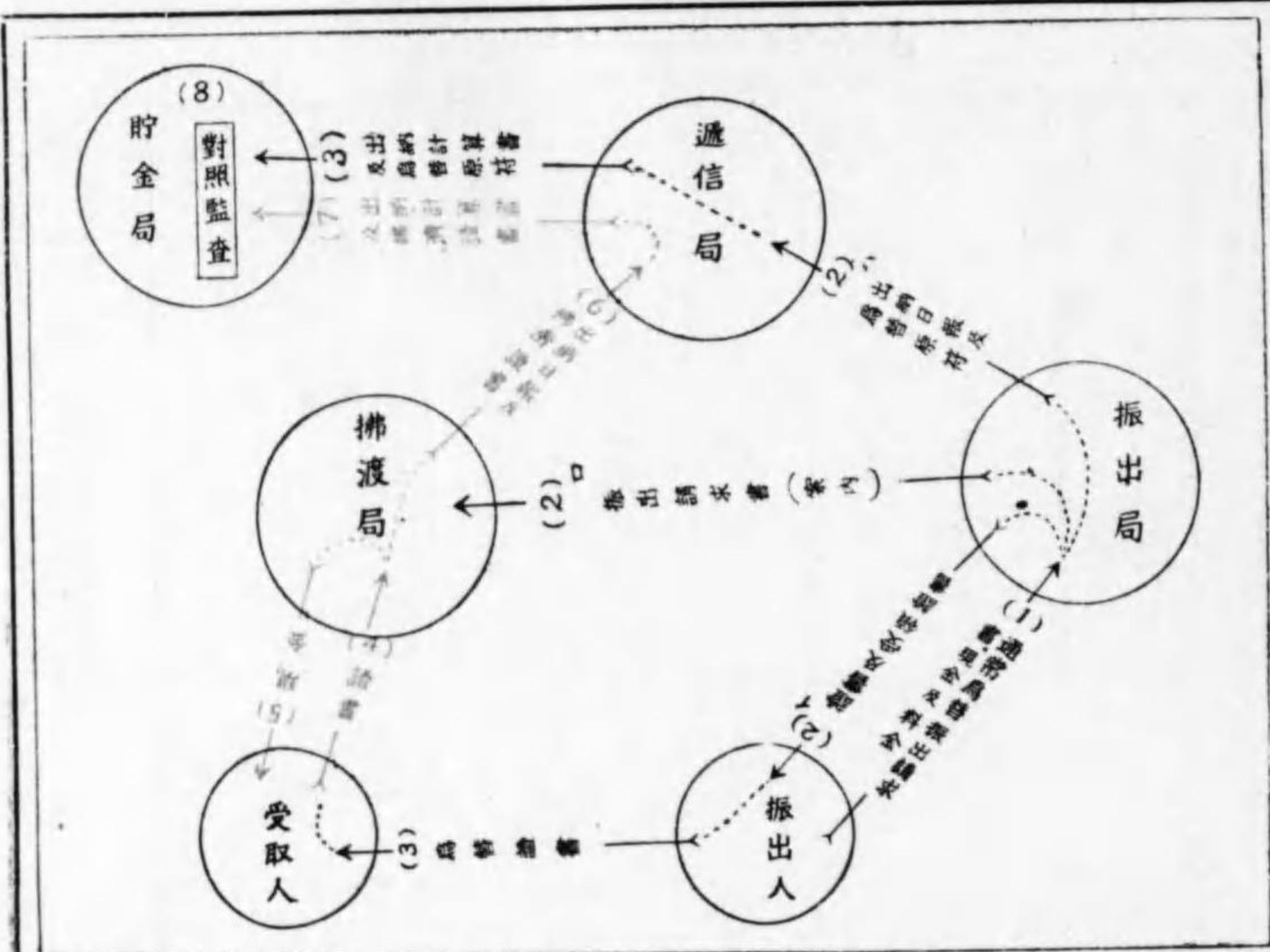
(三) 證書用紙請求及保管……………一六〇

(四) 證書用紙亡失盜難……………一六一

(五) 印章……………一六三

通常爲替取扱圖解

(墨書ハ振出
朱書ハ拂渡)



第一章 通常爲替

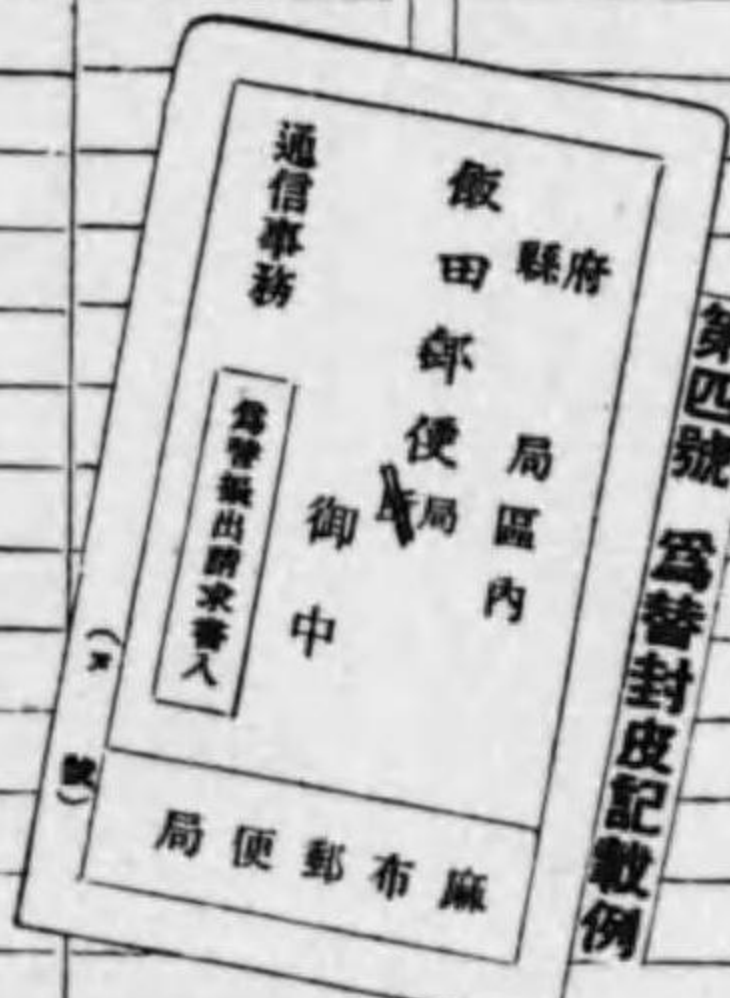
通常爲替 は差出人が通常爲替振出請求書と現金とを

郵便局所に差出し、郵便局所では通常爲替證書を發行して差出人に交付する、差出人は其の證書を爲替金受取人に送付する一方證書を發行した郵便局所では、振出請求書を指定拂渡局所に送付して爲替金拂渡の際の案内に供するので、案内式の送金制度である。

證書一枚の金額は參百圓迄で錢位未滿の端數は附けられないが、無料通常爲替は最高額の制限がなく、取立金通常爲替は千圓迄である。

第三號 振出記載例

月日	金額				振書番號	差出人宿所氏名	受取人宿所氏名	郵便局	備考
	千	百	十	圓					
12 19	3				8882	飯倉町 山崎 五郎 二ノ八	大阪市北區 山崎 八丁 田町一ノ六	梅田	
					3				
	1				4	飯倉町 川野千太郎 一ノ五	長野縣 飯田 山田三郎 江 戸 須	飯田	
	2	5			8891	飯倉町 河井 八郎 二ノ六	大阪市西區 河井 八郎 ノ子島一ノ五	大阪西	自8885不願使用 至8890 枚廢紙



8. 證書等の記載事項と振出請求書の記載事項とを對照検査して證書及受領證書を差出人に交付する。
 9. 原符は計算規程に依つて現金出納日報に添屬して遞信局へ送付する。
- (三) 振出帳記入及振出請求書發送
前號の手續が終つたならば左の處理をする。
1. 振出請求書に依つて第三號記載例の如く爲替振出帳に相當事項を記載し相違のないことを確める。
- (注意)
- (イ) 差出人及受取人の宿所は判明する程度に略記して差支ない。
 - (ロ) 金額の数字で終りから二つ以上零が続くときは零に代へ横線を畫しても差支ない。
2. 振出請求書は第四號記載例の如き爲替封皮(ヌ號)に納め最も速達する郵便差立便で指定拂渡局所へ送付する。
- (注意)
- (イ) 振出請求書の發送を遅延せしめると拂渡局所で受取人から拂渡の請求を受けても其の拂渡が出来ない、従つて受取人に迷惑を及すことになるから請求書は必ず振出と同時に最先便で發送する。
 - (ロ) 指定拂渡局所が無集配局所であるときは封皮に集配受持局名を肩書する。
- 但し拂渡局所の名稱が集配受持局と同一の行政上の地域名を冠したものであれば肩書を省略することが出来る。

第五號 證書廢紙例

<p>記號</p> <p>一 金 貳 百</p> <p>いり八八八参番</p> <p>印刷日附</p>	<p>記號</p> <p>一 金 貳 百</p> <p>いり八八八参番</p> <p>印刷日附</p>	<p>記號</p> <p>一 金 貳 百 七 拾 錢</p> <p>いり八八八参番</p> <p>印刷日附</p>
---	---	---

(四) 書損證書の處理

1. 證書を書損したときは第五號記載例の如く其の證書に縱横線を畫し廢紙とし計算規程に依つて一類證據書に添屬して遞信局へ送付する。尙書損證書の番號は第三號記載例の如く振出帳に記入して置く。
- (注意)
- 書損とは金額印の誤換、拂渡局所名の誤記又は日附印を誤換した場合を謂ふ。
2. 證書用紙が毀損汚斑して使用に堪へないとき及證書の番號を誤つて不順に使用した場合は其の中間番號に當る證書用紙が十枚未滿のときは廢紙とし又十枚以上のときは其の儘適つて使用し振出帳の備考欄に事由を記載して置く、一方遞信局經由貯金局へ不順に使用した番號及事由を報告する。尙五枚以上番號連續して廢紙とした場合は振出帳の備考欄に第三號記載例の如く證書番號と其の枚數を記載して置く。

第六號 證書用紙代用例

通常爲替證書ニ代用

出振
印刷日毎番

記號
1414

麻布郵便局長

右金額成規手續ヲ履行シ可拂渡候也

一金五拾圓也

通常爲替證書ニ代用

記號
1414

參陸六四番
いり

一金五拾圓也

本受領證書ハ爲替金、振込、及再渡證書、請求書、他、請求書、
又場合ニ是出カレトテ證明スル必要ニ付、大切ニ保存相成候

通常爲替證書ニ代用

記號
1414

參陸六四番
いり

一金五拾圓也

(五) 證書用紙缺乏の場合の處理

通常爲替證書用紙が缺乏して貯金局又は同支局から交付を受ける違のないときは他の證書用紙を代用し若し自局證書用紙で代用出来ないときは他局所の證書用紙を流用する。

1. 自局所の證書用紙を代用する場合は「電信爲替證書」「電信爲替金受領證書」「電信爲替原符」を使用し第六號記載例の如く左の箇所を訂正修補の上

一般の例に依つて處理し證書缺乏の事由、代用證書の記號番號及缺乏證書用紙に充當した證書の記號番號を所轄通信局及貯金局に通報する。

(イ)「電信爲替證書」「電信爲替金受領證書」「電信爲替原符」を何れも「通常爲替」と訂正する。

(ロ)「證書」の發行日附印とあるを振出日附印と訂正する。

(ハ)「證書」に記號番號を記入する。

(ニ)「受領證書」「原符」の番號を通常爲替證書の進行番號に訂正する。

(ホ)「證書」の振出局所名の文字を抹消する。

(ヘ)「證書」の用紙番號を抹消する。

(ト)「原符」の拂渡局所名を抹消する。

(チ)「證書」「受領證書」「原符」の餘白に「通常

通常爲替證書ニ代用

記號
1414

參陸六四番
いり

一金五拾圓也

通常爲替證書ニ代用

記號
1414

參陸六四番
いり

一金五拾圓也

本受領證書ハ爲替金、振込、及再渡證書、請求書、他、請求書、
又場合ニ是出カレトテ證明スル必要ニ付、大切ニ保存相成候

通常爲替證書ニ代用

記號
1414

參陸六四番
いり

一金五拾圓也

第七號 他局證書用紙流用例

通常爲替證書ニ代用

記號
1414

參陸六四番
いり

一金百圓也

滋賀縣西大路郵便局長

滋賀縣日野局證書流用

よゝゑ四参六式番
本は 参五八式番

通常爲替證書ニ代用

記號
1414

參陸六四番
いり

一金百圓也

爲替證書ニ代用」と朱書して主務者印を押捺する。

(注意)

電信爲替金受領證書用紙が缺乏して代用することが出来ない場合には第六九頁(三)のニに依つて適宜の用紙で受領證書及原符の代用を調整し前號(チ)に準じて處理する。

2. 他局所の證書用紙を流用するときは左の手續をする。

(イ) 證書用紙が缺乏し自局所の證書を代用することが出来ない旨を所轄通信局へ電報する。

(ロ) 通信局の措置に依つて他局所から證書用紙の送付を受けたならば第七號記載例の如く證書及原符の記號番號を自局所の記號及番號に訂正し「證書」「受領證書」「原符」の餘白に「何々局證書流用」と記載し主務者印を押捺して使用する。

(注意)

通信局で證書用紙が缺乏し自局所の證書を代用することが出来ない旨電報を受けたならば便宜同一府縣内の他局所の同一種類の證書用紙を流用せしめ直に其の事由及被流用局所名、證書用紙の記號番號を貯金局に通報する。

第八號 振出請求書記載例 (連続通書爲替)

書求請出振替爲常通		印附日出振	
局所 伊號甲	拂渡 函館	名氏所宿人取受 中村新吉	名氏所宿人出差 山田一郎
金額欄 金 〆 千 圓 也		東京市下谷区上野町二ノ一	
指取特 指定投		連	
記號欄 いわや		口數欄 金 額	
番號欄 至一五二八		印附日渡拂	

(六) 流用證書該當用紙廢紙處理
自局所又は他局所の證書用紙を代用又は流用した後貯金局から證書用紙の交付を受けたならば代用又は流用證書用紙に該當する證書用紙は第五頁(四)書指證書の處理に準じ廢紙とする。

二、連續通常爲替

連續通常爲替とは同一差出人から同一受取人に宛て同一局で拂渡す二口以上の爲替で取扱方法の同じものを謂ふ。連續爲替の取扱方は一般通常爲替の例に依るの外左の手續をする。

(一) 振出請求書記載方

1. 振出請求書に第八號記載例(※印の部分)の如く差出人をして總金高及其の口數を記載させる。
2. 特殊取扱指定欄に第八號記載例の如く「連」と記載する。

(二) 證書發行

1. 證書は振出制限額毎に記號番號を逐ひ順次調製し

五程一三五ノ

程一八ノ二

程一八ノ二

第九號 證書發行例 (連続通書爲替)

(三) 振出帳記入方

1. 金額欄に合計金額を記載する。
2. 證書番號欄に「自何番」「至何番」と記載する。
3. 備考欄に「連」と記載し口數を附記する。

三、爲替金拂渡猶豫

爲替金拂渡猶豫とは爲替振出の際差出人の請求に依つて振出後一定期間爲替金の拂渡を猶豫することを謂ふ。爲替金拂渡猶豫の取扱は一般通常爲替の例に依るの外左の手續をする。

則 一四

程一八ノ二

第十號 振出請求書記載例(爲替金渡)

書求請出振替爲常通		印附日出振	
局所 仙臺	拂渡 仙臺	名氏所宿人取受 仙臺市伊勢屋横丁五 小倉洋一	名氏所宿人出差 東京市赤坂區中ノ町一。 須藤三郎
イ號甲		金 五拾圓也	日計 口數 金 額
		取指 特殊 指定	日計 口數 金 額
		電報 通知 納済	印附日渡拂

(一) 振出請求書記載方

振出請求書に差出人をして第八號記載例に準じ特殊取扱指定欄に猶豫期間を「何日間猶豫」と記載させる。

(注意)

- (イ) 地渡猶豫の取扱に付ては特殊取扱料金を徴收しない。
- (ロ) 地渡猶豫期間の計算方は振出の日を期間に算入せず翌日から計算(例へば七月六日振出で十日の期間であれば七月十六日迄猶豫)するものであるから其の旨を念の爲差出人に警告して置く。

(二) 振出帳記入方

振出帳の備考欄に猶豫期間及拂渡猶豫の旨を記載する。

四、爲替金渡濟通知

爲替金渡濟通知とは差出人が爲替金の拂渡月日等を知る必要のあるとき其の通知方を振出の際請求し拂渡を了へたとき之を通知することを謂ふ。渡濟通知の方法は郵便及電報の二種あつて郵便に依るものは金四錢電報に依るものは電報料相當額の料金を徴收する。

第十一號 證書發行例(爲替金渡)

書證替爲常通		書證替爲常通	
金額 一 金 五 拾 圓 也	記號 い を せ 八 七 六 五 番	金額 一 金 五 拾 圓 也	記號 い を せ 八 七 六 五 番
赤坂郵便局長 主印		赤坂郵便局長 主印	
仙臺		仙臺	

渡濟通知の取扱方は一般通常爲替の例に依るの外左の手續をする。

(一) 振出請求書記載方

- 振出請求書の特取扱指定欄に第十號記載例の如く「爲替金渡濟通知料納済」印を押捺する。
- 電信に依つて通知を要するものは「通知料納済」印の傍に第十號記載例(※印の部分)の如く電報と朱書し主任印を押捺する。

(二) 證書發行

- 證書、受領證書、原符の金額の下部に第十一號記載例の如く「爲替金渡濟通知料納済」印を押捺する。
- 電信にて通知を要するものは「通知料納済」印の右傍に第十一號記載例(※印の部分)の如く電報と朱書し主任印を押捺する。

(三) 振出帳記入方

- 振出帳備考欄に「爲替金渡濟通知料納済」印を押捺する。
- 電信にて通知を要するものは「通知料納済」印の傍に電報と記載する。

五、證書送達

第十二号 振出請求書記載例(送達)

※ 一送金目的、委託買受代金
二差出人宿所氏名、通知ヲ要ス

書求請出振替爲常通		印附日出振	
局所 拂渡	名氏所宿人取受	名氏所宿人出差	 計日 口數 金額 印附日渡拂
飯田	飯田市江ノ須	山田忠藏	いぬ 一五三〇
取投 指定	東京市麹町區九ノ内一四		證書計日
※	山田二郎		番號
速達ハ錢	金貳百五拾圓也		證書

證書送達とは爲替振出の際差出人の請求に依つて其の證書を郵便局所から受取人へ普通郵便、速達郵便(内地相互間)又は航空郵便(内地と朝鮮、臺灣、樺太)で送達するものを謂ふ。

證書送達の取扱方は一般通常爲替の例に依るの外左の手續をする。

(一) 振出請求書記載方

1. 振出請求書の特取取扱指定欄に第十二號記載例の如く「證書送達」印を押捺する。
2. 速達郵便に依るものは第十二號記載例(※印の部分)の如く證書送達印の傍に「速達」と朱書し徴收済の速達料額を附記する。


(注意)

- 速達郵便に依り送達請求のもので郵便局市内外の別又は配達料額不明の場合は金拾四錢及郵便速達料の最小額以上の料金を徴收する。
3. 航空郵便に依るものは「證書送達」印の傍に第十二號記載例に準じ「航空」と朱書する。

則 一五
程 八七

則 一五ノ二

第十三号 證書發行例(送達)

書證替爲常通		印附日出振	
局所 拂渡	名氏所宿人取受	名氏所宿人出差	 計日 口數 金額 印附日渡拂
飯田	東京中央郵便局長	山田二郎	いぬ 一五三〇
取投 指定	東京中央郵便局長		證書計日
※	金貳百五拾圓也		番號
速達ハ錢	金貳百五拾圓也		證書

(二) 證書發行

1. 「證書」受領證書「原符」の金額下部に第十三號記載例の如く「證書送達」印を押捺する。
2. 速達郵便に依るものは第十三號記載例(※印の部分)の如く「證書送達」印の傍に「速達」と朱書し徴收済の速達料額を附記する。
3. 航空郵便に依るものは「證書送達」印の傍に「航空」と朱書する。

(三) 振出帳記入方

- 備考欄に「證書送達」印を押捺し左の事項を記載する。
1. 速達郵便に依るものは「速達」と朱書し徴收済の速達料額を附記する。
 2. 航空郵便に依るものは「航空」と朱書する。
 3. 送金目的又は差出人宿所氏名の通知を要するものは其の旨附記する。

(四) 證書及振出請求書發送

證書は振出請求書と共に爲替封皮(ヌ號)に納め速達

程 八七

程 八七

程 八七

第十四號 事故往復書記載例 (送書)

爲替 種別 普通爲替	記帳 記帳書 いいぬ 一五三〇	振出 月日 十二月十四日	印附日渡拂
一 金 貳百五拾圓也		送達八銭	
差出人 姓名 山田忠藏	差出人 住所 麹町区九ノ内一ノ四	受取人 姓名 山田二郎	受取人 住所 飯田市江ノ須
照會之部 前記爲替ニ關シ左ノ事項證明相成度候也 局御中			
證明之部 前記爲替ニ關シ左ノ事項證明候也 東京中央郵便局長 飯田郵便局御中			
照會 局所 印日附		證明 局所 印日附	
明證 旨要 振出請求書未着ノ旨未照ニ依リ 前記ノ通リ證明ス		三年保存	

又は航空送達を要するものは封皮表面左傍に「速達」又は「航空」と朱書して拂渡局所へ宛て發送する。但し拂渡局所が無集配局所であるときは集配受持局宛て發送する。

六、證書送達の振出請求書又は證書不著處理

證書送達の振出請求書又は爲替證書が拂渡局所或は受持集配局へ不著となつたときは振出帳に依つて送達を要する爲替であることを確め左の手續をする。

- (一) 振出請求書不著の場合
第十四號記載例の如く「爲替事故往復書」を調製して拂渡局所(拂渡局所が無集配局所)宛て發送する。
- (二) 爲替證書不著の場合
1. 第十五號記載例の如く當日使用順に當る爲替證書用紙を以て證書を調製し其餘白に原證書の番號、振出月日及事由を記載且日附印を押捺し拂渡局所(拂渡局所が無集配局所)へ送付する。
- 2. 受領證書及原符は第十五號記載例の如く原證書の番號、振出年月日及其の事由を記載且日附印を押捺し廢紙として計算規程に依つて現金出納日報に添屬して逓信局へ送付する。
- (三) 振出請求書及證書共不著の場合

程 九二

程 一二三

程 九二

程 九二

第十五號 證書再發行例 (送書)

爲替 種別 普通爲替	記帳 記帳書 いいぬ 一五三〇	振出 月日 十二月十四日	印附日渡拂
一 金 貳百五拾圓也		送達八銭	
差出人 姓名 飯田	差出人 住所 東京中央郵便局長	受取人 姓名 山田忠藏	受取人 住所 飯田市江ノ須
照會之部 前記爲替ニ關シ左ノ事項證明候也 東京中央郵便局長 飯田郵便局御中			
證明之部 前記爲替ニ關シ左ノ事項證明候也 東京中央郵便局長 飯田郵便局御中			
照會 局所 印日附		證明 局所 印日附	
明證 旨要 振出請求書未着ノ旨未照ニ依リ 前記ノ通リ證明ス		三年保存	

振出請求書及證書共拂渡局所(拂渡局所が無集配局所)へ不著のときは相當調査の上逓送途中亡失した事實が判明したとき前各號に依つて事故往復書及證書を再發行する。

(四) 振出帳記入方

- 1. 振出請求書不著の爲事故往復書に依つて證明した場合は備考欄に其の要旨を記載して置く。
- 2. 爲替證書を再發行したときは原證書記載の部備考欄に其の要旨を記載し又再發行の證書は金額欄に代用と記載して置く。

(注意)

證書送達を要する爲替で、其の證書及振出請求書共逓送途中亡失した場合、爲替金差出人より拂渡の請求があつたときは原證書の有効期間内であるかと否とに拘らず、代用證書を發行し第一二〇頁(一)の例に依つて爲替金の拂戻をする。此の場合に原證書が有効期間經過後であつても拂戻料金は徴收しない。

七、取立金通常爲替

取立金通常爲替は、代金引換郵便物の引換代金、又は集金郵便取立金を通常爲替證書に依つて代金引換郵便物差出人、又は集金郵便委託者に送付する制度である。

程 九二

則 三ノ三

第十六號 到着通知書記載例

代金引換郵便物到着通知書 No.

	代金	千	百	十	圓	十	錢
		8	8	5	2	0	
(受取人の居所及氏名) 泉町三 持丸政次郎殿 通信事務	差出人の居所及氏名	淀橋區戸塚町二ノ一四五 松崎弘吉					
	留置局名	横濱及町局 <small>(本欄に局名記入なきものは總て當局に引換方申出のこと)</small>					
	留置期限	1月21日迄 <small>(最終日が休日又は休暇日なるときは其の翌日迄とす)</small>					
	引受局名	高田馬場				乙	3
差出人の振替貯金口座番號							
上記代金引換郵便物が到着致して居りますから爲替貯金取扱時間内に上欄の留置局に代金と引換方御申出下さい 追て留置期限経過したるときは差出人へ還付致します 1月11日 神奈川郵便局							
郵便物の受領印	にむろく			日附振出印		日附振出印	
證書記號番號	4634			14.1.14		14.1.14	
日口数				金		額	
計							

取立金通常爲替一枚の制限金額は、千圓で其の料金は取立金額貳拾圓以下のものは小爲替の料金を、又參百圓を超過するものは超過額百圓迄毎に拾錢の割合で爲替金拂渡の際、郵便物差出人又は集金郵便委託者から郵便切手で徴收することになつてゐる。

取立金爲替は一般通常爲替の例に依るの外左の手續をする。

(一) 引換代金受入

1. 代金引換郵便物受取人が現金及代金引換郵便物到着通知書を差出したならば現金に相違のないことを確めて受領し、第十六號記載例の如く通知書の相當欄に日附印を、又金額の傍に主任印を押捺して之を受取人に交付する。但し爲替事務を取扱ふ者と郵便物を交付する者と、同一人の場合には到着通知書に主任印の押捺を省略することが出来る。
2. 郵便主任から郵便物交付済の「到着通知書」の廻付を受けたならば、之に依つて爲替振出の手續をする。

程四〇ノ二

(二) 集金郵便取立金受入

1. 集配員から取立済に係る「集金郵便委託書」及「現金」の交付を受けたならば、現金に相違のないことを確めて受領し集金郵便到着帳に受領證印する。

程四〇ノ五

第十七號 證書發行例 (取立)

<p style="text-align: center;">書證替成実通</p> <p style="text-align: center;">一 金 八百八拾五圓貳拾錢</p> <p style="text-align: center;">横濱及町郵便局長 高田馬場</p> <p style="text-align: center;">14.1.14</p>	<p style="text-align: center;">書證替成実通</p> <p style="text-align: center;">一 金 八百八拾五圓貳拾錢</p> <p style="text-align: center;">横濱及町郵便局長 高田馬場</p> <p style="text-align: center;">14.1.14</p>	<p style="text-align: center;">書證替成実通</p> <p style="text-align: center;">一 金 八百八拾五圓貳拾錢</p> <p style="text-align: center;">横濱及町郵便局長 高田馬場</p> <p style="text-align: center;">14.1.14</p>
--	--	--

(三) 證書發行

1. 到着通知書又は委託書に依つて引受局所を拂渡局所に指定し第十七號記載例の如く爲替證書を發行する。但し受領證書は廢棄する。
2. 證書表面の餘白及原符の郵便切手貼附欄に第十七號記載例の如く「郵便取立金」印を押捺し郵便物の引受番號及爲替料金額を記載する。
3. 到着通知書又は委託書の證書記號番號欄に證書の記號番號を轉記する。

程四〇ノ三

(四) 振出帳記入及證書發送

1. 差出人宿所氏名の記載を省略し備考欄に郵便物引受番號を附記する。
2. 證書及到着通知書(又は委託書)は爲替封皮(又號)に納め指定拂渡局宛て發送する。

程四〇ノ三

八、取立金通常爲替證書追加發行

取立金通常爲替證書發行後に引受局所よりの照會等に依つて金額を誤つて不足に取立て證書を發行したこ

程四〇ノ一

第十八號 代用到着通知書記載例

(代用) 代金引換郵便物到着通知書 No. _____

	代金	千	百	十	圓	十	錢
			1	0	0	0	0
差出人の 居所及氏名	淀橋區戸塚町二ノ一四五 松崎弘吉						
留置局名	横濱反町局 (本欄に局名記入なきものは總て當局に引換方申出のこと)						
留置期限	1月21日迄 (最終日が休日又は休暇日なるときは其の翌日迄とす)						
引受局名	高田馬場					引換受番	乙 6 3 5
差出人の振替 貯金口座番號							
上記代金引換郵便物が到着致して居りますから爲替貯金取扱時間内に上欄の留置局に代金と引換方御申出下さい 追て留置期限経過したるときは差出人へ還付致します 1月21日 神奈川郵便局							
郵便物の 受領印	にむ 4660			爲日 附振 出印			
証書 記號 番號							
日 口 計							

とが判明したときは、郵便物受取人から不足額を追徴して追加證書を發行する。其の取扱方は取立金爲替の例に依るの外左の手續をする。

(一) 代用到着通知書作製

第十八號記載例の如く代用到着通知書を調製する。

(二) 追加證書發行

1. 代用到着通知書に依つて、第十九號記載例の如く當日使用順の證書用紙を以て、證書を發行し其の餘白及原符の郵便切手貼附欄に、原證書の發行年月日、記號番號及追加發行の旨を附記する。
2. 郵便取立金印の料金欄には取立總金額に對する料金と前に徴收した料金との差額を記入する。

(注意)

原證書送達途中失失の場合は證書送達を要する爲替證書亡失の例に準じて、振出局所で證書を再發行する。

(三) 取立金追徴を要する郵便物受取人轉居の場合の處理

1. 取立金の追徴を要する受取人が自局受持區域外に轉居した場合は、郵便物受取人宿所氏名、引受局所名、引受番號、取立金金額、不足額及前に發行した爲替證書の記號番號等を記載した通知書を調製して、轉居先を受持つ取立局所に發送する。
2. 新取立局所に於て前項の通知書を受けたならば、不足額を追徴し前各號に依つて追加證書を發行する。

(注意)

受取人が所在不明となつて追徴することが出来なければ、郵便法に依つて不足金を賠償することになるので、此の場合は通信局の指揮を受ける。

九、無料爲替

無料爲替とは郵便、郵便爲替、郵便貯金、電信電話の事務に關し當該官署相互間又は當該官署と其の官吏との間に受授する官金及遞信大臣に於て特に必要と認められた者の間に受授する金員即ち次に掲ぐる場合に無料にて取扱ふ爲替を謂ふ。

- (イ) 郵便切手類及收入印紙買受代金を三等局より

第十九號 追加證書發行例 (取立)

昭和十四年一月十六日發行にむ四六三四番取立金證書對スル追加發行

<p>書證替爲常通</p> <p>記號</p> <p style="font-size: 2em;">19274660番</p> <p>印附日連係</p>	<p>記號</p> <p style="font-size: 2em;">19274660番</p> <p>印附日連係</p>	<p>書證替爲常通</p> <p>記號</p> <p style="font-size: 2em;">19274660番</p> <p>印附日連係</p>
<p>一 金 百圓也</p> <p>昭和三十四年一月十六日發行にむ 四六三四番取立金證書對スル追加發行</p>	<p>一 金 百圓也</p> <p>昭和三十四年一月十六日發行にむ 四六三四番取立金證書對スル追加發行</p>	<p>一 金 百圓也</p> <p>横濱反町郵便局長 高田馬場</p>

明治三十七、
公三、
爲替五、
一、
七、

○程四〇ノ一
○程四〇ノ一
○程四〇ノ一

第二十二號 事故往復書記載例 (手續渡)

爲替 種別 通常爲替	振出 月日 一月十七日	受取 人 京橋区尾張町 一丁目 山川 博	送附 人 愛知縣 鳴海町三王山 田村文太郎
金額 一五三六	印附日渡拂	照會之部 前記爲替ニ關シ左ノ事項證明相成度候也 局御中	
證明之部 前記爲替ニ關シ左ノ事項證明候也 愛知縣鳴海郵便局長 京橋郵便局 所御中			
證明書ニ主務者記名調印成			
證明書 日附 局所 證明 14.1.17			
照會 日附 局所 照會			
省 信 遞			

1. 自局所拂渡のもので振出請求書に事故があれば相當訂正し、又證書に事故があれば其の旨を振出請求書に附箋して置く。
 2. 他局所拂渡のもので郵便に依つて通知するものは第二十二號記載例の如く事故往復書を調製して主務者記名調印の上日附印を押捺し指定拂渡局所に送付する。
 3. 他局所拂渡のもので電報に依つて通知するものは第二十三號記載例の如く拂渡局所に左の事項を略符號で電報する。
 - (イ) 爲替證書の番號
 - (ロ) 爲替種別
 - (ハ) 事故の要領
 - (ニ) 自局名(電信事務を取扱ふ局は省略する)
- (注意)
- (イ) 電報本文中路符號のない事項は極めて簡明に記載する。
 - (ロ) 電報で往復する場合、當該局所間に電信の設けなきとき、又は電信の設けあるも郵便の方が速達する見込のあるところでは郵便で往復する。
- (二) 振出帳記入方
- 程 一一三
程 一二五
程 一二六
程 一九

第二十三號 電報記載例 (振出日附印渡通知)

宛 名 ケウバシ	定指 局内 心得	本 一 五 三 六 ツ ヒ セ ケ 一 〇	文 譯文 一五三六番通常爲替ノ 振出月日ハ七月十日ナ リ名古屋本町局
-------------	----------------	---	--

振出帳の當該爲替記載の部備考欄に其の事由を記載して置く。

一、振出請求書誤記訂正

振出請求書誤記訂正とは爲替の差出人が自己又は受取人の宿所氏名を振出請求書に誤記し其の記載事項訂正方を郵便局所に請求することを謂ふ。

振出請求書の誤記訂正請求を受けたときは左の料金を徴収する。

(イ) 拂渡局所に郵便で通知するもの…金四錢

(ロ) 拂渡局所に電信で通知するもの…電報料相當額

(一) 訂正請求書記載方及受付處理

1. 「爲替金受領證書」を呈示させ、正當差出人であることを確めた上第二十四號記載例の如き振出請求書誤記訂正請求書を差出させる。

2. 「振出帳」と對照して左の手續をする。

(イ) 自局所拂渡のものは「訂正請求書」(通知料金は要らない)を振出請求書に貼附して置く。

(ロ) 拂渡局所が他局所で郵便に依つて訂正通知

程 二〇
程 一七

第二十四號 訂正請求書記載例(様式)

爲替振出請求書訂正請求書

- 一、爲替種別 通常爲替
 - 一、振出年月日 昭和十四年一月九日
 - 一、證書記號番號 いいぬ一五三五番
 - 一、差出人宿所氏名 麹町區丸の内一ノ二 内田義一
 - 一、訂正事項 受取人氏名ヲ山川晴ト訂正
 - 一、通報種別 郵便
- 右請求候也

昭和十四年一月十日



東京中央郵便局御中

内田義一

をするものは料金切手を徴し訂正請求書に貼附消印し、第二十五號記載例の如く事故往復書を調製して、證明の部餘白に「料金徴收」と朱書し拂渡局所へ送付する。

(ハ) 電信で訂正通知をするものは第二十三號記載例に準じ電報頼信紙を調製し通知料に相當する郵便切手を徴收して訂正請求書に貼附消印し電報の本文を訂正請求書の餘白に轉寫して直に電報發信の手續をする。

程 一三五

3. 訂正請求書は計算規程に依つて一類證據書と共に現金出納日報に添屬して逕信局に送付する。

(二) 振出帳記入方

程 二〇

振出帳の當該爲替記載の部備考欄に事由を附記して置く、尙電信通知のものは其の料金額をも記載する。

(三) 訂正通知書發送後既に拂渡済の旨通知を受けた場合の處理

訂正通知後拂渡局所から通知書到着前に既に拂渡した旨通知があつた場合は振出帳の備考欄に其の旨を記載して差出人に適宜の方法で通知する。

程 二一

第二十五號 事故往復書記載例(振出請求書)

爲替種別 通常爲替	證書記號番號 いいぬ一五三五	振出年月日 一月九日	振出金額 一金貳百五拾圓也
差出人宿所氏名 東京市麹町區丸の内二 内田義一	受取人宿所氏名 大阪市南區巖屋町六 山川清	證明之部 前記爲替ニ關シ左ノ事項證明相成度候也	照會之部 前記爲替ニ關シ左ノ事項證明相成度候也
東京中央郵便局御中	大阪東橋郵便局御中	證明之部 受取人氏名ヲ山川晴ト訂正願出タリ	照會之部 受取人氏名ヲ山川晴ト訂正願出タリ

三年保存

(注意)

同時に振出した二口以上の爲替に對する誤記訂正料金は差出人、受取人同一のときに限り爲替の口數に拘らず合一して一口の料金を徴收する。

二、爲替振宛局誤指定

爲替振出後爲替事務未開始又は廢停局所を拂渡局所に誤指定して振出したことに氣付いたときは直に正當拂渡局所に變更方の手續をする。

(一) 改訂通知及處理

1. 振出後直に發見した場合は左の手續をする。

(イ) 振出請求書發送前ならば相當訂正し、又發送後なるときは第二十五號記載例に準じ「事故往復書」を調製し最も利便と認める局所へ發送する。

(ロ) 爲替金受取人に對し新に指定した拂渡局所に爲替金の受取方を請求する様通知する。

(ハ) 事故往復書發送後振出請求書の返送を受けるときは餘白に其の事由を記載して適宜整理保存する。

2. 振出請求書の返送を受け始めて誤指定判明の場合

明治三五、通郵甲、替六三、五〇爲替一貯金編上

程 二二

程 一三三

第二十六號 證書裏面事由記載例(去置)

證書置去



本證書金額ノ受取方ヲ
ニ委任致候也

は左の手續をする。

(イ) 差出人若しくは受取人に對し利便な局所を指定し差支ないか如何かを問合せた上差支ない旨申出たときは、振出請求書の拂渡局所名を訂正し裏面に事由を記載し且日附印を押捺して新拂渡局宛て發送する。

(ロ) 受取人に其の旨を通知する。

(二) 振出帳記入方

振出帳の當該爲替記載の部相當欄に其の事由を記載して置く。

一三、爲替證書置去

爲替證書置去とは爲替の差出人が爲替證書の交付を受けずに置き忘れたものを謂ふ。

置去證書を發見した場合は左の手續をする。

1. 差出人判明の場合は受取方を通知し出頭したときは受取人の宿所氏名金額等を尋問し差出人に相違のないことを確めて交付する。

2. 差出人不明の場合は一週間其の旨を局前に揭示し適當の方法で差出人を探し尙判明しないときは證書の裏面に第二十六號記載例の如く事由を記載し

程 二三

程 二三

第二十七號 事故往復書記載例(照會對)

爲替 種類 普通爲替	爲替 記號 い い わ 一 五 三 九	振出 年月日 一月十八日	振出 金額 一金百圓也	差出人 名 東京市麹町区 丸の内一五 島田清	受取人 名 河合晴
照會之部					
前記爲替ニ關シ左ノ事項證明相成度候也 東京中央郵便局長 所御中					
證明之部					
前記爲替ニ關シ左ノ事項證明候也 東京中央郵便局長 所御中					
照會之部 振出請求書ノ受取人宿所 不明					
證明之部 大阪市南區宗右衛門町二二					

省 信 遞

貯金局へ送付する一方振出帳の備考欄に其の事由を記載して置く。

(注意)

郵便局内より發見した爲替證書も本手續に依つて處理する。

一四、事故處理

拂渡局所から振出請求書又は爲替證書に事故のある旨照會を受けたときは直に調査して左の手續をする。

(一) 爲替事故往復書に依る回答

事故往復書に依つて照會を受けたときは第二十七號記載例の如く當該事故往復書の證明要旨欄に回答事項を記入し主務者記名調印の上日附印を押捺して照會局所に送付する。

(二) 電報照會對する回答

1. 振出請求書未著の照會を受けたときは第二十二號記載例に準じ事故往復書に依つて回答する。

2. 左の事故照會を受けたときは第二十三號記載例に準じ電報に依つて回答する。

- (イ) 振出請求書と金額不符合
- (ロ) 證書面の金額不明
- (ハ) 振出請求書と證書と記號番號不符合
- (ニ) 證書に主務者記名調印洩
- (ホ) 振出請求書に代るべき事故往復書等に記載

程 一二三

明治四一、
八、通業甲
九七六
爲替貯金
上三五頁

程 一二五

第一號 電報記載例(事故)

宛	名	アサブ
定指	局内 心得	
本	ハ ハ ハ 四 ツ ヒ	
文	譯文 いりハハハ四番通常爲 替ニハ振出日附印押捺 洩ナリ振出月日ハ何月 何日ナリヤ	

せる差出人又は受取人の宿所氏名が受取人の答辯又は證書と不符合

第二節 拂渡

一、振出請求書保管

振出請求書又は之に代るべき事故往復書は爲替金拂渡の際爲替證書と對照して拂渡の正確を期するものであるから之が送付を受けたならば自局所で拂渡すべきものであること及其の眞偽竝に記載事項の完否を嚴重に検査の上保管する。

(一) 記載事項調査

左の事項に不明又は記入洩若しくは押捺洩等の事故のないことを確める。

1. 振出日附印
 2. 證書記號番號
 3. 金額
 4. 差出人及受取人宿所氏名
 5. 拂渡局所名
- (二) 事故照會
- 検査に際し左の事故があつたならば直に第一號記載例の如く電報に依つて振出局所に照會する。
1. 振出日附印押捺洩又は不明

程 二四

程 一四五

第二號 事故往復書記載例(振出請求書誤記)

爲替 種類 普通爲替	記號 いぬ 五三六一	振出 月日 一月十日	振出 金額 一金貳百圓也
差出人宿所氏名 東京市四谷区 左門町三ノ五 秋田 稔	受取人宿所氏名 山口縣豊浦郡 川中村大字石原 早河敏郎	照會 之部 前記爲替ニ關シ左ノ事項證明相成度候也	照會 之部 前記爲替ニ關シ左ノ事項證明候也
證明 之部 前記爲替ニ關シ左ノ事項證明候也	證明 之部 前記爲替ニ關シ左ノ事項證明候也	證明 之部 前記爲替ニ關シ左ノ事項證明候也	證明 之部 前記爲替ニ關シ左ノ事項證明候也

山口縣豊浦郡 川中村大字石原 早河敏郎

山口縣務小郵便局 御中

受取人氏名ヲ早川敏郎ト訂正願出タリ

料金徴收

14.1.10

三年保存

2. 證書記號番號記入洩又は不明
3. 金額不明
4. 差出人又は受取人宿所氏名不明
5. 拂渡局所名記入洩又は不明

(注意) (イ) 振出請求書を偽造して普通の封皮に納め拂渡局所に送付して置き偽造爲替證書に依り詐取を圖るものがあるから振出請求書及證書の眞偽を鑑査するは無論であるが爲替封皮に封入されてない振出請求書を受けたならば、正當の理由で他の封皮を使用したものであることを確認出来るもの外は振出局所に振出の正否を照會する。

(三) 回答處理

前號の回答電報を受けたならば電報送達紙を當該振出請求書の裏面に貼附して置く。

(四) 證書又は振出請求書不備訂正通知を受けた場合

振出局所から拂渡局所の照會に基かすして第二號記載例の證書又は振出請求書の手續洩或は差出人、受取人、宿所氏名等訂正請求に因る事故往復書又は電報を受けたならば左の手續をする。

1. 拂渡未済ならば事故往復書又は電報送達紙を當該振出請求書に貼附して置く。

明治三三、三四年、通爲替、長通爲替、六頁

明治三五、三四年、通爲替、長通爲替、六頁

程 二五

第三號 爲替證書拂渡手續例(一般)

書 證 替 爲 常 通			
記 號 番 號 14.1.25 印 附 日 渡 拂	一 金 五 拾 圓 也	記 號 番 號 14.1.20 印 附 日 出 振	
本 郷 郵 便 局 長 若 主 印 務		拂 渡 局 所 名 德 島 通 町	
受 取 人 記 調 名 ※ 中 村 絹 子		振 出 日 附 印 14.1.20	

2. 拂渡済ならば其の旨を振出局所に通報して事故往復書又は電報送達紙の裏面に「何月何日拂渡と記載し日附印を押捺の上適宜整理保存する。」

二、一般拂渡

爲替金拂渡の請求を受けたならば證書を保管中の振出請求書と對照し證書が有効期間内且真正な事及正當權利者の請求であること等を左の要領に依つて確めた上拂渡をする。

(一) 振出請求書と證書との對照検査

1. 證書に第三號記載例(※印の部分)の如く受取人が記名調印してあることを確める。

(注意)

- (イ) 受取人が外國人ならば署名だけで印章はなくても差支ない。
- (ロ) 在監人に拂渡すときは司獄官吏の證明書を差出させる。若し印章を所持しないときは其の旨を附記させる。
- (ハ) 法人又は法人でない團體に拂渡すときは其の名稱を記載調印させるか又は其の代表者若しくは金銭の出納を掌る者に其の肩書及氏名を記載調印させる。
- (ニ) 金庫設置の市町村に宛てた爲替金は當該金庫に拂渡をする。
- (ホ) 無印章者に拂渡すときは保證人を立てさせ記名調印させる。此の場合には保證人の資格を調査し且保證債務を承認してゐることを確めた上當該書類の餘白又は裏面に調査済と記載し主務者印を押捺する。

程	二六	程	一一	程	七	程	五八
法	五	昭和一、二、六貯業一、六	三七貯金局	昭和一、二、六貯業一、六	三七貯金局	昭和一、二、六貯業一、六	三七貯金局

第四號 振出請求書拂渡手續例(一般)

書 求 請 出 振 替 爲 常 通			
印 附 日 出 振 14.1.20 記 號 番 號 六 六 八 八 日 口 數 計 金 額 印 附 日 渡 拂 14.1.25	金 五 拾 圓 也	受 取 人 記 調 名 中 村 絹 子	
振 出 局 所 名 德 島 通 町		振 出 日 附 印 14.1.20	
受 取 人 記 調 名 中 村 絹 子		振 出 日 附 印 14.1.25	

第四號 振出請求書拂渡手續例(一般)

- 2. 振出請求書と證書との各記載事項が符合すること及有効期間内(第六一頁)であることを確める。
 - 3. 振出請求書に依つて拂渡猶豫の請求のあるものは其の期間を経過してゐること又拂渡停止請求のあるものは停止解除の通知を受けてゐることを確める。
 - 4. 振出請求書に事故のあるものは照會に依る回答の電報が貼附してあり證書の記載事項と總て符合することを確める。
 - 5. 振出請求書又は證書の手續洩或は記載事項訂正方の事故往復書又は電報のあるものは訂正の通に相違のないことを確める。
- (二) 受取人尋問
- 正當權利者の請求であるか否かを確める爲に左の事項を受取人に尋問する。
1. 差出人の宿所氏名
 2. 受取人の宿所氏名
 3. 振出請求書に商標、商號、其の他の符號が書いてあれば其の商票等。
- (参考)
- 郵便官署は爲替金拂渡等の際疑義の點があれば受取人の眞偽を調査する爲本人に必要な證明をさせることが出来る。

法	五	程	二六
---	---	---	----

第七號 爲替證書拂渡手續例 (連送料金不足徴収)

通常爲替證書

記號 番號	いぬ六參五五番	印附日渡拂	14.1.22	速達料八錢	証書送達
切手二錢	切手二錢	速達料二十錢不足は付込納り要ス	速達料二十錢不足は付込納り要ス	速達料二十錢不足は付込納り要ス	速達料二十錢不足は付込納り要ス
受取人記名	綿貫哲雄	振出日附印	14.1.21	速達料二十錢不足は付込納り要ス	速達料二十錢不足は付込納り要ス
拂渡局名	沼津	速達料二十錢不足は付込納り要ス	速達料二十錢不足は付込納り要ス	速達料二十錢不足は付込納り要ス	速達料二十錢不足は付込納り要ス
受取人記名	四谷郵便局長	速達料二十錢不足は付込納り要ス	速達料二十錢不足は付込納り要ス	速達料二十錢不足は付込納り要ス	速達料二十錢不足は付込納り要ス
通常爲替	一金百圓也	速達料二十錢不足は付込納り要ス	速達料二十錢不足は付込納り要ス	速達料二十錢不足は付込納り要ス	速達料二十錢不足は付込納り要ス

6. 振出請求書に代るべき事故往復書に記載してある差出人又は受取人の宿所氏名が受取人の答辯又は證書と符合しないとき。

右以外の事故は拂渡停延の手續をして事故往復書に依つて振出局所に照會し其の回答を俟つて拂渡をする。

(六) 拂渡不能

事故が差出人又は受取人の過失に因るものであるときは拂渡停延の手續をせず口頭で拂渡の出来ない旨を受取人に傳へ其の事故の要旨を差出人に通知する。

程 三一

三、連續爲替拂渡

連續爲替の拂渡は一般拂渡の例に依るの外左の手續をする。

(一) 振出請求書と證書との對照検査

1. 證書の合計口數金額が振出請求書の口數、金額に符合することを確める。

程 二六ノ二

(二) 一部拂渡

1. 連續爲替證書の一部を拂渡したときは第六號記載例の如く振出請求書の餘白に事由を記載して爲替拂渡帳に拂渡月日、金額、證書記號番號を記載す

程 二六ノ二

第八號 振出請求書拂渡手續例 (連送料金不足徴収)

通常爲替出請求書

振出日附印	14.1.21	速達料二十錢不足は付込納り要ス	速達料二十錢不足は付込納り要ス	速達料二十錢不足は付込納り要ス	速達料二十錢不足は付込納り要ス
計日	口數	金	額	速達料二十錢不足は付込納り要ス	速達料二十錢不足は付込納り要ス
證書記號番號	いぬ	六三五五	六三五五	速達料二十錢不足は付込納り要ス	速達料二十錢不足は付込納り要ス
受取人記名	東京市四谷區左門町二	速達料二十錢不足は付込納り要ス	速達料二十錢不足は付込納り要ス	速達料二十錢不足は付込納り要ス	速達料二十錢不足は付込納り要ス
受取人記名	及川長治	速達料二十錢不足は付込納り要ス	速達料二十錢不足は付込納り要ス	速達料二十錢不足は付込納り要ス	速達料二十錢不足は付込納り要ス
受取人記名	沼津市外小諏訪	速達料二十錢不足は付込納り要ス	速達料二十錢不足は付込納り要ス	速達料二十錢不足は付込納り要ス	速達料二十錢不足は付込納り要ス
受取人記名	綿貫哲雄	速達料二十錢不足は付込納り要ス	速達料二十錢不足は付込納り要ス	速達料二十錢不足は付込納り要ス	速達料二十錢不足は付込納り要ス
受取人記名	沼津縣	速達料二十錢不足は付込納り要ス	速達料二十錢不足は付込納り要ス	速達料二十錢不足は付込納り要ス	速達料二十錢不足は付込納り要ス
受取人記名	沼津	速達料二十錢不足は付込納り要ス	速達料二十錢不足は付込納り要ス	速達料二十錢不足は付込納り要ス	速達料二十錢不足は付込納り要ス
受取人記名	特取扱	速達料二十錢不足は付込納り要ス	速達料二十錢不足は付込納り要ス	速達料二十錢不足は付込納り要ス	速達料二十錢不足は付込納り要ス
受取人記名	證書送達	速達料二十錢不足は付込納り要ス	速達料二十錢不足は付込納り要ス	速達料二十錢不足は付込納り要ス	速達料二十錢不足は付込納り要ス
受取人記名	連達八錢	速達料二十錢不足は付込納り要ス	速達料二十錢不足は付込納り要ス	速達料二十錢不足は付込納り要ス	速達料二十錢不足は付込納り要ス

四、證書送達拂渡

證書送達の振出請求書及證書を受けたならば自局で取扱ふものであることを確め直に左の手續をする。

(一) 證書送達手續

1. 證書は直に書留郵便で受取人に送付する。

程 八八

2. 連達又は航空送達請求のものは取扱時間の内外を問はず之を連達又は航空の書留郵便として受取人に送付する。

3. 振出請求書は裏面に日附印を押捺して保管する。

4. 拂渡局所が無集配局所であるときは其の受持集配局が1.2.の手續をする。又振出請求書は裏面に日附印を押捺して普通郵便(連達又は航空送達のものでは連達又は航空郵便)で之を拂渡局所に送付する。

5. 連送料金が不足せる證書を送達するときは第七號及第八號記載例の如く證書及振出請求書の餘白に

第九號 特別拂渡印鑑届記載例(様式)

印 鑑 届

當工場内在宿者宛爲替金ハ左ノ管理者印鑑ト對照ノ上拂渡相成度此段及御届候也

管理者印 (印)

昭和十四年一月十日

東京市深川區須崎町五

山川鐵工場主 山川 敏夫 (印)

深川郵便局 御中

「速達料何程不足ニ付追納ヲ要ス」と記載し主任印を押捺し2.3.4.に依つて處理する。

6. 證書送達等の特殊取扱表示洩の證書又は振出請求書の送付を受けたならば不備の點を相當修補し前各號に依つて處理する。

7. 送金の目的を通知しなければならぬものは振出請求書に依つて證書の餘白に送金目的を記載し1.2.4.に依つて送達する。

(二) 拂渡手續

現金拂渡の請求を受けたならば一般拂渡の例に依つて處理するの外左の手續をする。

1. 速達料不足のものは不足料金相當の郵便切手を差出させ第七號記載例の如く證書の餘白に貼附の上日附印で消印する。

2. 差出人宿所氏名の通知を要するものは其の尋問を省略し口頭で差出人宿所氏名を受取人に通知する。

(三) 送達又は還付不能證書等の處理

受取人又は差出人の住所不明等の爲證書を送達又は還付し得ないときは第八九頁二、電信爲替の送達又は還付不能處理の例に依つて處理する。

程	八九
程	九〇
程	四九
程	四八

第十號 簡易拂申請書記載例(様式)

簡易拂承認申請書

拙者宛爲替金ハ左ノ印鑑ト對照ノ上簡易手續ニ依リ拂渡相成度若之ガ爲官ニ損害ヲ生ジタル場合ハ直ニ辨償可致保證人連署此段及申請候也

印 鑑

昭和十四年一月十日

東京市板橋區板橋町八ノ一

申請人 川 口 文 治 (印)

東京市板橋區板橋町七ノ三

保證人 山 本 賢 二 郎 (印)

板橋郵便局 御中

調査 濟

(註) 者印

(四) 事故處理

證書送達を要する爲替證書、振出請求書等何れか不著の場合は關係書類を添附し振出局所へ照會し其の回答を俟つて處理する。

五、學校、兵營、工場等在宿者宛爲替の特別拂渡

學校、兵營、工場等の在宿者に宛てた爲替金の詐取を防止する爲左の特別取扱をすることが出来る。

拂渡手續

1. 管理者を定めて特別拂渡方を願出たときは其の印鑑を第九號記載例の如く提出させて置く。

2. 拂渡請求のときは必ず證書の裏面に管理者の届出済印章を押捺させる。

3. 拂渡の際は一般の例に依つて證書に記名調印させ尙届出の管理者印と對照して拂渡をする。

4. 前各號以外の事項は總て一般拂渡の例に依る。

(注意)

軍隊に屬する爲替の事故を豫防する爲當該部隊長と協議し可成右の手續に依つて處理する。

六、簡易拂渡

簡易拂渡とは常時多數の爲替金拂渡を請求する者に

明治四二、通業甲、六六七、通業甲、局通、六六七、通業甲、八頁、上三

第十一號 爲替證書拂渡手續例(代人)

對し拂渡請求の都度一々尋問の手續をせず、豫め届出の印鑑と證書の受領印とを對照して簡便な手續とする所の拂渡である。此の取扱は郵便局所が承認した者に限られ左の手續をする。

- (一) 承認手續
簡易拂の認可申請があつたときは第十號記載例の如き保證人連署の申請書を差出させ申請人及保證人の資格の有無を調査し確實と認めるときは許可し保證書に調査済と記載主務者印を押捺の上保存する。
- (二) 拂渡手續
尋問の手續を省略し證書に押捺の印鑑と届出の印鑑とを對照して拂渡をする。

七、代人拂渡

爲替金拂渡の請求は代人でも出来る。其の取扱方は一般拂渡の例に依るの外左の手續をする。

- (一) 委任狀記載方
證書の裏面にある委任欄に第十一號記載例の如く代人の氏名を記入し受取人が記名調印するか、又は別に必要事項を記載した委任狀を差出させる。

(注意)
郵便爲替に關しては印紙税を課せられないことになつてゐるから委任狀には印紙を貼附させる要がない。

法	六	程則	二六六	程	二八
---	---	----	-----	---	----

第十二號 振出請求書記載例(代人)

書求請出振替爲常通		印附日出振	
局所 沼津縣	名氏所宿人取受 沼津市外小諏訪 綿貫哲雄	名氏所宿人出差 東京市四谷區左門町二 及川長治	金額 金百圓也
イ號甲 代人 布川定雄	特指 取撥	計日 口數 金 額	印附日渡拂 14.1.22

- (二) 證書に記名調印式
證書の受取人記名調印欄に第十一號記載例の如く代人の肩書及氏名を記載調印させる。
- (三) 振出請求書の處理
振出請求書の餘白に第十二號記載例の如く代人の氏名を記載して置く。

八、相續人拂渡

爲替金受取人が死亡した爲家督相續人又は遺產相續人から拂渡の請求があつたならば一般拂渡の例に依るの外左の手續をする。

- (一) 家督相續人拂渡
1. 戸籍の抄本又は謄本を差出させるか若しくは保證人を立てさせる。但し保證人を立てる場合には第十三號記載例に依らず證書の餘白又は裏面に保證手續をさしてもよい。
2. 保證人を立てさせた場合には保證人の資格の有無を調査し適當であつたなら保證書等の餘白に第十三號記載例(※印の部分)の如く「調査済」と記載し主務者印を押捺する。
3. 爲替證書の受取人記名調印欄には第十四號記載例の如く家督相續人の肩書を附記し相續人に記名調

程	二六	程	二六	程	二七	程	二六
---	----	---	----	---	----	---	----

第十三號 保證書記載例 (適宜)

保證書

一、爲替種別 通常爲替
 一、振出年月日 昭和十三年十二月十日
 一、證書記號番號 ははほ九零六〇番
 一、爲替金額 百圓也
 一、受取人宿所 東京市麻布區飯倉町一ノ五
 氏名 安田 勝
 右爲替金受取人死亡ノ爲家督相續人安田勝吉ニ於テ受領致候ニ付テハ之ガ爲官ニ損害ヲ生ジタル場合ハ拙者ニ於テ直ニ辨償可致此段保證候也

昭和十四年一月九日

東京市麻布區飯倉町二ノ七

保證人 齋藤 一郎

貯金局構内郵便局御中

※ 調査済



印させる。

4. 保證書を出させたとき及戸籍謄本又は抄本を出させたときは拂濟證書に添附して現金出納日報と共に逓信局へ送付する。
 5. 振出請求書の餘白に第十二號記載例に準じ相續人「何某」と記載して置く。

(二) 遺産相續人拂渡

遺産相續人に拂渡すときは家督相續人に拂渡す例に依つて處理し必ず保證人を立てさせる。此の場合には戸籍の謄本又は抄本は拂濟證書に添附する必要がない。

九、財産管理者又は差押債權者に對する拂渡

財産管理者又は差押債權者に對し爲替金を拂渡すときは左の手續をする。

(一) 財産管理者に對する拂渡

裁判所の證明書を差出させるか又は第十三號記載例に準じ保證書を差出させ拂渡をする。

(二) 差押債權者に對する拂渡

1. 債權取立命令のあつた爲替金を拂渡すときは該命令の送達通知書を債權者より差出させ一般の例に依つて拂渡をする。但し證書に記載してある金額の一部分を差押へたものであるときは適宜の領收證書を徴し差押金額を差押債權者に支拂ひ證書

程 九

程 八

程 七

明治二七、
大藏省
會計二處
令二下
八頁

第十四號 爲替證書拂渡手續例 (家督相續人拂渡)

通常爲替證書

記號 番號 ろろ四五七九番 拂渡日附印 	高知郵便局長 仙臺 	受取人記 安田勝死亡ニ付 家督相續人 安田勝吉 印 振出日附印
----------------------------------	------------------	--

の裏面に「表記金額ノ内何程ハ差押債權者何之誰ニ支拂ヲ了ス」と記載主務者印を押捺し之を政府の債權者(爲替金受取人又は差出人)に交付する。
 2. 國稅滯納處分又は其の例に依つて差押命令のあつた爲替金に對し拂渡の請求があつたならば相當官署の證明書を差出させる。

(注意)

國稅徵收法に依つて爲替金の一部を差押へられた場合收稅官吏より其の拂渡の請求を受けたときは左記各號に依つて處理する。
 一、當該官吏をして證書の裏面に受領すべき金高及其の事由を記載し記名調印させた上其の證書と引換に現金を交付し然る後證書面金額の左傍に「内拂」の文字及拂渡金額を朱書し其の事由に當該收稅官吏の所屬官氏名等を事務日誌に記載し一般の例に依つて處理する。但し證書が有効期間を經過したものであるときは當該官吏をして再度證書を請求せしめ其の交付を受けた後本文の手續をさせる。
 二、前項拂濟證書が貯金局に到達したときは同局に於て爲替受取人に對し殘額に相當する追拂執行の手續をする。
 三、追拂金拂渡局所で貯金局から前項追拂報知書を受けたときは一般の例に依つて處理する。

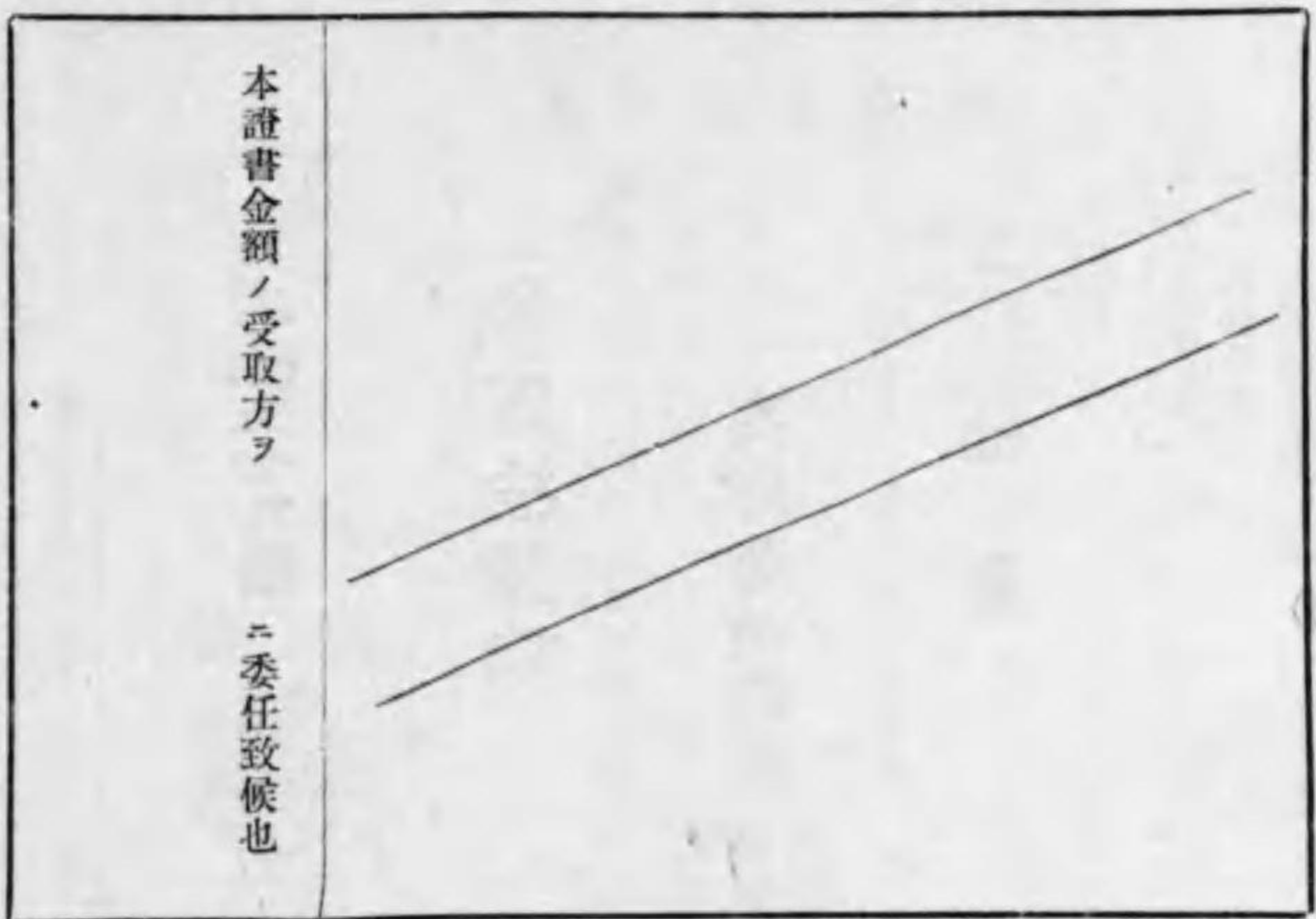
一〇、線引證書拂渡

通常爲替證書は原則として他人に讓渡することが出来ないのであるが銀行に限つて之を認めてゐる。此の場合には證書の裏面に二條の平行線を畫して、銀行に讓渡したものであることを明かにし之を線引證書と稱し

則則 五ノ二五

明治三八、
九、
通信局同答
爲替貯金
上二九頁

第十五號 線引證書例



てゐる。線引證書は銀行以外の者には拂渡をしない、又平行線の中に銀行名が記入してあるときは其の銀行以外へは拂渡さない。

(一) 拂渡手續

線引證書の拂渡手續は一般の例に依るの外左の手續をする。

1. 第十五號記載例の如く證書の裏面に二條の平行線が畫してあつて受取人が銀行であること、又平行線の中に銀行名の記入してあるものは之と受取人記名調印欄の銀行名と一致することを確める。
2. 拂渡の際尋問の手續を省略する。
3. 振出請求書の餘白に「線引讓受何銀行」と記載して置く。

程 二六

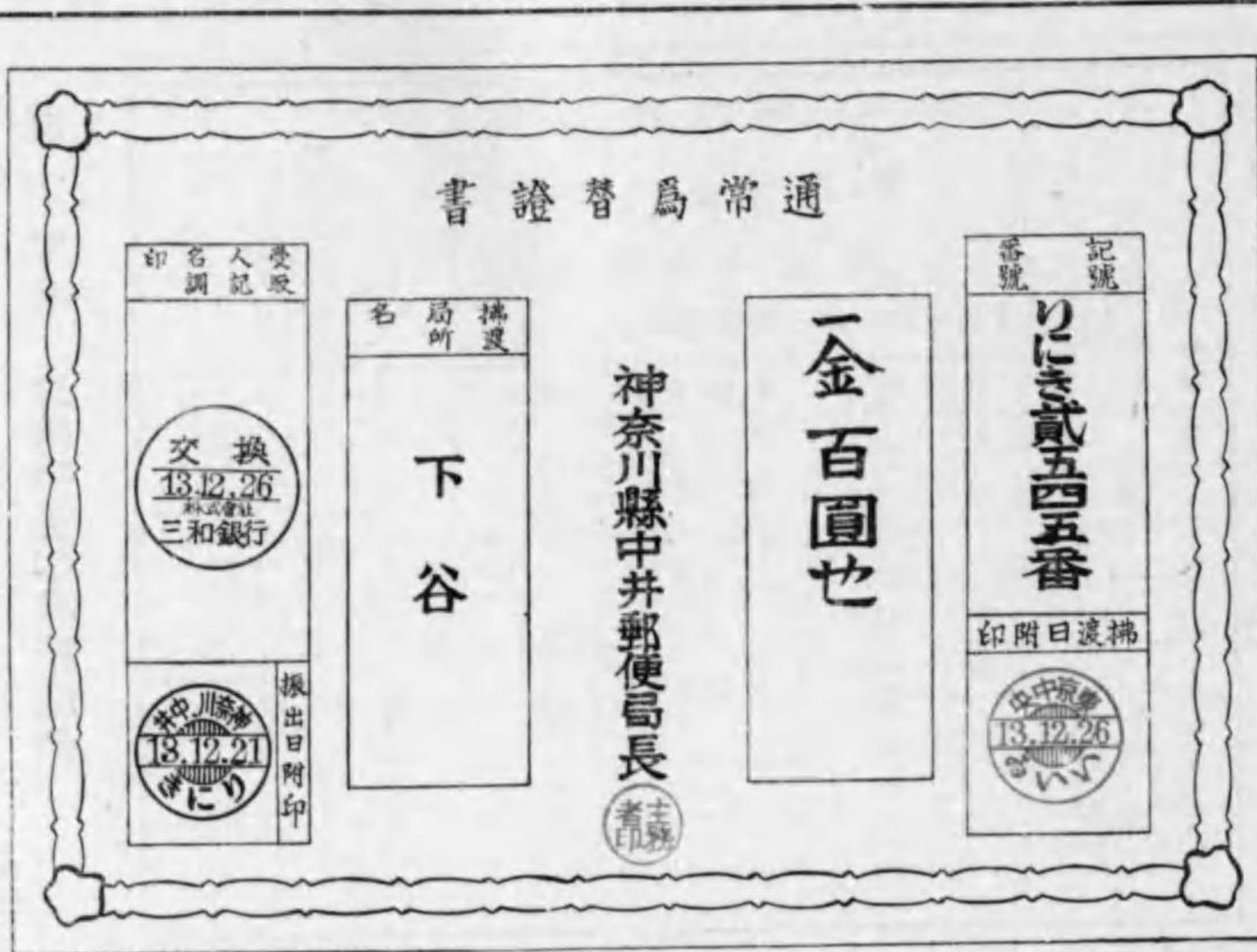
(二) 線引の取消又は指定銀行の變更

1. 差出人又は受取人から線引證書を呈示して線引の取消又は指定銀行變更の請求を受けたならば其の事由を質し必要であることを確めた上證書裏面の平行線又は指定銀行名に廢線を施して「線引取消」又は「指定銀行變更」と記載し日附印を押捺して請求人に返付する。
2. 線引證書を讓受けた銀行が更に他の銀行に讓渡す爲指定銀行を取消したり又は之を變更する場合は

程 二八ノ八

則 五ノ三

第十六號 交換拂濟證書例



郵便局所の承認を要しない。

一、交換 拂

爲替の交換拂とは銀行が受取るべき爲替（線引證書の如し）を指定の郵便局窓口で支拂はずに手形交換所に郵便局員を出張させ、郵便局側で支拂ひの義務のある爲替と銀行側から郵便局へ支拂はねばならぬもの即ち小切手の如きものと相互に計算しあつて日本銀行事務取扱銀行の當座勘定で決済する方法である。

此の取扱をする郵便局は現在では手形交換所々在地の特に指定せられた一等局であるが茲には此の交換拂後の處理方と拂渡局として指定してあつた各局所の手續に付て述べる。

(一) 交換拂終了後交換取扱郵便局の手續

交換取扱局では第十六號記載例の如く證書に朱肉を以て拂渡日附印を押捺した上左の手續をする。

1. 自局で拂渡す通當爲替は證書と振出請求書とを對照し符合することを確め、振出請求書に日附印を押捺して拂渡帳に換用する。

郵便局所
交換手續
規程
加形
六〇一

第十七號 交換拂通知書記載例

交換拂通知書
豊島郵便局御中
東京中央郵便局

附
印
14.1.18

日

下記 特貯金 金 當局ニ於テ本日交換拂ヲ了シタリ

種別	振出局名	記號番號	振出月日	金額
通 常	豊 島	いいわ 1234	1. 4	210 00
〃	下 谷	いれ 1242	1. 7	45 00
〃	〃	〃 1243	1. 7	32 16
〃	神 田	いた 6606	1. 6	100 00
〃	函 館	らる 1001	1. 10	300 00

換第六號

2. 他局で拂渡す通常爲替は左の手續をする。
 - (イ) 爲替拂渡帳に記載し其の合計を附し前號の合計を轉記し其の總計を附ける。
 - (ロ) 第十七號記載例の如く交換拂通知書を作成し即日指定拂渡局所へ送付する。
 3. 交換計算表調製
 - (イ) 1. 2. 號の手續が終つたときは拂渡證書に交換拂計算表を添附し窓口拂渡に係る爲替證書の最終に綴附する。
 - (ロ) 交換拂高合計を當日の窓口爲替拂渡帳の日計の次欄又は傍に記載し更に窓口拂渡高と交換拂渡高との合計を算出の上記載し拂渡證書は計算規程に依つて現金出納日報に添屬して逓信局へ送付する。
- 指定拂渡局所の手續
- 指定拂渡局所で交換拂局から交換拂通知書の送付を受けたならば第四七頁(三)の便宜拂通知書を受けた指定拂渡局所の手續に準じて相當處理する。

郵便官署手
加規程一七

則二〇ノ四

第十八號 便宜拂承認申請書記載例 (様式)

便宜拂承認申請書

便宜拂局 宮津郵便局

郵便爲替規則第二十條ノ四ニ依リ前記郵便局ヲ便宜拂渡局ニ指定承認相成度及申請候也



昭和十三年十二月十日

京都府與謝郡宮津町

丹後商工銀行

代表者 取締役社長 宮 永 修



大阪逓信局長殿

※郵便爲替拂渡口數及金額

九月 八五口 一、五八〇圓
 十月 九一口 二、〇五八圓
 十一月 八〇口 一、二五六圓

大正元年一
九七爲替規三
金編上一貯

則二〇ノ五

規二八ノ二

際證書に指定してある拂渡局所に拘らず、豫め都合のよい最寄の局所を指定して所轄逓信局長の承認を受けて置けば其の局で直に爲替金の拂渡を受けることが出来る制度である。

此の制度を設けた理由は手形交換所のある所では郵便官署が手形交換所に参加し交換拂の取扱をするが其の制度のない地方の銀行業者は取引上不便であるから之に便宜を提供せんとするのが目的である。

便宜拂は以上の様に指定拂渡局所の如何に不拘便利な指定の郵便局所で爲替金を拂渡するのであるから振出請求書と證書との對照をしない、従つて誤拂等の事故が発生する危険があるので之を防ぐ爲誤拂発生したときは其の拂渡を取消し誤拂金を返還させることになつてゐる。

(一) 便宜拂認可申請及承認手續

1. 銀行が便宜拂の認可を受けるには拂渡を受けやうとする一局を指定して第十八號記載例の如き申請書を所轄逓信局長に提出しなければならぬ。
2. 郵便局所で右の認可申請書を受付けたときは左の手續をする。
 - (イ) 申請書を差出した銀行に對し最近三ヶ月間

第十九號 便宜拂印鑑届記載例(様式)

印鑑届 (昭和十三年十月五日
監察二二三號便宜拂承認)

印鑑印

京都府與謝郡宮津町
丹後商工銀行
代表者 取締役社長 宮永 修

に拂渡した爲替の口数、金額を調査し第十八號記載例(※印の部分の如く)申請書の餘白に其の要點を記載し日附印を押捺して逓信局へ送付する。

(ウ) 既往の受領高が不明のとき又は金額に著しい變動があるときは將來三ヶ月間の見込口数、金額を記載する。

3. 逓信局で申請書の送付を受けたときは左の事項を調査し適當と認めたらば承認の手續をして銀行と便宜拂局所に通知をする。

(イ) 爲替金受領の状況

(ロ) 銀行と便宜拂局所との距離

(ハ) 便宜拂局所の拂渡資金の關係

4. 便宜拂局所で承認を受けた銀行から爲替金受領に使用する印鑑を第十九號記載例に準じ差出したときは拂渡の際の對照資料として嚴重に保管する。向印鑑を變更した場合は舊印鑑を抹消して保管する。

(二) 便宜拂手續

爲替金を拂渡すときは左の手續をする。




1. 受取銀行は便宜拂の承認を受けてゐるや否調査する。

程二八ノ三

程二八ノ五

第二十號 便宜拂證書拂渡取消手續例(一)

通常爲替證書

受取人記名 株式会社四國銀行 振出日附印 	拂渡局所名 須崎 主印 	記號 番号 四四五番 拂渡日附印 
長崎郵便局長 一 金 參 百 圓 也		

2. 證書の印鑑と届出の印鑑が符合することを確かめる。

(三) 指定拂渡局所の手續

1. 便宜拂通知書の送付を受けた場合は、通知書と振出請求書とに就いて、左の事項を對照し相違のないことを確かめ通知書と共に適宜整理保管する。

(イ) 金額

(ロ) 振出年月日

(ハ) 證書記號番號

2. 對照の際事故のあつたときは左の手續をする。

(イ) 拂渡停止中のものであつたならば便宜拂局所へ第一五六頁(二)事故往復の手續に依つて電報で通知する。

(ロ) 拂渡猶豫又は再度證書の請求或は其の他の事由で拂渡することが出来ないものであつたならば便宜拂通知書に其の事由を記載し貯金局(朝鮮、關東州内各局振出のものに當該管理)に送付する。所又は交通局(以下此の例に依る)に送付する。

程二八ノ六

第二十一號 便宜拂證書拂渡取消手續例(三)

本證書ハ便宜拂取消ノ爲未
拂ノモノナルコトヲ證明ス

高知縣須崎郵便局長 (印)

本證書金額ノ受取方ヲ
ニ委任致候也

程二八ノ七

計算規程 五五

- (ハ) 金額又は記號番號不符合のときは通知書に事故の要旨を附記し振出請求書と共に貯金局へ送付する。
- (ニ) 振出請求書未著のときは到着を俟つて處理する。
- (ホ) 拂渡局所變更のもので振出請求書を新拂渡局所へ送付済のときは便宜拂通知書は新拂渡局所へ送付する。

(四) 便宜拂の取消手續

- 便宜拂局所で指定拂渡局所から拂渡停止中の旨の電報を受けた場合は左の處理をする。
1. 銀行に對して證書の記號、番號、金高を記載した拂渡取消通知書を送付する。
 2. 貯金局に當該證書の廻送方を照會する。
 3. 貯金局から證書の廻送を受けたなら第二十號記載例の如く證書の拂渡日附印、受取人記名調印を貫抹し第二十一號記載例の如く證書の裏面に未拂のものであることを證明の上主務者記名調印する。
 4. 右の證書と引換に誤拂金を徴收し其の事由を事務日誌に記載して徴收金は計算規程に従ひ第六四頁過誤拂金徴收手續に準じ受入の手續をする。

第二十二號 爲替金拂渡濟郵便通知手續例

通 常 爲 替 證 書

爲替金拂渡濟郵便通知書

右爲替金本日拂渡ヲ了シ候ニ付此
段及御通知候也

仙臺郵便局

仙臺

中村 絹子

本 郷

印附日渡拂

13.12.30

名氏人取受

中村 絹子

金五拾圓也

要摘

線引讓渡ニ付第一銀行へ拂渡

名局所出

本 郷

年月日

十三年十二月二十四日

振出日附印

13.12.24

受取人記名

中村 絹子

局所印

仙臺

右信遞

二三、爲替金渡濟通知

- 郵便局所で渡濟通知を要する爲替金を拂渡したときは差出人に通知をせねばならぬ。此の通知に郵便に依るものと電信に依るものと二種あつて次の様に各々其の通知手續が異つてゐる。
- (一) 拂渡局所の通知手續
 1. 郵便で通知をしなければならぬものは左の手續をする。
 - (イ) 第二十二號記載例の如く渡濟通知書を調製し日附印を押捺する。
 - (ロ) 線引證書の爲替であつたならば通知書の備考欄に「線引讓渡ニ付何々銀行へ拂渡」と記載する。
 - (ハ) 通知書及證書の金額の上部に第二十二號記載例の如く「通知料納濟」印を以て割印する。
 - (ニ) 振出請求書に依つて通知書を差出人の住所宛て送付する。
 - (ホ) 他局所に振宛てた爲替を交換拂或は便宜拂に依つて拂渡したときは通知書を振出局所に送付する。
 - (ヘ) 拂渡帳(拂濟に係る振出請求書)の金額の左傍に「ツ」と記載して置く。

則 五九

程 八一

第二十三號 振出請求書拂渡手續例 (爲替金渡 濟通知)

書求請出振替爲常通		印附日出振	
局所 下谷	名氏所宿人取受 東京市下谷區仲徒町四ノ一 岡田 幸子	名氏所宿人出差 松江市寺町二ノ一 佐々木 一郎	 日計口數金額 ふい 七九五六 
イ號甲	特殊取指	電報爲替金渡濟通知料納済	金五拾圓也

2. 電信で通知をしなければならぬものは左の手續をする。
- (イ) 電報頼信紙に左の例に依つて證書番號と「スム」の字を記載する。
 - 例「六六八スム」
 - (ロ) 頼信紙の餘白と證書の金額上部に「通知料納済」印を以て割印する。
 - (ハ) 振出局所に宛て電報頼信の手續をする。
 - (ニ) 電報の本文には自局名の記載を省略する。
 - (ホ) 拂渡帳(拂濟に係る振出請求書)の金額左傍に第二十三號記載例の如く「タツ」と記載して置く。
- (二) 振出局所の手續
振出局所で渡濟通知書又は渡濟の通知電報を受けた場合は左の手續をする。
1. 通知書を振出帳に對照して之を差出人に送付する。
 2. 通知電報は其の餘白に譯文を記載して日附印を押捺し前項の例に依つて之を差出人に送付する。
- (三) 事故處理
證書又は振出請求書に渡濟通知の手續洩があつた場合は證書又は振出請求書の何れか一方に手續が完備してをれば相當處理し、證書面割印の傍に「事故」と記載して置く。

程 八二
程 八三

第二十四號 電報記載例 (爲替金渡 濟通知)

名宛	マツエ	
定指	局内心得	
本	一ニケ三〇ヒ六六八	
文	スム	
譯文 十二月三十日ふい六六八番爲替金ノ拂渡ヲ了セリ		

- (四) 渡濟通知洩の處理
1. 振出局所で爲替金渡濟通知洩の申告等を受けたときは左の手續をする。
 - (イ) 振出帳に依つて其の爲替が渡濟通知を要するものであつたか否かを確める。
 - (ロ) 適宜の方法で通知未濟であることを確めた上差出人に通知の要否を問合せ通知を希望するときは通知書の發送方を拂渡局所に通知する。
 2. 拂渡局所で渡濟通知書の發送を洩し又は不著となつたことが判明したときは左の手續をする。
 - (イ) 一般の例に依つて通知書を發送する。
 - (ロ) 事務日誌に其の旨記載する。
 - (ハ) 電報通知のものは第二十四號記載例の如く電報本文の最初に拂渡月日を冠記する。
- (五) 通知不能のもの處理
- 差出人の宿所不明等で通知書又は通知電報を送達することが出来ないときは左の手續をする。
1. 振出局所では其の旨を振出帳の備考欄に記載し通知書は自局に保管する。
 2. 拂渡局所では事務日誌に記載し通知書は自局所に保管して置く。

程 八四
程 八五
程 八六

第二十五號 證書裏面事由記載例(確認)

振出請求書未著確認拂 主務者印	本證書金額ノ受取方ヲ ニ委任致候也
--------------------	----------------------

3. 拂渡局所から差出人に直接發送した通知書が送達不能となつたときは、拂渡局所は2.に依つて處理し、其の旨を振出局所に通知する。
4. 振出局所で前項の通知を受けたときは其の旨を振出帳の備考欄に記載して置く。
5. 差出人の宿所が判明した場合には通知書を再送する。

一四、確認 拂

確認拂とは爲替金拂渡に際し事故があり本来ならば振出局所へ照會の上事實が判明しなければ拂渡することが出来ない性質のものであつても、證書が眞正のもので且正當受取人であることを確認し得るとき主務者の責任に於て直に拂渡することを謂ふ。

(一) 確認拂を爲し得る場合

- 爲替金に對し確認拂をしても差支のない事故の内容は次の通である。
1. 振出請求書未著のとき。
 2. 振出請求書と證書と記號、番號不符合のとき。
 3. 證書に主務者記名調印洩のとき。
 4. 振出請求書に證書、記號、番號記入洩又は不明のとき。

第二十六號 振出請求書裏面事由記載例(確認)

主務者記名調印洩確認拂

主務者記名調印洩確認拂

5. 振出請求書及證書の拂渡局所名記入洩不明又は誤記しあるとき。
6. 爲替金額制限超過のとき。
7. 差出人又は受取人の宿所氏名、商號、商標其他の符號中一部不符合又は不明のとき。

(二) 確認拂の手續

1. 證書が眞正であつて受取人が正當本人に相違ないことをよく調査する。
2. 證書及振出請求書の裏面に第二十五號及第二十六號記載例の如く事故の要旨及確認拂と記載主務者印を押捺(請求書の裏面には不要)し別に照會の手續をせず其の儘拂渡をする。
3. 振出請求書の誤記又は不備の點は適宜修補する。
4. 振出請求書未著のものは證書に依つて爲替拂渡帳(エ號)に記載する。
5. 確認拂後前項の請求書が到着したときは請求書の裏面に「何月何日拂渡済」と記載し日附印を押捺の上適宜整理保存する。

(注意)

確認拂は主務者の責任を以て拂渡すべきものであるから、正當受取人であることを確認した場合には勿論である。そして振出請求書未著の場合の如きは誤拂又は重複拂を生じ易い故特に注意する。

第二十七號 假拂金受領證記載例 (様式 適宜)

爲替假拂金受領證



- 一金五拾圓也
 - 爲替種別 通常爲替
 - 一、振出年月日 昭和十四年一月七日
 - 一、振出局所名 東京中央郵便局
 - 一、證書記號番號 いゝる二二四七番
 - 一、拂渡年月日 昭和十四年一月十四日
- 右爲替證書面金額百拾圓ニ對スル假拂金正ニ受領候也

昭和十四年一月十四日

宇治山田市本町二十五番地

木村五郎

山田郵便局御中

一五、假 拂

假拂とは證書と振出請求書との金額不都合の場合其の少い金額を限度とし、又資金缺乏の場合に郵便局所が其の爲替に對し、拂渡し得る金額を限度として一部を拂渡すことを謂ふ。

假拂の手續

假拂の請求があつたときは第二十七號記載例の如く假拂金受領證及證書を差出させ左の手續に依つて拂渡をする。但し振出請求書と、證書と金額不都合の場合證書面の金額を拂渡すときは、證書に記名調印の上差出させ假拂金受領證は要らない。

1. 證書の金額が振出請求書の金額よりも多額の場合振出請求書の金額を拂渡し或は資金缺乏の際證書面金額の一部を拂渡すときは次の手續をする。

(イ) 第二十七號記載例の如き假拂金受領證と爲替證書とを差出させ第二十八號及第二十九號記載例の如く證書及振出請求書の金額の左傍に假拂金額及残高を朱記し其の下部に假拂及残高と記載し主務者印を押捺する。

(ロ) 證書の裏面に第五九頁第三十二號記載例の如く假拂残額に對し拂渡停止の手續を爲し一般の例に依つて現金と共に之を受取人に交付す

四

二五

第二十八號 爲替證書拂渡手續例 (假)

通常爲替證書

記號 いゝる二二四七番	記號 金五拾圓也 假拂 金六拾圓也 残高	振出年月日 昭和十四年一月七日
振出局所名 東京中央郵便局	振出請求書金額 百拾圓也	受取人記號 山田
證書記號番號 いゝる二二四七番	假拂金額 金五拾圓也	受取人姓名 木村五郎
拂渡年月日 昭和十四年一月十四日	假拂金額 金六拾圓也	振出日附印 14.1.7

東京中央郵便局長

る。

(ハ) 假拂金受領證及振出請求書に依つて爲替拂渡帳(エ號)に相當事項を記載する。

(ニ) 假拂金受領證は一般拂渡證書と同様計算規程に依つて現金出納日報に添屬して遞信局へ送付する。

(ホ) 振出請求書は拂渡完了迄保管する。

2. 振出請求書の金額が證書の金額より多額の場合證書面の金額を拂渡すときは左の手續をする。

(イ) 一般の例に依つて證書の金額を拂渡し證書の餘白に「假拂」と朱記し爲替拂渡帳(エ號)に記載した上證書は一般の例に依つて處理する。

(ロ) 振出請求書は餘白に假拂金高及残高を朱記し日附印を押捺して事故が判明する迄保管する。

3. 金額不都合の爲假拂をした際は第一五六頁(二)事故往復手續に依つて振出局所に電報照會し、其の結果が判明した際は直に差出人に通知し左の手續をする。

(イ) 證書面の金額が振出請求書の金額よりも多額のもので、證書の金額が正當の場合には證書に

程

三三

程程

一三五

第三十一號 證書裏面事由記載例(取立金相違)

取立金額相違ニ付照會中	本證書金額ノ受取方ヲ ニ委任致候也
-------------	--------------------------

代金引換郵便物到着通知書又は集金郵便委託書と證書との金額は符合するも、郵便物受領證又は集金郵便受託證との金額が不符合の場合は左の手續をする。

1. 證書及到着通知書又は委託書の金額が郵便物受領證或は集金郵便受託證の金額よりも少額の場合は次の手續をする。

(イ) 現金を拂渡し證書の裏面に第三十一號記載例の如く「取立金相違ニ付照會中」と記載する。

(ロ) 郵便物受領證又は集金郵便受託證の餘白に拂渡金額を記載する。

(ハ) 第一五六頁(二)の事故往復手續に依つて取立局所に電報照會する。

2. 證書及到着通知書又は委託書の金額が郵便物受領證或は集金郵便受託證の金額よりも多額の場合は第五四頁假拂の手續に依つて拂渡しの上前項(ハ)に依つて取立局所に電報照會する。

(四) 追加發行證書の處理

取立局所で取立金の不足額を追徴して追加證書を發行して送付して来た場合は(一)(二)の例に依つて處理する。

昭和四、四、
貯業二三三
〇六貯金局
通爲替貯
金編爲替貯
上 四六頁

一四〇ノ一

第三十二號 證書裏面事由記載例(拂渡停延)

資金缺乏ニ依リ二月五日迄 六日間拂渡ヲ停延ス	本證書金額ノ受取方ヲ ニ委任致候也
---------------------------	--------------------------



一七、拂渡停延

拂渡停延とは爲替金拂渡の請求を受けたとき資金缺乏又は振出請求書若しくは證書に事故があつて拂渡をすることが出来ないとき資金の充實又は事故が判明する迄拂渡を停延することを謂ふ。

拂渡を停延する場合及その手續は左の通であつて停延日数は證書の有効期間に算入しない。

(一) 拂渡を停延する場合

1. 拂渡資金缺乏のとき。
2. 振出請求書未著のとき。
3. 振出請求書と證書と金額不符合のとき。
4. 證書面の金額不明のとき。
5. 振出請求書と證書と記號番號不符合のとき。
6. 證書に主務者記名調印洩のとき。
7. 振出請求書に代るべき事故往復書等に記載してある差出人又は受取人の宿所氏名が受取人の答辯又は證書と不符合のとき。

(二) 拂渡停延手續


1. 證書の裏面に第三十二號記載例の如く停延の事由及日数を記載して日附印を押捺の上證書を受取人に返付する。

則 三二
法 一一
程 三〇

程 三四

第三十三號 爲替證書拂渡手續例(金額不明)

金額不明ニリ依リ二月十日迄五日間拂渡ヲ停延ス
受領證
一金五拾圓也
證書金額不明ナルモ右金額正ニ受領候也
昭和十四年二月十日
大川 太郎
本證書金額ノ受取方ヲ
ニ委任致候也



- 爲替種別、爲替金額、證書記號、番號、振出月日、受取人宿所氏名及事由を事務日誌に記載して置く。
- 振出請求書又は證書に事故があつて停延したものは直に第一五頁二、の事故往復手續に依つて振出局所に照會する。
- 停延日數が経過しても資金充實又は事故が判明しないときは更に前各號に依つて停延の手續をする。

(參考)

郵便官署は爲替金拂渡の遅延に因つて損害を生じた場合でも賠償の責を負はない。

(三) 拂渡停延解除及拂渡

資金が充實し又は事故が判明して拂渡しが出来る様になつたときは直に其の旨を受取人に通知し、受取人が出頭したならば一般の例に依つて拂渡し事務日誌に其の旨記載して置く。

但し振出請求書未著の場合で之が到着したとき及證書の金額不明又は過不足のある爲替金を拂渡すときは左の手續をする。

- 拂渡後振出請求書が到着したときは、其の裏面に「何月何日拂済」と記載し日附印を押捺して整理保存する。

法 一五
程 三五

第三十四號 期間經過振出請求書記載例

有効期間經過



一八、有効期間經過振出請求書の處理

有効期間經過振出請求書とは有効期間を経過した爲替證書に對する未拂の振出請求書を謂ふ。

未拂の振出請求書は毎日之に對する證書の有効期間を調査し若し期間を経過したものがあつたときは、第三十四號記載例の如く請求書の裏面に「有効期間經過」と記載し、日附印を押捺の上之を貯金局(朝鮮、臺灣、關に係るものは當該管理所又は交通局)に送付し、其の旨を事務日誌に記載して置く。

(注意)

一、爲替證書の有効期間は證書發行の日より六十日であるが左の交通不便地は延長されてゐる。

(イ) 南洋群島にある郵便局所と取組んだものは發行の日より百二十日

則法 一〇〇

程 四〇

第三十五號 失效證書誤拂事由書記載例(適宜)

事由書

別紙いり五五五八番通常爲替證書
ハ拂渡後有効期間ヲ經過セル事實
ヲ發見ス

昭和十四年二月一日

兵庫縣 香住郵便局長



(ロ) 千島國にある郵便局所と取組んだ通常爲替及電信爲替證書は毎年十二月一日から翌年四月三十日迄は有効期間に算入しない。

ニ爲替證書の期間計算方は期間計算方に關する民法の規定に依るべきもので何日より起算しとあるものは起算日を特定したものであるから、其の日を算入するが爲替證書に付ては其の定めがないから發行の日の翌日より計算すべきものである。

三期間の末日が祝祭日等に當り爲替貯金事務の取扱をしない場合には其の翌日を以て期間が満了するものとして處理する。

四爲替證書に對し拂渡局所變更の場合有効期間の計算方は次の通である。

(イ) 有効期間の長き地より短き地に變更のあつたときは當該證書の有効期間に變更を來さない。

(ロ) 有効期間の短き地より長き地に變更したものは、新拂渡局にて有効期間を決定するもので、期間を延伸せられる。

五郵便官署で爲替の拂渡局所變更請求其の他の處理を遅延した爲有効期間を經過した場合、證書の裏面に相當證明の上當該延延日數は有効期間に算入しない。

六有効期間經過の振出請求書は振出局所を管掌する左の爲替事務管理廳へ送付すべきものであるから誤送のない様注意が要る。

- (イ) 内地及樺太……………貯 金 局
- (ロ) 朝鮮……………京城貯金管理所
- (ハ) 臺灣……………臺灣總督府交通局
- (ニ) 關東州……………大連貯金管理所
- (ホ) 滿洲國(日滿爲替)……………滿洲國郵政總局

明治四二、
六、通信局
九、爲替貯
金、下七、
六

大正八、一
二、貯金
三、四、貯
局、六、貯
貯、九、貯
貯、三、九、
貯、九、貯
貯、九、貯

昭和一三、
一、貯金局
〇、七、貯
金、上九、
貯

第三十六號 爲替追拂金受領證記載例(適宜)

爲替不足拂追拂金受領證

一金貳拾圓也

一、爲替種別 通常爲替

一、振出年月日 昭和十三年十一月十日

一、振出局所名 東京中央郵便局

一、證書記號番號 いいの貳貳四七番

一、拂渡年月日 昭和十三年十二月二日

右ハ金七拾圓正當ノ處昭和十三年十二月二日

金五拾圓受領ニ付不足拂金正ニ受領候也

昭和十三年十二月十七日

麻布區程六町二

高 松 乘 重

麻布郵便局御中



一九、失效又は他局所指定證書に對する誤拂

失效又は他局所指定證書に對する誤拂とは有効期間經過等の事由に因り效力を失ひ又は他局所を拂渡局所に指定してある證書に對し誤つて拂渡した場合を謂ふ。

失效證書等に對する誤拂處理方

失效證書又は他局所で拂渡すべき證書に對し誤つて拂渡したときは拂渡取消の手續をしないで左の手續をする。

1. 第三十五號記載例の如く事由書を調製し當該拂濟證書に貼附し計算規程に依つて現金出納日報に添屬し遞信局へ送付する。

2. 振出請求書の餘白に誤拂の事由を記載して置く。

二〇、不足金追拂

不足金追拂とは爲替金を不足に拂渡したことが判明したとき又は遞信局から不足金追拂方の通知を受けたとき不足額を拂渡することを謂ふ。

追拂手續

1. 受取人に通知する。

2. 第三十六號記載例の如く不足拂金受領證を差出させ之と引換に不足金の拂渡をする。

3. 不足拂金受領證は一般拂濟證書と同様に處理す

程 三六

程 三七

第三十七號 臨時受拂金證明書記載例(受)

考 期 昭 和 十 三 年 十 二 月 十 五 日 替 渡 第 二 五 〇 號 貯 金 局 照 會	其 他 必 要 ナ ル 事 項	要 事 由 振 出 金 額 六 拾 圓 正 當 二 付 差 額 徴 收	受 入 金 額	六 拾 圓	爲 替 貯 金 、 振 替 貯 金 、 保 險 及 年 金 等 ノ 區 別	電 信 爲 替	記 號 番 號	い い る 二 六 九 番	拂 渡 局 名 及 年 月 日	大 阪 中 央 郵 便 局 昭 和 十 三 年 十 二 月 三 日	受 入 局 名 及 年 月 日	東 京 中 央 郵 便 局 昭 和 十 三 年 十 二 月 三 日	日 附 印	13.12.20	納 人 又 ハ 受 取 人 名	山 本 誠 吉	過 誤 拂 金 徴 收 金 又 ハ 受 入 過 誤 還 付 金 等 ノ 區 別	過 拂 徴 收 金	即 納 又 ハ 分 納	即 納	延 納 ノ 區 別	即
			一 金 拾 圓 也	(受)																		

二一、過誤拂金徴收

過誤拂金徴收とは自局所又は振出局所の過失に因つて爲替金を過拂又は誤拂したことが判明したとき、又は逓信局から過拂又は誤拂金徴收方の通知を受け之を徴收することを謂ふ。

徴收手續

1. 爲替金受取人から過拂又は誤拂となつた金高を現金で徴收する。
2. 徴收金は計算規程に依つて第三十七號記載例の如く臨時受拂金證明書を調製し、當日の現金出納日報面臨時受高に計理し證明書は一類證據書として逓信局へ送付する。
3. 事務日誌に徴收の事由を記載して置く。

二二、振出請求書廻送

振出請求書廻送とは、貯金局(外地管理所又は支店)から振出請求書廻送方の照會を受けたとき之を照會局へ廻送することを謂ふ。

廻送手續

1. 自局所に保管中ならば請求書の餘白に第三十八號

規程 三八
規程 三五
規程 三九

第三十八號 振出請求書廻送事由記載例

子 號 照 會 ニ 依 リ 廻 送	振 出 日	14.1.15	日 計	口 數	—	日 附 印	14.2.1
	附 日	—		金 額	—		
金 百 圓 也	受 取 人 所 在 名 氏	東 京 市 玉 子 區 上 十 條 二 ノ 二	證 書 記 號	ら り と	五 三 二 六	拂 渡 日 附 印	—
通 常 爲 替 振 替	出 差 人 所 在 名 氏	函 館 市 大 町 二	番 號	—	—	—	—
特 殊 取 扱 指 定	取 受 人 所 在 名 氏	小 林 新 吉	—	—	—	—	—
4 號 甲	拂 渡 局 所	上 十 條 西	—	—	—	—	—

子號照會ニ依リ廻送

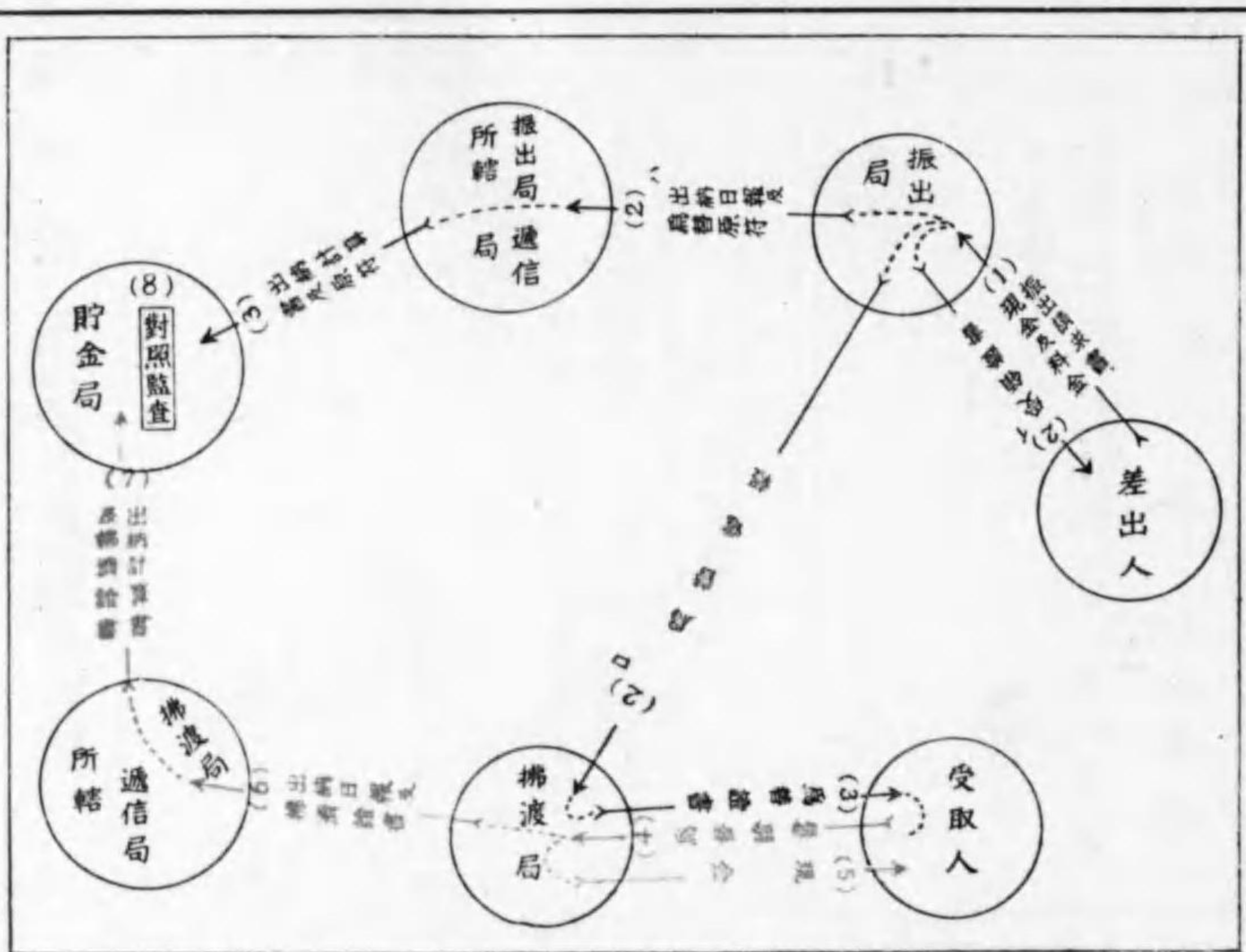


記載例の如く「子號照會ニ依リ廻送」と記載し日附印を押捺して照會局所に送付する。

2. 照會書は日附印を押捺して適宜整理保存する。
3. 保管中の振出請求書中に該當のものがないか又は拂渡済であるときは照會書の裏面に其の事由を記載し日附印を押捺して照會局所へ返送する。

電信爲替受拂圖解

(墨書ハ振出 朱書ハ拂渡)



第二章 電信爲替

電信爲替は差出人が電信爲替振出請求書と現金とを郵便局所に差出し、郵便局所では電信に依つて爲替金額、受取人の宿所氏名及差出人の氏名等を拂渡局所に通報する、證書發行局では電信爲替證書を調製して受取人に送付し、拂渡局所て其の證書に依つて現金を拂渡す制度である。

證書一枚の最高制限額は、五百圓で圓位未満の端数は付けられないことになつてゐる。

尙電信爲替の料金は、内地と外地（朝鮮、臺灣、關東州、樺太及南洋群島）との間に取組むものは特定電信爲替料金と稱し、内地相互間に取組むものよりも高率となつてゐる。

第三號 振出帳記載例 (一般電信爲替)

昭和13年

月日	金額				證書番號	差出人宿所氏名
	萬	千	百	十圓十錢		
11 24			4	9	25	北堀江通り二ノ一 松田 義則

受取人宿所氏名	拂渡局	備考
日本橋區橋本町一ノ三 鈴木 謙	日本橋區橋本町	※ 125

此の場合拂渡局所が郵便又は電報の配達事務を取扱はなるときは局名に括弧をする。
 2次に請求書の電文欄に左の順序で通報事項を記載する。

(イ) 爲替證書の記號番號

番號が百位未満のときは番號の上に〇を加へて百位とする。

(ロ) 爲替の金額

金額は左の例に依つて數字で表示し尙略符號で再示する。

一、略符號

數字 一二三四五六七八九〇 千萬
 略符號 ヒフミヨイムナヤクレセンマン

二、記載例

- 十五圓 二十圓 四十七圓
- (一五、ヒイ) (二〇、フレ) (四七、ヨナ)
- 九十一圓 百圓 二百圓
- (九一、クヒ) (一〇〇、ヒレル) (二〇〇、フレル)
- 一千圓 一千五百圓 一萬圓
- (セン、ヒセン) (一五〇〇、ヒイレ) (一マン、ヒマン)
- 一萬五千圓 一萬五千五百圓
- (一マン五セン、ヒマンイセン) (一五五〇〇、ヒイレ)
- (ハ) 受取人宿所氏名

第四號 爲替局報送致簿記載例

爲替局報送致簿

力號	年月日	電報領收時刻	爲替番號	郵便局所		電信局所	
				爲替主任印	電信主任印		
	13 11 24	前 10,30	25	印	印		

(六) 電報領信手續

前各號の手續を終へたならば振出請求書を電報領信紙と看做し左の區別に依つて電報領信の手續をする。

1. 振出局所が電信事務を取扱ふところであれば第四號記載例の如く爲替局報送致簿に記載して振出請求書を電信主任に交付し送致簿に受領印を受ける。但し爲替主任と電信主任と同一人であるときは送致簿の使用を省略しても差支ない。
2. 振出局所が電信事務を取扱はなるところでも電信局所との距離が三百三十米以内であれば爲替局報送致簿に記載して電信局所の電信主任に送付し送致簿に受領印を受ける。

(注意)

官廳用又は私設の電信電話で公衆の通信を取扱ふ電信取扱所では爲替局報は取扱はない。但し北千島にある左記無電電信取扱所では四月下旬より九月下旬迄特に下記の郵便局に發着する爲替局報の取扱をする。

昭和一三
 四六〇電
 同九〇電
 同四〇電
 同五〇電
 同五〇電

第一號 爲替局報配達簿記載例

爲替局報配達簿

配年	月	日	著番	信號	發信局所名	電信局所 電信主任 印	電報受取 時刻	郵便局所 爲替主任 印	備考
13	5	7		2	四谷		前 11.10		

第二節 拂渡

一、爲替電報送達紙受領及證書發行

爲替電報送達紙とは爲替電報著信局で拂渡局所又は爲替主任へ送付する爲替調製する電報送達紙を謂ふ。
電信爲替證書は爲替電報送達紙に依つて普通の場合拂渡局で調製し受取人に交付するのであるが拂渡局所が郵便又は電報の配達事務を取扱はない場合は其の局所の受持集配局又は爲替事務を取扱ふ電報配達局で此の手續をする。

(一) 爲替電報送達紙受領

1. 自局著信の爲替局報(爲替電報送達紙)を第一號記載例の如き爲替局報配達簿に添へ電信主任から交付を受けたならば左の手續をして電報送達紙を受領し配達簿は返付する。但し電信主任と爲替主任が同一人のときは便宜爲替局報配達簿を省略することが出来る。
- (イ) 電報送達紙を配達簿に對照して其の符合することを確める。
- (ロ) 配達簿に押捺してある電信主任の認印が廻付を受けてある印鑑と符合することを確める。

第二號 爲替證書發行例(電信)

電信爲替證書		發行日附印	
宮崎	拂渡局所名	13.5.7	發行日附印
右金額成規手續履行シ可拂渡候也		記號	番號
宮崎郵便局長		5ぬ田六番	四谷
印調名記入取受		發行日附印	

郵便局所名

- (ハ) 配達簿の相當欄に受領時分を記入して主任印を押捺する。
2. 電報直配達區域外の局所で書留郵便に依つて爲替電報送達紙を受領したときは送達紙に押捺してある電信主任の認印を廻付を受けてある印鑑と照合し相違のないことを確める。

程 四五

(三) 電信爲替證書發行

1. 電報送達紙に依つて第二號記載例の如く電信爲替證書を調製し過誤遺漏のないことを確める。
2. 電報送達紙の餘白に第三號記載例の如く爲替金額及證書用紙番號を記載して日附印を押捺する。
3. 連續爲替のときは金額制限額毎に證書を調製し、各證書の金額及證書用紙番號を電報送達紙の餘白に記載して日附印を押捺する。尙證書調製上の注意事項は第一章第一節通常爲替證書の場合と同様である。

程 四五

第三號 電報送達紙記載例

宛名	金五百圓也
種類	ラ
数字	イヌ四四六(五〇〇)、 イレレ)クロイツマチ アサヒテウ)ワタナベ ヨシツ ウ(マツダ ヨシノリ)
局信發	ヨツヤ
號番	三
付受	一〇時 / 分
信受	午七時一〇五分
者校照	者信受

定指	13.5.7 13.5.8 13.5.7
事記	

- 振出月の記載してある再報爲替局報に依つて證書を發行したときは、證書の右方上部欄外に「何月振出」と記載する。
- 證書調製の際特殊取扱の指定のあるものは左の手續をする。
- (イ) 證書速達又は別配達のものには第四號記載例の如く證書の金額記載の下部及電報送達紙の餘白に「證書速達」印又は「證書別配達」印を押捺する。
- (ロ) 證書速達又は證書別配達料、金不足徴收のものは第四號記載例の如く證書及電報送達紙の餘白に「速達(又は別配達)料、金何錢不足ニ付追納ヲ要ス」と記載し主任印を押捺する。
- (ハ) 證書留置請求に係るものは證書金額記載の下部及電報送達紙の餘白に「證書留置」印を押捺する。
- 電信爲替證書用紙が缺乏し其の用紙を使用するに

第四號 證書發行例(速達)

書證替爲信電	
花ヶ島	郵便局所名
宮崎郵便局長	取受人記名印調
一金貳百圓也	右金額成規ノ手續ヲ履行シ可拂渡候也
13.6.3	印開日
松川	むほつ唐式參番
〇。ムを	調製

- とが出来ないときは自局の通常爲替證書用紙を代用する。
- 通常爲替證書用紙も缺乏し代用の出来ないときは他局の證書用紙を流用する。此の場合は第一章第一節通常爲替振出(五及六)の例に準じて處理する。
- (四) 證書の送達
- 證書を調製したときは左の方法に依つて之を受取人に送達する。
- 速達郵便又は別配達郵便に依つて送達を要するものは速達書留郵便又は別配達書留郵便として發送する。
 - 普通の方法に依つて送達するものは左の手續をする。
 - (イ) 電報配達事務を取扱ふ局では受取人が自局の電報直配達区域内に居住するときは電報配達人をして受信報知電報配達(電報受取紙に受領印)に依つて送達し又電報直配達區域外に居住するときは書留郵便で發送する。
 - (ロ) 電報配達事務は扱はないが電報配達事務を取扱ふ局の直配達区域内に在る集配局では受取人が自局郵便区内に居住し而も電報直配達區域

第七號 再發證書裏面事由記載例(電信爲替)

本電信爲替證書ハ受取人住所不明ノ爲振出局宛返送ノ處遞送途中亡失ニ付再發ス

本證書金額ノ受取方ヲニ委任致候也

昭和十三年五月八日

13.5.7

14.2.10

受取人不明等の事由に依つて返送した證書が遞送途中亡失したときは左の手續をする。

1. 事務日誌に依つて證書を再發行し其の裏面に第七號記載例の如く事由及再發の旨を附記し日附印を押捺して振出局所に送付する。
2. 事務日誌の當該記載の上部欄外餘白に再發行の旨を記載して置く。

三、留置電信爲替

拂渡局所で留置電信爲替證書を調製又は送付を受けたときは送達紙と共に嚴重に保管する。

(一) 證書交付

受取人から證書の交付請求を受けたときは左の方法で正當本人であることを確かめ送達紙の餘白に第八號記載例の如く交付年月日を記載し受領印を押捺させた上證書を交付する。

1. 送達紙に依つて現金拂渡の例に依り尋問し其の答辯と符合することを確かめる。
2. 必要と認めたときは機宜の方法で正當本人であることを證明させる。

(注意)

電信爲替留置の制度は旅行等の爲居所を一定することが出来ない者の爲に頗る便利であるが詐取に罹る虞もあるから證書の交付に

程四五ノ二

第八號 留置證書交付例

電信報送紙

宛名	金五百圓	種類	電報	数字	13.5.7	局信發	13.5.7	號番	13.5.7	付受	10時	信受	午後十一時五分	者校照	者信受
定指	(オ) イヌ四四六(五)	事記	留置證書												
	〇〇、イレレ) ワタナ														
	メ ヨシヅ ウ(マツ														
	ダ ヨシノリ)														
	昭和十三年五月八日														

際しては特に受取人の身装、舉動等に注意し正當本人であることを認むるに足る物件を呈示させる等機宜の方法に依つて慎重に調査する。

(二) 留置期間經過の證書處理

證書發行の日より七日以内に受取人から交付請求がないときは第九號記載例の如く證書及送達紙の裏面に「留置經過」と記載し日附印を押捺して證書は振出局所へ返送し送達紙は一般の例に依つて保管する。

(三) 留置證書の轉送

拂渡局所で差出人又は受取人から留置證書の送達請求書を受けたときは左の手續をする。

1. 請求書の記載事項を送達紙に對照し符合することを確認する。
2. 證書は書留郵便で指定の場所へ發送する。
3. 送達紙の餘白に發送月日及事由を記載し送達請求書は保管する。

(注意)

期間内に差出人より證書を還付方請求があつたときは之に應じ前號の手續に準じて取扱ふ。

四、現金拂渡

拂渡の請求を受けたときは電報送達紙を振出請求書

程四一ノ二

程四九ノ三

大正二、六、
貯金局同答
爲替貯金編
上五六頁

程五〇

第九號 證書裏面事由記載例(電信爲替留置經過)



と看做し第三〇頁二、通常爲替一般拂渡の例に依つて現金を交付する。

(一) 事故照會

尋問事項に對し受取人の答辯が符合しないときは第一五六頁事故往復手續に依つて振出局所へ電報で照會する。

(二) 不足料金追徴

速達又は別配達のもので不足料金を追徴しなければならぬものは料金相當の郵便切手を差出させ之を證書の餘白に貼附して日附印で消印する。

(三) 連續爲替一部拂渡

連續爲替に對し一部拂渡したときは送達紙の餘白に其の事由を附記し拂渡済の證書に依つて爲替拂渡帳に記載し、送達紙は全部拂渡す迄保管する。

(四) 爲替金渡済通知

爲替金渡済通知を要するものに對し拂渡したときは第四九頁、通常爲替金渡済通知の手續に準じて處理する。

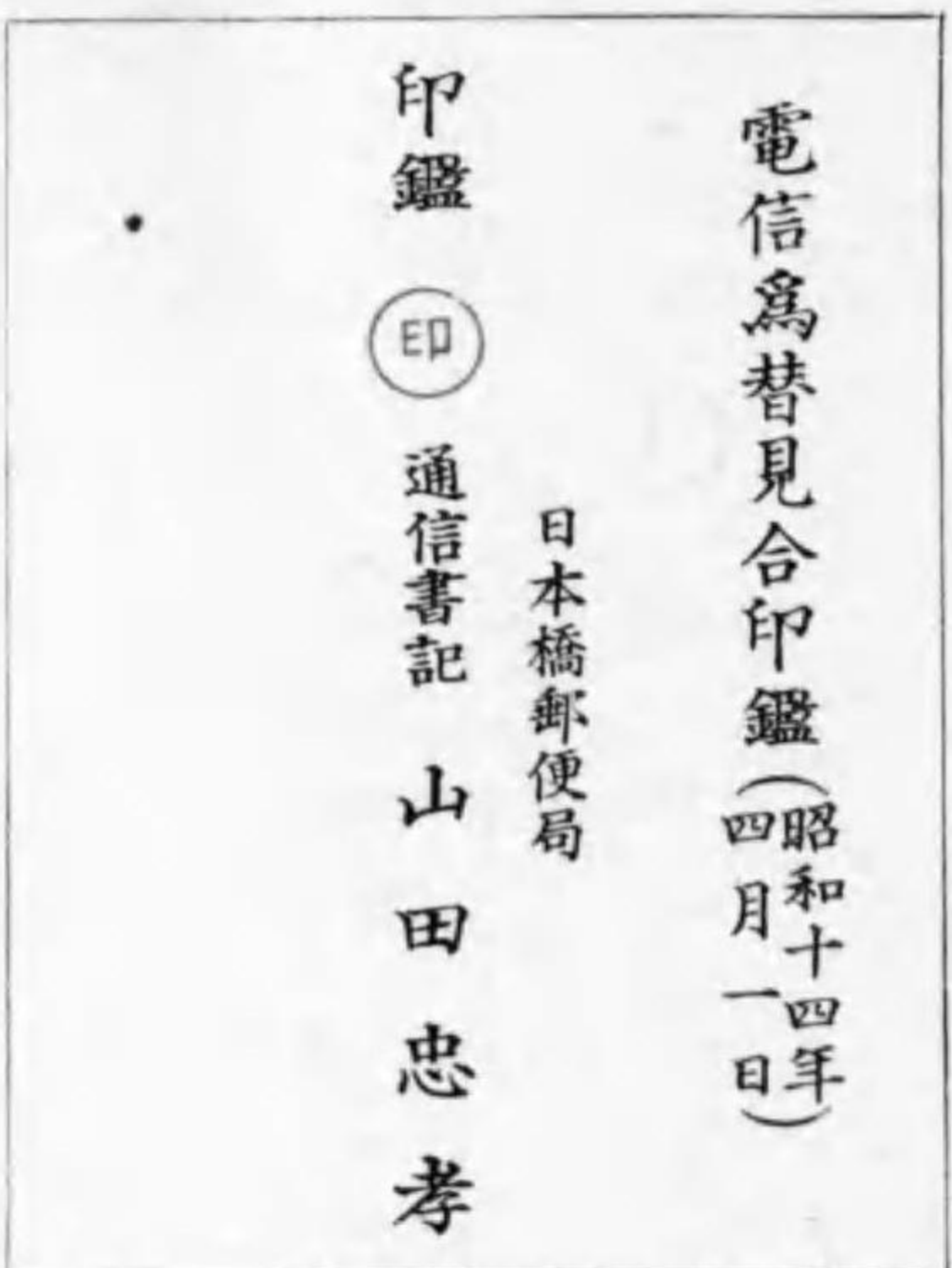
五、當務者印鑑交換

當務者印鑑の交換とは爲替局報の受授を明かにすると共に證書發行の取締上電信主任と爲替主任との間又は電信局と證書發行局との間に豫め見合印鑑を交換し

程八六ノ二

程 五一

第十號 見合印鑑様式例(様式適宜)



て置き其の印章を爲替局報送致簿、電報送達紙、爲替電報配達簿等に押捺して事故を防止する内部の手續を謂ふ。

當務者印鑑交換の手續は次の通である。

(一) 電信取扱局並に電信取扱局と三百三十米以内の電信を取扱はない局

電信取扱局所又は電信を取扱はないが電信局所との距離が三百三十米以内の局所の爲替主任は豫め電信主任と第十號様式例の如く其の印鑑を交換して置く。

(二) 電信の取扱をしない局所

電信を取扱はない局所では豫め附近の電信局所に第十一號記載例の如く其の主務者の印鑑を廻付し且自局を電信配達區域とする電信局の主任より印鑑の送付を受けて置く。

(三) 電信の取扱をしない無集配局所

郵便又は電報の配達事務を取扱はない局所では第十號記載例に準じ其の主務者の印鑑を豫め電信局所の電信主任に廻付して置かねばならぬが、電信主任の印鑑は廻付を受けない。

(四) 見合印鑑の省略

爲替局報送致簿を省略した場合(第七一頁参照)及爲替局報配達簿を省略した場合(第八四頁参照)は見合印

第十一號 見合印鑑様式例 (様式) (適宜)

電信爲替見合印鑑(昭和十四年四月一日)

宮城縣支倉郵便局長

印鑑(印倉田浩吉)

鑑を交換する必要がない。

(注意)

- (イ) 電信爲替の發着に對する見合印鑑は必ず規程の種別に應じ之を交換し常に現行の印鑑を整備する標注意が要る。
- (ロ) 見合印鑑は相手方から適當に送付して來るか、否かを相互に監視し送付して來るべきもので送付して來ないものはないか送付して來ても不完全の點はないか平素十分注意し發信又は著信に際し送信又は證書發行を躊躇する様なことの無い標注意が要る。
- (ハ) 見合印鑑は取締の用に供するものであるから之が保管方に就ても其の目的に反することのない標注意が要る。

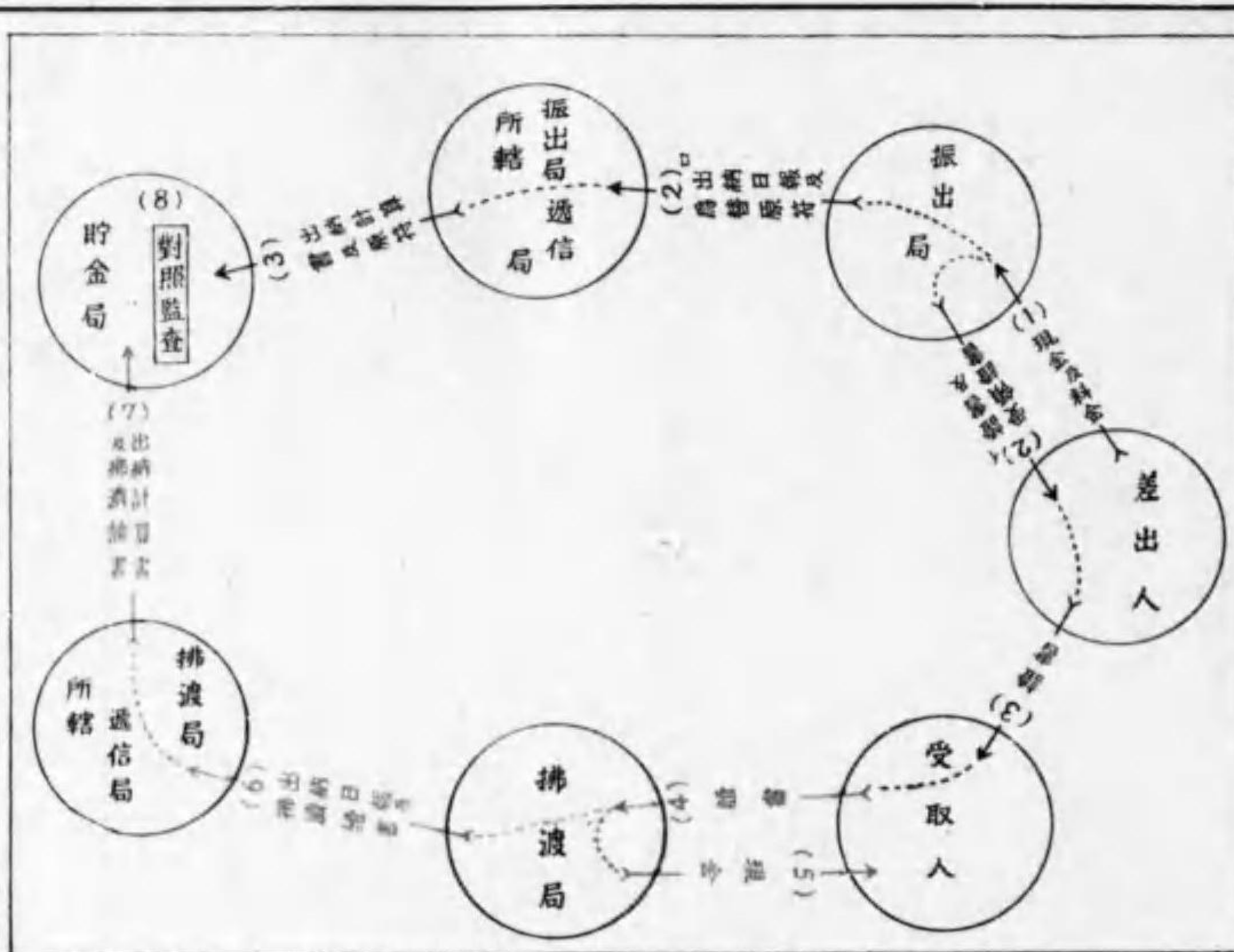
準用規定

電信爲替拂渡に關し本章に述べた事項の外は第一章第二節通常爲替拂渡の例に依つて取扱をする。

程五二條

明治四十四年
通令第九號
乙種郵便
爲替一四九號
五上六ノ二
頁上爲四

小爲替受拂圖解 (墨書ハ振出朱書ハ拂渡)

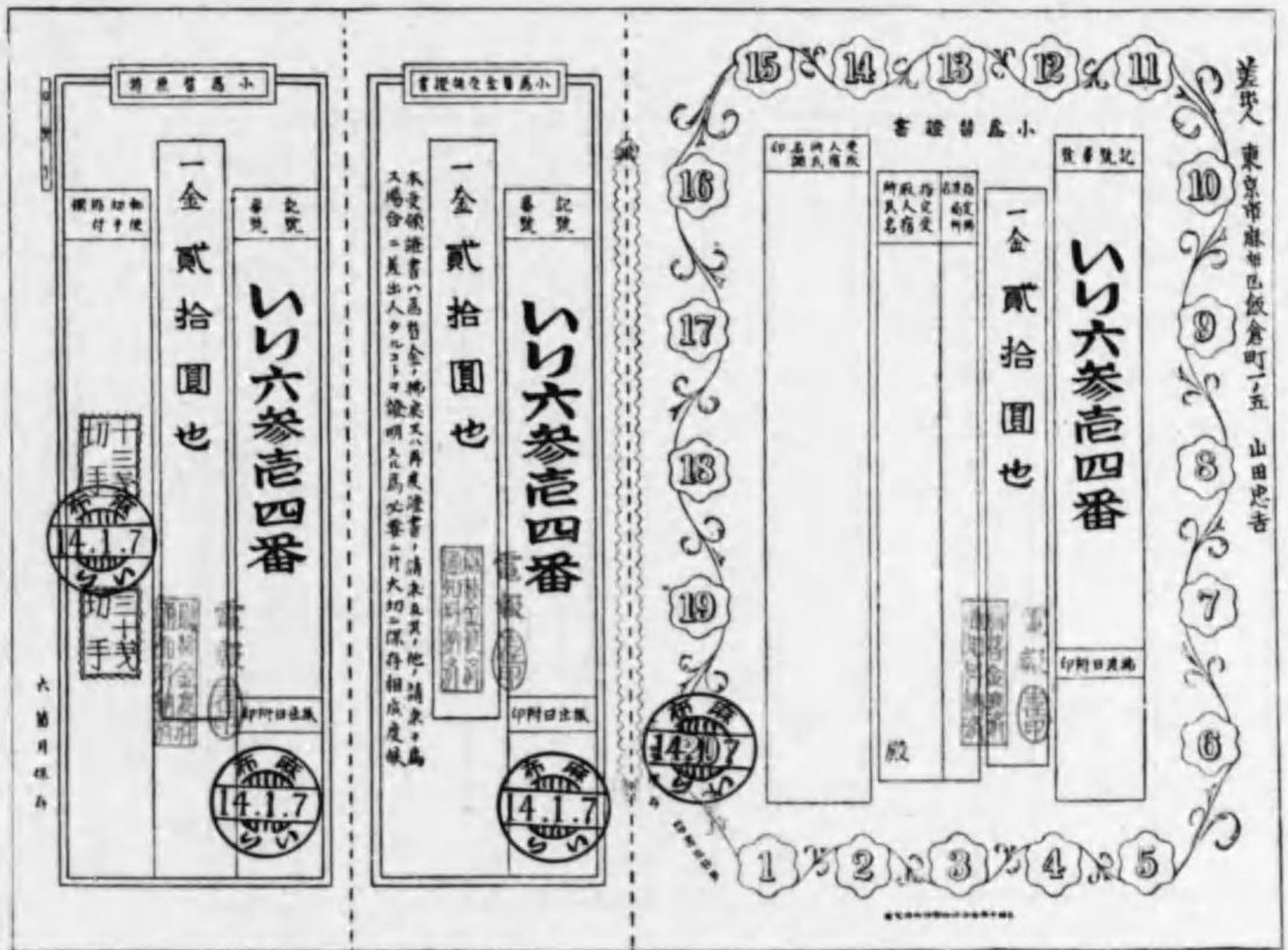


第三章 小爲替

小爲替は通常爲替や電信爲替と異なり、振出請求書を要しない無案内式の送金制度であつて、差出人は原則として其の證書に拂渡局所及受取人宿所氏名を指定しなければならぬことになつてゐるが、證書持參人拂とすとき或は隨意の局所で拂渡を受けさせる爲、無指定で差出すことも出来る。

小爲替は小口取引の支拂手段として利用せられ、證書一枚の制限額は貳拾圓で錢位未滿の端數は附けられないことになつてゐる。

第三號 證書發行例 (小爲替金)



1. 振出日附印の押捺場所を誤つたとき及書損したときは第五頁(四)通常爲替證書損の例に依つて處理する。
2. 小爲替證書用紙が缺乏し使用することが出来ないときは自局所の通常爲替證書用紙を代用する。通常爲替證書用紙も缺乏して代用出来ないときは他局の證書用紙を流用する。此の場合は第六頁(五)通常爲替證書用紙流用の例に準じて處理する。
- (三) 振出帳記入方
發行した證書に依つて第二號記載例の如く振出帳に記入し金額等に相違のないことを確める。
- (四) 證書、受領證書及原符の處理
1. 證書及受領證書は差出人に交付する。
2. 原符は計算規程に依つて現金出納日報に添屬して逕信局へ送付する。
- 二、小爲替金渡濟通知
小爲替金渡濟通知とは差出人が爲替金の拂渡月日等を知る必要のあるとき其の通知方を振出の際請求し拂渡を了へたとき之を通知することを謂ふ。
通知方法は郵便及電報の二種あつて其の料金として郵便に依るものは金四錢、電報に依るものは電報料相當額を差出人より徴收し一般料金と同様處理する。

二 一三五ノ	一 一三五ノ	四 一三五ノ	五 一三五ノ
五 一三五ノ	五 一三五ノ	五 一三五ノ	五 一三五ノ
五 一三五ノ	五 一三五ノ	五 一三五ノ	五 一三五ノ

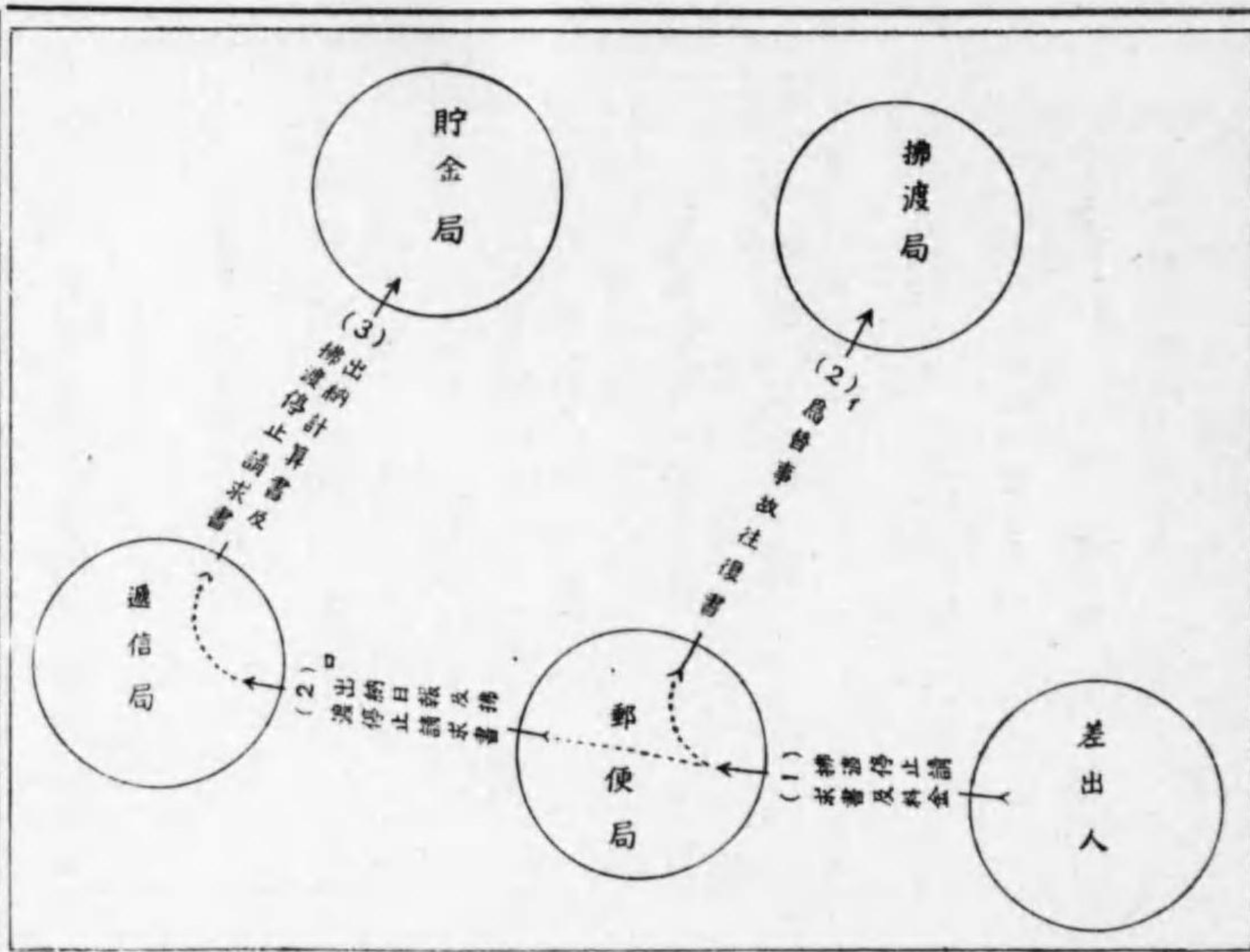
第四號 振出帳備考欄記載例

備	考
電報、差出人	麻布區飯倉町一ノ五 山田忠吉

- 振出の際の取扱方は一般の例に依るの外左の手續をする。
- (一) 證書發行
證書、受領證書及原符に第三號記載例の如く左の手續をする。
1. 差出人の宿所氏名を尋ね證書の餘白に記載する。
2. 金額下部に「爲替金渡濟通知料納済」印を押捺する。
3. 電報に依つて通知をするものは「通知料納済」印の右傍に電報と朱書し主任印を押捺する。
 - (二) 振出帳記入方
振出帳の備考欄に第四號記載例の如く左の手續をする。
1. 「爲替金渡濟通知料納済」印を押捺する。
2. 電報に依つて通知をするものは電報と記載して置く。
3. 差出人宿所氏名を記載して置く。
 - 三、拂渡局所及受取人宿所氏名の取消又は變更
拂渡局所及受取人宿所氏名の取消又は變更とは、差出人が拂渡局所及受取人宿所氏名を第五號記載例の如く證書に指定した後其の取消又は變更の承認を受けることを謂ふ。

程	八〇
程	八〇
則	四四

拂渡停止請求圖解 (郵便に依るもの)



第五章 拂渡停止及解除

拂渡停止及解除とは通常爲替又は電信爲替を振出した後で差出人の請求に依つて爲替金の拂渡を停止し又は之を解除することを謂ふ。

停止及解除の請求料金は郵便で通知する場合は金四銭、電報で通知する場合は電報料相当額である。

尙小爲替は無案内式であつて、拂渡局所を指定すると否とは差出人の任意であるから拂渡局所が特定して居らない爲此の制度はない。

第一號 爲替金拂渡停止請求書記載例(様式)

爲替金拂渡停止請求書

- 一、爲替種別 通常爲替
 - 一、振出年月日 昭和十三年四月一日
 - 一、振出局所名 愛知縣鳴海局
 - 一、證書記號番號 わいあ一五三一番
 - 一、爲替金額 參百圓也
 - 一、拂渡局所名 京橋局
 - 一、受取人宿所名 京橋區尾張町一丁目
 - 一、氏名 山川 清
 - 一、通報種別 電報
- 右請求候也



參拾錢 昭和十三年五月一日
切手
愛知縣鳴海町三王山
田村 亥太郎 印

※四ヶ一ヒ一五三一ツテイシ

一、停止請求書受付局所の手續

通常爲替又は電信爲替振出後爲替金拂渡停止の請求を受けたときは左の手續をする。

(一) 拂渡停止請求書記載方及受付

1. 請求人に第一號記載例の如き拂渡停止請求書を差出させる。尙解除期日を指定するときは通報種別の次に其の月日を記入させる。
2. 爲替金受領證書を差出させ請求書に對照し正當差出人であることを確める。
3. 拂渡局所が自局所であるときは料金を徴しないが他局所であれば通報の種別に従ひ金四錢又は電報料に相當する郵便切手を請求書に貼附させて日附印で消印する。

(注意)

同時に振出した二口以上の爲替に對し拂渡停止又は停止解除の請求があつたとき其の爲替の差出人、受取人及拂渡局所が同一のものであれば爲替の口數に拘はらず之を合一して料金を徴收する。

(二) 拂渡停止通知

1. 拂渡局所が自局所であるときは直に拂渡済否を取調べ左の手續をする。

明治三五、甲二三、通郵一六三、通郵一五〇、編爲三、長通上、一五頁、金六六

程 六六

第二號 事故往復書記載例(拂渡停止通知)

爲替種別 通常爲替	證書記號番號 わいあ二五三一	振出年月日 九月十一日	爲替金額 一金參百圓也
差出人宿所氏名 愛知縣鳴海町三王山 田村亥太郎	受取人宿所氏名 京橋區尾張町一丁目 山川 清	照會之部 前記爲替ニ關シ左ノ事項證明相成度候也	照會之部 前記爲替ニ關シ左ノ事項證明候也
證明之部 拂渡停止請求アリ	料金徴收	證明書 13.9.12	證明書 13.9.12

三年保存

(イ) 未拂ならば停止請求書を振出請求書に貼附して置く。

(ロ) 既に拂渡済のときは請求人に其の旨を告げ停止請求書を返付する。

2. 拂渡局所が他局所の場合は左の手續をする。

(イ) 郵便で通知するものは第二號記載例の如く「爲替事故往復書」を調製して拂渡局所宛て發送する。

(ロ) 電信で通知するものは第三號記載例の如く電報にて通報し其の本文を第一號記載例(※印の部分)の如く停止請求書の餘白に轉記する。

振出帳及事務日誌記入

1. 自局所振出の爲替證書であれば振出帳の備考欄に第四號記載例の如く事由を記載し、尙電信で通知するものは其の料金額をも附記する。
2. 他局所振出の爲替證書であれば第五號記載例の如く事務日誌に左の事項を記載して置く。

(イ) 停止請求の事實及請求人の宿所氏名

(ロ) 電信通知のものは其の料金額

程 一一二三四

程 一六六二五

程 六六

第三號 電報記載例(停止)

宛名	ケウバシ	
	定指	局内心得
本	イシ	四ケ一ヒ一五三ーツテ
文	四月一日振出一五三 一番通常為替拂渡停 止請求アリ	

(四) 停止請求書の處理

料金を徴収した停止請求書は計算規程に依つて一類證據書類に添屬し逕信局へ送付する。

(五) 停止通知到着前に拂渡のものゝ處理

拂渡局所から停止通知到着前に爲替金拂渡濟の旨を以て事故往復書又は電報送達紙の返送を受けたならば其の旨を差出人に通知し事故往復書又は電報送達紙は整理保管する。

二、拂渡局所の停止手續

指定拂渡局所で受付局所から停止の通知を受けたときは左の手續をする。

(一) 停止通知書の處理

停止通知を受けたときは振出請求書の著否を取調べ左の手續をする。

1. 振出請求書が到着してゐて未拂であれば事故往復書又は電報送達紙を請求書に貼附して置く。

2. 振出請求書が未著であれば到着する迄事故往復書又は電報送達紙を保管し置き、到着してから振出

第四號 振出帳備考欄記載例

爲替貯金事務日誌			備考
年月日	記	事	
13 9 12	下記通常爲替證書ニ對シテ拂渡停止請求アリタルニ付電報ヲ以テ拂渡局ヘ其ノ旨通報セリ		9月12日拂渡停止請求アリ郵便通知ス
	13. 9. 11. 振出わいあ 2531		
	金 300 圓 請求人 鳴海町三玉山 田村亥太郎		
	電信通知料金 30 錢		

請求書に貼附する。

3. 既に拂渡濟であつたときは事故往復書又は電報送達紙の裏面に其の旨を記載し日附印を押捺して請求書受付局所へ返送する。

(二) 證書亡失届出に依る停止手續

爲替金受取人から證書亡失等に依り詐取を豫防する爲拂渡局所へ拂渡停止方申出があつたときは事實を認め正當本人と認めるときは其の請求に應じ適宜處理する。

三、拂渡停止解除手續

拂渡停止後停止解除の請求があつたときは左の手續をする。

(一) 受付局所の手續

第一號記載例に準じ爲替金拂渡停止解除請求書を差出させ停止手續の例に依つて處理する。

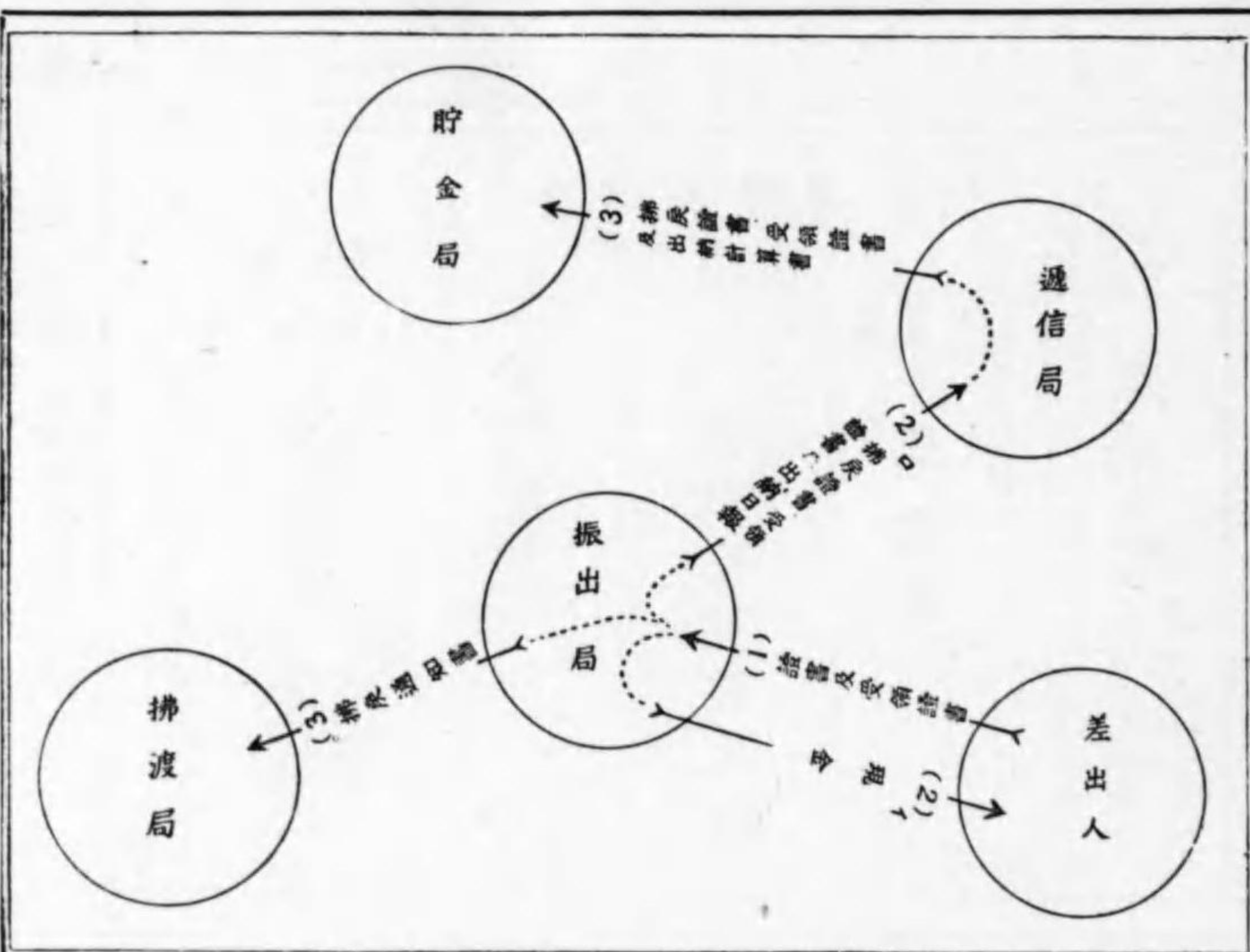
(二) 拂渡局所の手續

停止手續の例に依つて處理し爲替金拂渡をする。

第五號 爲替貯金事務日誌記載例

爲替金拂戻圖解

通常爲替
電信爲替
一般爲替
拂戻





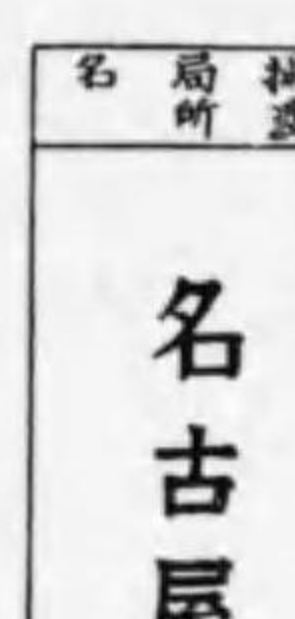

第六章 爲替金拂戻

爲替金拂戻とは爲替金を差出人に拂戻すことを謂ふ。通常爲替證書及電信爲替證書は有効期間中であれば無料で拂戻をするが、有効期間を経過したもの又は亡失、毀損、汚斑等のものでは證書一枚に付料金拾錢を要することになつてゐる。

尙小爲替證書は其の性質上有効期間中であれば一般の例に依つて拂渡をするが、有効期間を経過したもの又は亡失、毀損、汚斑したものは爲替金拂戻として取扱ひ證書一枚に付五錢の料金が要る。

第一號 爲替金拂戻手續例(通替)

書 證 替 爲 常 通


記號 番號 いいわ貳參五七番 印附日渡拂 	豊島郵便局長  名古屋 	受取人記 名調印 高橋五郎 印 振出日附印 
---	---	---

一、通常爲替及電信爲替

- (一) 一般拂戻(亡失、毀損、汚斑のものを除く)
- 振出局所の手續
振出局所で通常爲替又は電信爲替金拂戻の請求を受けたときは左の手續をする。
(イ) 證書に第一號記載例(※印の部分)の如く差出人の氏名を記載調印させ受領證書と共に差出させる。
(ロ) 證書が有効期間を経過してゐるものは料金相當の郵便切手を證書の裏面に貼附させ日附印で消印する。
(ハ) 差出人及受取人の宿所氏名を尋問し振出帳と符合することを確める。
(ニ) 一般拂渡の例に依つて現金を拂戻し受領證書を拂渡證書に貼附する。
(ホ) 振出帳の備考欄に「何月何日拂戻」と記載する。
 - 指定拂渡局所の手續
指定拂渡局所で振出局所から爲替金拂戻濟の通知を受けた時は當該振出請求書の裏面に「何月何日

第二號 拂戻請求書記載例(一の)

書 求 請 戻 拂 金 替 爲 便 郵

請求書 受取 日 13.10.10 始 附印 振出局 所名 振出日 年月日 十三年九月二十八日 附印 日 金 拂 爲 替	爲替 種別 ※ 通常爲替 請求事由 ※ 証書亡失	証書記 號番號 ※ いぬら三五五 縣 四谷	振出日附印 
---	--	--	--

金百圓也


右爲替金拂戻相成度此段請求候也

※宿所 東京市四谷区尾門町二番地
※差出人 **吉川長治** 印

前記爲替拂戻金正ニ受領候也

差出人

切手 拾錢
付手 便



「拂戻濟」と記載し日附印を押捺して適宜整理保存する。

(二) 證書亡失又は毀損、汚斑に因る拂戻證書を亡失又は毀損、汚斑した爲拂戻の請求を受けたときは左の手續をする。

- 振出局所の手續
(イ) 郵便爲替金拂戻請求書に第二號記載例(※印の部分)の如く記載調印させ料金相當の郵便切手を貼附の上差出させる。
尚毀損、汚斑のものは其の證書を添附させる。
(ロ) 拂戻請求書を振出帳に對照し自局所振出のものであることを及記載事項に相違のないことを確める。
(ハ) 請求書に受付日附印を押捺すると同時に料金切手を消印する。
(ニ) 證書が有効期間内のものであれば拂戻請求書の裏面に第三號記載例の如く「振出請求書取戻照會」と記載し日附印を押捺し其の事由を振出帳の備考欄に記載した上拂戻請求書は拂渡局所に發送する。
(ホ) 證書が有効期間を経過したものであれば拂

第五號 爲替金拂戻手續例(小爲)

15	14	13	12	11
16	17	18	19	20
9	8	7	6	
1	2	3	4	5

書證替爲小

一 金拾圓也

〆ぬ六参四志番

東京市四谷区左門町三〇
春海一印

殿

(ニ) 振出請求書が拂渡局所に未着の爲返送を受けなかつた場合は振出帳の備考欄に其の旨及「何月何日拂戻」と附記し爲替拂渡帳に記載する。

(ホ) 拂渡局所から前々號(ハ)に依つて拂戻請求人宛の爲替金拂渡済通知書の經由を受けたときは振出帳の備考欄に其の旨を記載し通知書は請求人に送付する。

4. 爲替電報發信前及不達拂戻
爲替電報發信前るとき若しくは不達となつたとき爲替金拂戻の請求があつたならば第二號記載例に準じ拂戻請求書を差出させ振出帳に對照の上相當尋問して一般拂渡の例に準じ拂戻をする。

(注意)
(イ) 爲替電報の誤記又は電送上の誤謬に基因し電信爲替が不足拂となつたとき振出人から最早送金の必要がない旨申出不足金拂戻の請求があつたときは前號に準じ不足金拂戻をする。
(ロ) 不達となつた電信爲替金を拂戻す際有効期間を經過してても拂戻請求料金は徴收しない。

二、小爲替
小爲替金の拂戻請求があつた際其の證書が有効期間中のもので且毀損、汚損したものでなければ一般の例に依つて拂渡をする。

七五

第六號 拂戻請求書記載例(其三)

請求書受附印	14. 1. 10
證書記帳番號	いぬ六五五五
振出局所名	縣 四谷
振出年月日	十三年九月八日
請求事由	証書之失

爲替種別 ※ 小爲替

右爲替金拂戻相成度此段請求候也

※ 宿所東京市四谷区左門町三〇

※ 差出人 松目長治印

前記爲替拂戻金正ニ受領候也

差出人 松目長治印

金 武拾圓也 拂戻認可

切手 五 切手 14. 1. 10

證書の有効期間を經過したも又は亡失、毀損、汚損したものは左の手續をする。

(一) 證書有効期間經過に因る拂戻
證書に第五號記載例(※印の部分)の如く記載調印させ料金相當の郵便切手と爲替金受領證書を差出させ通常爲替及電信爲替の例に依つて拂戻をする。

(二) 證書亡失又は毀損、汚損に因る拂戻
爲替金拂戻請求書に第六號記載例(※印の部分)の如く記載調印の上料金相當の郵便切手と共に差出させ左の手續をする。

1. 有効期間中の毀損、汚損證書の拂戻
(イ) 拂戻請求書及受領證書、並に毀損、汚損の證書を共に差出させ通常爲替及電信爲替拂戻の例に依つて直に拂戻をする。
(ロ) 拂渡済の拂戻請求書は拂渡済證書として受領證書及毀損、汚損證書を添附の上計算規程に依つて處理する。

2. 亡失又は有効期間經過の毀損、汚損證書の拂戻
(イ) 拂戻請求書の裏面に「拂渡済否照會」と記載し日附印を押捺し其の事由を振出帳の備考欄に記載して貯金局(臺灣、朝鮮、關東州内局所の振出に係るものは當該管理所又は交通局に)

七〇

第七號 振出帳備考欄記載例

備	考
2月15日拂戻	

へ廻送する。

(注意)

小爲替證書亡失の場合の拂渡済否照會に對する貯金局又は管理所の回答は爲替金拂渡済の場合の外證書發行の日より百二十日を経過しなければ出さない。

(ロ) 前號の照會に對して貯金局等より「拂戻請求書」に「未拂」である事を表示して返送して来たときは第六號記載例の如く金額の下部に「拂戻認可」と記載し主務者印を押捺し其の旨を振出帳の備考欄に記載した上差出人に送付する。

(ハ) 拂戻金受取方を申出たときは拂戻請求書に第六號記載例(分を除く)の如く記名調印の上差出させて拂戻をする。

(ニ) 振出帳の備考欄に第七號記載例の如く「何月何日拂戻」と記載して置く。

(ホ) 拂渡済の拂戻請求書は拂渡済證據書として受領證書及毀損、汚斑の證書を添屬の上計算規程に依つて現金出納日報に添屬して逓信局へ送付する。

(三) 特別 拂戻

證書亡失のもので發行の日より百二十日以内に特に至急拂戻方請求を受けたときは左の手續をする。

1. 保證人を立てさせ第八號記載例の如く請求書の裏

第八號 保證書記載例(特別)

保證書

表記ノ通爲替金拂戻請求候ニ付テハ之カ爲損害ヲ生シタル場合ハ直ニ辨償可致候也

請求人 春野 一郎

四谷區左門町二ノ一
保證人 田村 一夫

※ 調査濟



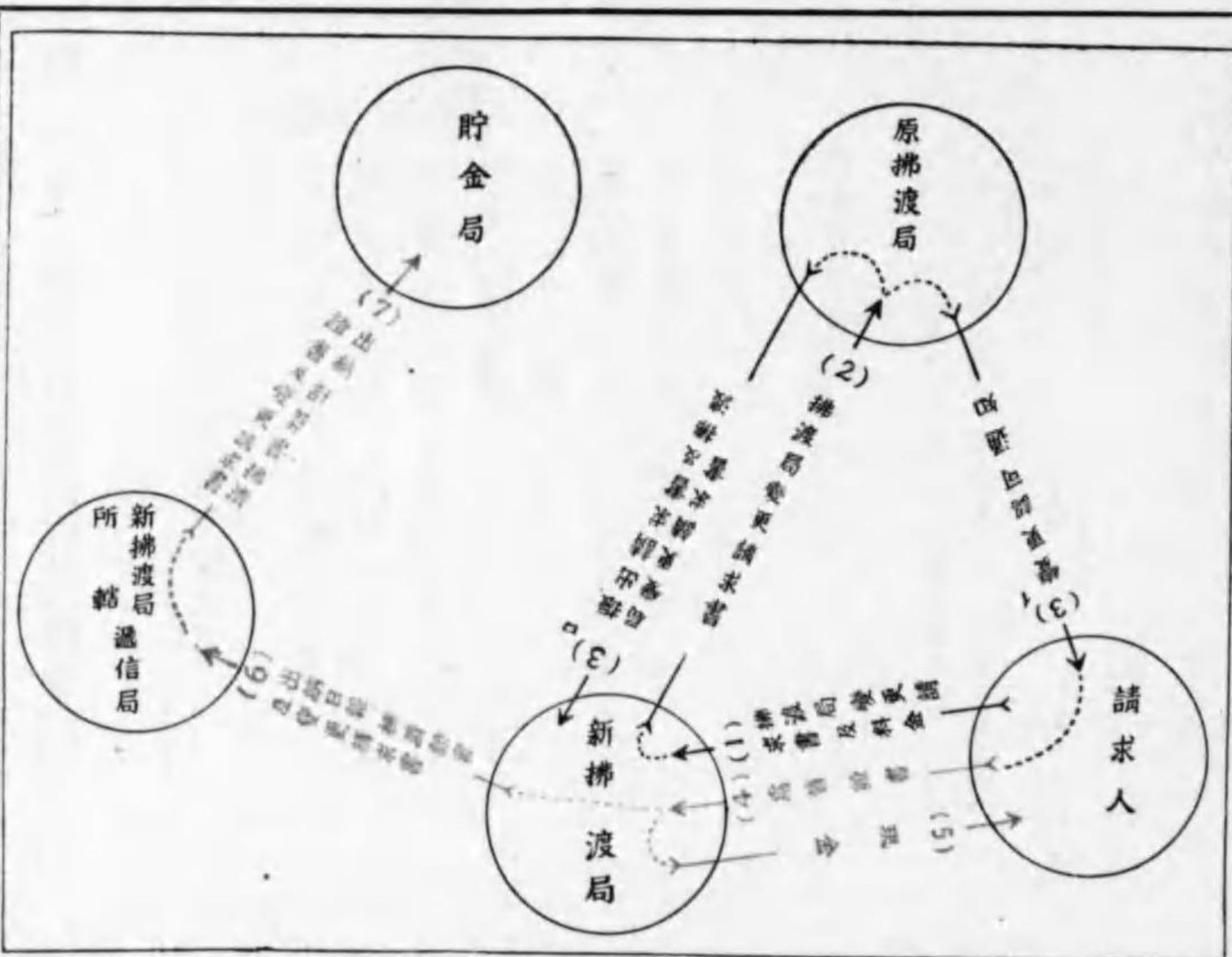
面に保證手續をさせる。

2. 保證人の資格を調査し適當であつたなら保證書の餘白に調査済と記載し主務者印を押捺して直に拂戻をする。

3. 證書發行の日より百二十日以内に保證人を立てずに拂戻請求中、保證人を立て特に至急拂戻方請求があつたときは前號に準じて直に取扱ひ其の旨を貯金局(朝鮮、臺灣、關東州内局所の振出に)へ通報する。

拂渡局變更請求圖解

(新拂渡局付受) 原拂渡局認可



第七章 拂渡及拂戻局所變更

拂渡局所變更とは通常爲替又は電信爲替の指定拂渡局所を差出人又は受取人の請求に依つて變更することを謂ふ。

尙小爲替は無案内式であつて拂渡局所を指定すると否とは差出人の任意であるから若し拂渡局所を指定したものを變更せんとするときは差出人が其の證書を郵便局所に差出し變更承認(第九九頁)を受けなければならない。

拂戻局所變更とは通常爲替、電信爲替、小爲替の差出人は振出局所て爲替金の拂戻を受けることが出来るが、振出局所て受領することが不便な場合其の拂戻局所を變更することを謂ふ。

通常爲替及電信爲替の拂渡及拂戻局所變更請求は一口に付金拾錢、小爲替の拂戻局所變更請求に付ては一口に付金五錢の料金を要することになつてゐる。

第三號 事故往復書記載例(拂渡局)

爲替 種類 通商爲替 記號 一一二三四 印附日波拂	振出 月日 七月三十日	差出人 芝正露月砂ニノ三 山川 清 受取人 横濱智ヲ印入八三 横濱市神奈川ニ神奈川町 字ニツ各 上田榮吉	照會之部 前記爲替ニ關シ左ノ事項證明相成度候也 局御中	證明之部 前記爲替ニ關シ左ノ事項證明候也 權濱ニ谷郵便局御中	證明 拂渡局極價實局ヲ極決ニ各局 ニ變更認可 料金徴收 日附 13.8.7 三年保存	照會 旨要會照 日附 13.8.7 三年保存	復往 書復往故事替爲 日附 13.8.7 三年保存
--	-------------------	---	-----------------------------------	--------------------------------------	--	------------------------------------	---------------------------------------

(ロ) 變更請求書の餘白に事由を記載し日附印を押捺の上計算規程に依つて現金出納日報に添屬して遞信局へ送付する。

(三) 振出局所の手續
振出局所で拂渡局所變更請求書を受けたときは左の手續をする。

1. 他局所を新拂渡局所に指定してある場合

(イ) 變更請求書と振出帳に依つて第三號記載例の如き事故往復書を調製(受取人の居所に異動があるときは舊居所の傍に新居所を朱書)し變更請求書と共に新拂渡局所へ送付する。

(ロ) 請求人に對し變更承認の旨を通知する。

(ハ) 原拂渡局所に對し變更認可の旨を通報する。

(ニ) 振出帳の備考欄に變更認可の旨を附記して置く。

2. 自局所を新拂渡局所に指定してある場合

(イ) 振出帳に依つて尋問の上拂渡をする。

(ロ) 爲替拂渡帳に相當事項を記入する。

(ハ) 變更請求書は第四號記載例(※印の部分)の

程七セノ二

第四號 拂渡局變更請求書記載例(適宜)

爲替金拂渡局變更請求書

- 一、爲替種別 通常爲替
- 一、振出年月日 昭和十三年三月五日
- 一、振出局名 四谷局
- 一、證書記號番號 いぬ六三五五番
- 一、金額 百圓也
- 一、舊拂渡局名 岐阜局
- 一、新拂渡局名 四谷局

昭和十三年三月二十日

右請求候也



拾錢
舊住所 岐阜市元町二丁目一番地
現住所 四谷區左門町二番地
速山 春吉

四谷郵便局御中

※拂渡局變更認可



如く其の餘白に事由を記載し日附印を押捺して拂濟證書に貼附し現金出納日報に添屬して遞信局へ送付する。

(ニ) 變更請求書受付の際其の爲替に對し再度證書發行濟の旨貯金局等より通知を受けてゐたときは變更認可の手續をせず請求書の餘白に其の事由を附記し貯金局(朝鮮、臺灣、關東州内局所の振交通)へ送付する。

(四) 新拂渡局所の手續

1. 新拂渡局所で拂渡局所變更請求書に「振出請求書」又は「事故往復書」を添へ送付を受けたときは之を保管し置き受取人より拂渡方の請求があつたとき一般の例に依つて拂渡をする。

2. 變更請求書は第四號記載例(※印の部分)の如く其の餘白に事由を記載し日附印を押捺し拂濟證書に貼附して現金出納日報に添屬し遞信局へ送付する。

(五) 原拂渡局所の手續

振出局所から拂渡局所變更認可の手續をした旨通知があつたときは振出請求書に其の旨を附記し日附印を

程七セノ三

程七セノ四

第五號 拂戻局變更請求書裏面記載例



押捺して適宜整理保存する。

二、拂戻局所變更

(一) 受付局所の手續

通常爲替、電信爲替及小爲替證書の拂戻局所變更の請求を受けたときは拂戻局所變更請求書(記載方は第二號)及料金相當の郵便切手を差出させ拂渡局所變更手續の例に依つて處理するの外左の手續をする。

1. 自局所振出のもの

(イ) 變更請求書を振出帳に對照して未だ拂戻のないこと及再度證書の請求通知を受けてゐないことを確める。

(ロ) 第三號記載例に準じ事故往復書を調製し其の證明欄に「拂戻局所變更認可」と記載し新拂戻局所に送付する。

(ハ) 振出帳の備考欄に其の事由を記載する。

(ニ) 變更請求書の裏面に第五號記載例の如く事由を記載し日附印を押捺し計算規程に依つて現金出納日報に添屬し逓信局へ送付する。

2. 他局所振出のもの

(イ) 事務日誌に其の旨記載する。

第六號 證書裏面事由記載例(拂戻局)



(二) 振出局所の手續

振出局所で他局所から「變更請求書」の送付を受けたときは前號1.自局所振出のもの例に依つて拂戻する。

(三) 新拂戻局所の手續

新拂戻局所で他局所より拂戻局所變更認可の旨を記載した事故往復書を受けたときは左の手續をする。

1. 差出人に變更認可の旨を通知する。

2. 拂戻方の請求があつたときは事故往復書に依り尋問の上拂戻をする。

3. 事故往復書は爲替拂渡帳に代用する。

4. 拂渡證書は第六號記載例の如く其の裏面に「拂戻局所變更」と記載し日附印を押捺し計算規程に依つて現金出納日報に添屬し逓信局へ送付する。

第一號 拂渡済否取調請求書記載例(適宜)

爲替金拂渡済否取調請求書

- 一、爲替種別 通常爲替
- 一、振出年月日 昭和十三年十二月一日
- 一、振出局所名 芝局
- 一、證書記號番號 いし一一二三番
- 一、金額 五拾圓也
- 一、拂渡局所名 横須賀局
- 一、受取人宿所 横須賀市沙入一番地
- 一、氏名 横田 稔
- 一、通報種別 郵便

右請求候也

昭和十三年十二月十五日



芝區露月町二番地

山川 清

芝郵便局御中

一、拂渡済否取調

(一) 受付局所の手續

通常爲替、電信爲替又は小爲替に對して差出人から拂渡済否取調の請求を受けたときは左の手續をする。

1. 爲替種別、證書記號番號、金額等を記載した第一號記載例の如き取調請求書を差出させる。
2. 自局所振出のものであるときは振出帳に對照して相違のないことを確める。
3. 證書が有効期間内のもので自局所が拂渡局所になつてゐるものは未拂振出請求書及爲替拂渡帳に依つて拂渡済否を取調べ其の結果を回答する。
4. 證書が有効期間内でも他局所が拂渡局所になつてゐるもの及有効期間を経過してゐるときは關係局所へ照會を要する旨を回答し左の手續をする。

程 八六ノ二

第二號 事故往復書記載例(拂渡済)

爲替種別	通常爲替
振出年月日	十二月一日
振出局所名	芝局
證書記號番號	いし一一二三番
金額	五拾圓也
拂渡局所名	横須賀局
受取人宿所	横須賀市沙入一番地
氏名	横田 稔
通報種別	郵便

一金五拾圓也

芝區露月町二番地
 山川 清
 横須賀郵便局御中

照會之部
前記爲替ニ關シ左ノ事項證明相成度候也

横須賀郵便局御中

照會之部	拂渡済否
證明之部	證明之部
前記爲替ニ關シ左ノ事項證明候也	芝郵便局御中

十二月七日
 拂渡済
 横須賀郵便局長
 芝郵便局御中

證明之部	十二月七日
照會之部	拂渡済

(ロ) 電報で照會方を請求するものであれば電報料相當額の郵便切手を差出させ取調請求書の餘白に貼附消印し左の電報例に依つて頼信紙を調製の上電報本文を請求書の餘白に轉寫し前項(イ)の區別に従ひ拂渡局所又は貯金局等へ照會する。

電報例
 ス、イヘ一一二三ツ一二ケ一ヒ五〇エ
 譯、いゝ一一二三番通常爲替十二月一日振出五拾圓の拂渡済否如何

取調請求書は計算規程に依つて一類證據書と共に逓信局へ送付する。

(注意)
 同時に振出した二口以上の爲替に對し拂渡済否の取調請求があつたとき差出人、受取人、拂渡局所が同一のものであれば爲替口數に拘はらず合一して料金を徴収する。

(二) 拂渡局所の手續

通常爲替及電信爲替に對し受付局所から拂渡済否取調方の照會を受けたときは左の手續をする。

1. 事故往復書で照會のあつたとき
- (イ) 未拂振出請求書及拂渡帳に就き拂渡済否を調査して拂渡済又は拂渡未済の旨を第二號記載例の如く證明の部、證明要旨欄に記載して受付

程 一二五
 大正五、五、
 貯金局通
 三貯金局
 編上七一頁
 程 八六ノ三

第九章 戦時郵便爲替

戦時郵便爲替は戦時又は事變の際特別の取扱をする爲替であつて非常召集者宛爲替、軍事郵便爲替、俘虜郵便爲替の三種に區別することが出来る。

一、非常召集者宛爲替とは非常召集者の旅費金として陸海軍部内から市町村長、島司等に送付する爲替及旅行先若しくは寄留先に於て非常召集を受けた軍人軍屬に對し旅費金等として送付する爲替を謂ふ。非常召集者宛の爲替は休暇日又は取扱日時限外でも振出又は拂渡をしなければならぬ。

二、軍事郵便爲替とは戦時又は事變の際野戦郵便局又は海軍々用郵便所で主として軍人、軍屬の爲に取扱ふ爲替を謂ふ。

軍事爲替に對しては料金を徴收せず貯金局又は同支局で證書を發行するものであつて證書一枚の金額に制限がない。

三、俘虜郵便爲替とは戦時の際捕虜となつた者又は捕虜の爲に發受する内國通常郵便爲替及外國通常郵便爲替を謂ふ。俘虜爲替に對しては總て料金を徴收しない。

第一號 振出請求書記載例

書求請出振替爲常通		印附日出振	
局所 釜石	拂渡 釜石	名氏所宿人取受 岩手縣上閉伊郡 釜石町一六〇 陸軍履備歩兵上等兵 藤田安太郎	名氏所宿人出差 兵庫縣川邊郡伊丹町二 藤田謙吉
金 百圓也		計日 口數 金額	
記號 記號 番號		記號 記號 番號	
取投 指定		印附日渡拂	
非常召集 旅費金			

一、非常召集者宛爲替

非常召集旅費金として陸海軍部内から市町村長、島司等に送付する爲替金及旅行先又は寄留先で應召する軍人軍屬に宛てた爲替は一般の例に依るの外左の手續をする。

(一) 振出手續

1. 通常爲替
- (イ) 非常召集旅費金であることを差出人に證明させる。
- (ロ) 旅行先又は寄留先の軍人、軍屬に宛て振出すものは第一號記載例の如く振出請求書の受取人宿所の次に官名又は歸休兵、豫備兵、後備兵等の肩書を記入させる。
- (ハ) 請求書の特取取扱指定欄に「非常召集旅費金」と記載する。
- (ニ) 證書の餘白に第二號記載例の如く本爲替證書に對しては規定時間外と雖も特に爲替金の拂渡をする旨附記する。
- (ホ) 時間外に取扱つたものは振出当日の日附で處理し翌日の計算に組入れる。但し三月末日の振出で翌日計算の結果四月分となるものは當日

明治二七、
八、告示一
五七、爲替一
金編下六〇
七頁

計算規程
六一

第二號 證書發行例

書證替爲常通		本爲替證書ニ對シテ八時間外ト雖特ニ爲替金拂渡可致候	
受取 人記 名調 印	拂渡 局所 名	記號 記號 番號	記號 記號 番號
釜石		の壹貳參四番	
兵庫縣伊丹郵便局長		印附日渡拂	
金 百圓也			
振出日附印			


の計算とし追加日報を調製する。

2. 電信爲替
電信爲替振出の際は前號の例に依るの外左の手續をする。
- (イ) 特に料金を徴收しないで至急電報の取扱をする。但し電信爲替の料金は徴收する。
- (ロ) 非常召集旅費金であることを示す爲、爲替電報本文の最初に「(ク)」の略符號を附記する。
- (ハ) 證書發行局では證書の餘白に第二號記載例に準じ時間外でも拂渡をする旨記載し證書は速達又は別配達で受取人に送達する。
3. 小爲替
證書調製の際第二號記載例に準じ時間外と雖も拂渡をする旨記載する。
- (二) 拂渡手續
1. 時間外でも拂渡をする。
2. 證書等に事故のあるときは受取人に就き事實を調査し第五三頁(二)確認拂の手續に依つて拂渡をする。
3. 時間外取扱のものは當日の日附で處理し翌日の計算に組入れる。但し三月末日の扱で翌日計算の結果四月分となるときは當日の計算とし追加日報を調製する。

計算規程
六一

第三號 振出請求書記載例

第三號 野戰 90

1 號 甲	局所 拂渡	名氏所宿人取受	名氏所宿人出差	印附日出振	
	吳縣	吳市本通一ノ二 松勝堂	上海海軍特別陸戰隊 士官室 井原憲吉	金貳拾圓也	 計日口數金額 戦い 六八三〇 印附日渡拂
	取特 指報				
					証書送達

1. 軍務官典代金
2. 差出人氏名ノ通知ヲ要ス。

(三) 事故往復
事故の爲照會又は回答をするときは總て電報に依り(夕)の略符號を使用し非常召集旅費金であることを明かにする。

二、軍事郵便爲替

軍事郵便爲替は野戰郵便局又は海軍々用郵便所で差出人から振出請求書を差出させ貯金局又は同支局に送付し貯金局又は同支局(現在は下關貯金支局)で通常爲替證書を發行し證書送達の例に依つて送達する。其の取扱は一般の例に依るの外左の手續をする。

(注意)

軍事爲替は爲替金拂渡廢後、拂渡済通知等の特殊取扱は出来ない、但し振出請求書誤記の場合に郵便に依る訂正通知の請求は出来る。

(一) 野戰郵便局及海軍々用郵便所の手續

1. 野戰郵便局又は海軍々用郵便所で軍事爲替の取扱請求を受けたときは左の手續をする。
2. 振出請求書を差出させる。尙拂渡局所の指定してないものでも其の儘引受けて差支ない。此の場合には貯金局又は貯金支局で證書發行の際指定する。
3. 送金の目的又は差出人氏名の通知方を希望するものは第三號記載例の如く之を記載させる。

大正三、八
貯金局通
六〇七頁


軍事郵便爲
替貯金規則

同 規程一

同 規程七

第四號 證書發行例

書證替爲常通 軍

受取 人記 名調 印	拂渡 局所 名	一金貳拾圓也 証書送達	記號 番號	戦い六八三〇番 印附日渡拂
	吳	下關貯金支局長		
				

(二) 貯金局又は同支局の手續

野戰郵便局又は海軍々用郵便所から軍事郵便爲替目録書等の送付を受けたときは左の手續をする。

1. 目録書と添屬書類の符合することを確める。
2. 軍事郵便爲替目録書類到達書を調製して受付局所に送付する。
3. 爲替目録書と振出請求書に依つて第四號記載例の如く通常爲替證書を調製し金額の上部に「軍事」と表示する。
4. 振出請求書に日附印を押捺し證書と共に第一三頁(四)證書送達の例に依つて拂渡局所へ送付する。
5. 爲替目録書は爲替金記入帳に代用する。
6. 振替送金領收證を臨時陸海軍中央金櫃部に差出し現金の支拂を受ける。但し支局で振替送金領收證の送付を受けたときは貯金局へ轉送する。

同 規程二

同 規程三

同 規程四

第七號 振出請求書記載例

書求請出振替爲常通		印附日出振	
局所 福岡	名氏所宿人取受 福岡市須崎裏町 俘虜收容所 俘虜監督者 陸軍歩兵大佐 田邊正俊	名氏所宿人出差 東京市麻布区飯倉町ニノハ 麻田太郎	 計日口數金額 いると 八五二六 印附日波拂
イ號甲	特殊取扱指定	金 參 拾 圓 也	

三、俘虜郵便爲替

俘虜郵便爲替は俘虜監督者が俘虜に代つて各種の請求をすることになつて居り内國爲替に依るものと外國爲替に依るものと二種あるが内國爲替は一般の例に依るの外左の手續をする。

(一) 振出請求書記載方法及受付

1. 振出請求書に第七號記載例の如く特殊取扱指定欄に「俘虜爲替」と記載させる。
2. 俘虜が差出すものであるか又は俘虜の爲に差出すものであるかを確める。
3. 俘虜の爲に振出す爲替は俘虜情報局又は收容所の監督者を受取人に指定させる。
4. 爲替料金は徴收しない。

(二) 證書發行

第八號記載例の如く證書、受領證書、原符の金額下部に「俘虜爲替」と記載する。

(三) 振出帳記入方

振出帳備考欄に「俘虜爲替」と記載して置く。


俘虜郵便爲替規則五六
同程 一

同程 二

同程 三

同程 三

第八號 證書發行例

書證替爲常通		記號	
局所 福岡	金額 一 金 參 拾 圓 也	記號 いると八五式六番	印附日出振
貯金局構内郵便局長 主務者印			

(四) 拂渡手續

俘虜收容所の監督者をして證書に俘虜監督者の肩書及氏名を記載調印させ一般の例に依つて拂渡をする。

同程 八

第十章 雜 件

一、料 金 還 付

料金還付とは左の一つに該當するとき既納の料金を納付人に還付することを謂ふ。
料金の還付方を請求し得る期間は當該爲替證書の有効期間満了後三ヶ月以内である。其の期間を經過したものに對しては還付請求に應じない。

- (一) 郵便局所の過失に因つて過納又は誤納せしめた料金。
 - (二) 郵便局所の過失に因つて電信爲替證書の送達を普通郵便で到達する時日より後れしめた場合の電信爲替料金。但し受取人が爲替金の拂渡を受けたものは其の爲替金額に對する電信爲替料金と通常爲替料金との差額。
 - (三) 郵便局所の過失に因つて速達郵便又は航空郵便に依る通常爲替證書の送達を普通郵便で到達する時日より後れしめた場合の郵便速達料又は航空料に相當する金額。
 - (四) 航空郵便に依つて送達すべき通常爲替證書を航空郵便線路に依らず送達した場合郵便の航空料に相當する金額。
 - (五) 速達郵便又は別配達郵便に依る通常爲替證書、爲替電報、又は電信爲替證書の送達料金で納付額が超過してゐた場合其の超過料金。
 - (六) 特殊取扱の郵便爲替に對し郵便局所の過失に因つて其の取扱をしなかつた場合の特殊取扱料金。
- 二、爲替事故往復
爲替事故往復とは郵便爲替の事故に關し關係各局所相互間で事故のあつたとき照復する手續を謂ふ。
- 三、帳簿及用紙印章
茲に帳簿及用紙印章とは爲替事務取扱上必要な帳簿用紙及印章並に使用方法、保存期間等を定めた手續を謂ふ。

第一號 料金還付受領證記載例

受領證

- 一、壹圓郵便切手 壹枚
- 一、五拾錢郵便切手 壹枚
- 一、貳拾錢郵便切手 壹枚

計

參枚

但レ昭和十三年三月十日振出、横濱市福富町一丁目三番
地内海房吉宛は八六七番金票百圓電信為替料金

右為替金不著ノ為拂戻ヲ受ケタル處今
回料金還付相成正ニ領收候也

昭和十三年四月十日

愛知縣八名郡八名村六三

佐藤 清印

八名郵便局御中

一、料金還付

- (一) 還付通知
料金を還付しなければならぬものがあつたときは納付人に對して還付請求方を通知する。
- (二) 還付手續
納付人から料金還付方の請求があつたときは左の手續をする。
1. 還付請求期間内（證書有効期間満了後三ヶ月以内）であること及重複拂、又は過剰還付等のない様精査する。
2. 第一號記載例の如き受領證を差出させ之と引換に郵便切手を交付する。
3. 受領證の寫又は事由書を調製し計算規程に依つて現金出納日報に添屬し逓信局へ送付する。
4. 受領證は郵便切手受拂上の證據書類として相當處理する。
- (三) 代り切手の請求
普通三等局及郵便取扱所では還付した郵便切手に對する代り切手請求書を調製し受領證を添付して逓信局へ交付方を請求する。

程 一五

程 一五

郵便切手
及收入印紙類
出納規程
三六

第二號 爲替事故往復書記載例(其一)

爲替 種別 通常爲替	記帳 番號 八八八四	振出 月日 三月十日	振出 金額 壹百圓
差出人 東京市麻布区 飯倉町一ノ五 川野千太郎	受取人 飯田市江戸須 山田三郎	照會 日附 三月十五日	照會 日附 三月十六日
照會之部 前記爲替ニ關シ左ノ事項證明相成度候也 麻布郵便局御中		證明之部 前記爲替ニ關シ左ノ事項證明候也 飯田郵便局長 所御中	
爲替事故往復書記載例(其一)		證明要旨 昭和十三年三月十日振出	

二、爲替事故往復

- 爲替事故で各局所相互間に照復する手續に付ては各事務で述べたのであるが總括して説明する。
- (一) 爲替事故往復書に依る照會及回答並に證明の手續
1. 照會手續
事故往復書に第二號記載例の如く左の事項を記載し主務者記名調印の上日附印を押捺して證明の部連續の儘照會先の局所へ送付する。
(イ) 爲替種別
(ロ) 證書記帳番號
(ハ) 爲替金額
(ニ) 振出月日
(ホ) 差出人及受取人の宿所氏名
(ヘ) 事故の要旨
2. 回答手續
送付を受けた事故往復書の證明要旨欄に第二號記載例の如く回答要領を記載し主務者記名調印の上照會局所へ返送する。

程 一三三

程 一三三

第三號 爲替事故往復書記載例(其二)

爲替 種別 普通爲替日 記帳番 一八八九五	振出 月日 十月二十五日	振出 金額 一金百圓也	受取 人名 大坂市北區梅田町 一ノ三 昌山幸三	送附 人名 東京市麻布区 飯倉町二ノ三 倉田吉造
照會之部 前記爲替ニ關シ左ノ事項證明相成度候也	照會 局御中	證明之部 前記爲替ニ關シ左ノ事項證明候也 梅田郵便局 麻布郵便局長 局御中	證明 局所 13.10.26	證明 局所 13.10.26

省 信 遞

3. 證明手續

(イ) 振出局所で拂渡局所から照會を受ける迄に事故を發見し證明通知を出すときは照會手續に準じ第三號記載例の如く事故往復書を調製して拂渡局所へ發送する。

(ロ) 差出人から料金を徴收して事故往復書を以て通知するときは事故往復書の證明の部餘白に「料金を徴收」と未書する。

(二) 電報に依る照會及回答手續

1. 事故に關し電報で照復する場合は第四號の電報略符號を使用し左の問答例に依る。

問 答例

問、三四五 コキ

譯、いろ三四五番ノ小爲替金高ハ何程ナリヤ

答、コキニエ 五〇セ

譯、いろ三四五番ノ小爲替金高ハ二圓五十錢ナリ

問、三四六 コキ

譯、ろは三四六番ノ「小爲替證書」ニハ振出日附印押捺洩ナリ金高ハ何程ニシテ振出月日ハ何月何日ナリヤ

答、コキヒ三エ七〇七一ニケ一六ヒ

譯、ろは三四六番ノ小爲替金高ハ三圓七十錢ニシテ振出月日ハ十二月十六日ナリ

問、四五六 ツチ

答、ツチモレ

譯、はろ四五六番ノ「通常爲替證書」ニハ主務者記名調印ヲ洩シタリ

問、二三四 ツツ

譯、ろい二三四番ノ通常爲替拂渡局所名記載ナシ(又ハ不明ナリ)何局所宛ナリヤ

答、ツツ二三四ケウバシ

譯、ろい二三四番通常爲替ノ拂渡局ハ京橋局ナリ

問、三四五 ツヒ

答、ツヒ三四五四ケ一ヒ

譯、はい三四五番通常爲替振出月日ハ四月一日ナリ

問、二〇エ、サウナ、カトウイチロウ、トウナ、ヤマダヨシ、ツハ

譯、差出人加藤一郎受取人山田ヨシ金二十圓ノ「通常爲替振出請求書」ニハ記號番號記載ナシ(又ハ不明ナリ)何何番ナリヤ

答、ツハ、イイ四五六

譯、差出人加藤一郎受取人山田ヨシ金二十圓ノ通常爲替記號番號ハい四五六番ナリ

第四號 電報略符號

略符號	名稱
ツ	通常爲替
テ	電信爲替
コ	小爲替
ム	無料爲替
カ	記番爲替
ハ	番爲替
キ	差金爲替
サ	受宿爲替
ト	宿氏爲替
シ	氏名爲替
ウ	名圓爲替
ナ	圓爲替
エ	錢爲替
セ	年爲替
ネ	月爲替
ケ	日爲替
ヒ	日附印
チ	主務者記名調印
ワ	拂渡局所名
ホ	振出請求書
ヲ	證書送達
ヨ	再報爲替電報
テイシ	爲替金拂止
カイジヨ	爲替金拂除

第五號 電報記載例

宛 名	ケウバシ		
	定指	局内	心得
本 文	三四	五	ツキ
	譯文 ろいを三四五番通常 爲替ノ金額ハ幾何ナ リヤ		

問、一五〇ヲサナキサプロウ
 譯、ろい一五〇番電信爲替差出人ノ名ハ受取人ニ於
 テ喜三郎ト答フ電報送達紙ニ不符合ナリ如何
 答、ヲサナ一五〇
 譯、ろい一五〇番電信爲替差出人ノ名ハ喜三郎ナリ
 五二六、ホ
 譯、ろい五二六番「通常爲替振出請求書」未著ナリ
 「事故往復書」ヲ以テ證明ヲ要ス
 一七六、ツサウナ、ヤマムラハルキチ
 譯、通常爲替差出人氏名山村春吉ト訂正方請求セリ
 一三四〇
 譯、一三四番電信爲替不明ニ付再報ヲ要ス
 2. 電報照會に對する返信の場合に限り同一局所に宛
 てた爲替がなく甲乙齟齬する虞のないときは爲替
 種別の略符號及證書番號の記載を省略する。
 3. 電報差出局所又は宛局所名は同名のものがある
 きに限り國名又は郡名を肩書する。
 4. 自局所と發信局所と同一のときは第五號記載例の
 如く電報本文中に自局所名の記載を省略する。
 5. 略符號のない事項は努めて簡明に要領を記載す
 る。
 6. 電報で照會する場合でも郵便の方が速達する見込
 のある局所間では事故往復書で照復する。

程 一二六

第一號表 (帳簿及用紙の名稱並保存期間)

名 稱	保 存 期 間
通常爲替振出請求書	イ號甲
電信爲替振出請求書	イ號乙
通常爲替證書	ロ號甲
電信爲替證書	ロ號乙
小爲替證書	ロ號丁
電信爲替金受領證書	ロ號戊
爲替振出帳	ハ號甲 ハ號乙
爲替事故往復書	ニ號
郵便爲替金拂戻請求書	ホ號
爲替金渡濟通知書	リ號
爲替封皮	ヌ號
爲替局報送致簿	カ號
爲替貯金事務日誌	ラ號
爲替拂渡帳	エ號
再度證書請求書	ス號

- 三、帳簿用紙及印章
- (一) 帳簿及用紙の名稱並に保存期間
- 爲替事務に關し各局所で使用する帳簿及用紙の名稱並に使用後の保存期間は第一號表の通である。
 - 爲替事務に關し貯金局で使用し郵便局所で取扱ふ用紙及使用終了後の保存期間は第二號表の通である。
 - 各種の書類で保存期間等の定めのないものは適宜整理し六ヶ月間保存する。
- (二) 證書の種類及刷色
- 爲替證書用紙の種類は左の通であつて貯金局又は管理所等で各局所別に特定した記號及番號を印刷して郵便局所へ交付することになつてゐる。但し電信爲替證書用紙には記號を付けない。
イ、通常爲替證書
ロ、電信爲替證書
ハ、電信爲替金受領證書
ニ、小爲替證書
 - 證書用紙の記號及番號は管理事務所持區域の別に依り第三號表の通肉色が異つてゐる。これは計算組織上證書の識別を明かにする必要があるからで

程 一二八

第二號表 (貯金局使用郵便局取扱用紙の名稱及保存期間)

名	稱	保存期間
再度證書	ロ 庚 ハ 庚	三年
振出請求書送照會書	ナ 號	六ヶ月
再度證書請求通知書	ツ 號	六ヶ月

第三號表 (證書記號番號刷色)

管理局所名	記號番號の肉色
1. 貯金局受持区域内	黒色
2. 京城貯金管理所受持区域内	赤色
3. 臺灣總督府交通局受持区域内	茶褐色
4. 大連貯金管理所受持区域内	綠色

ある。

3. 證書用紙の番號は通常爲替及小爲替は四位電信爲替金受領證書は三位となつてゐる。但し取扱の多い局所に對しては特に番號位を高めることがある。

(三) 證書用紙請求及保管

1. 郵便局所では未使用證書の現在數に注意し、缺乏に至る一ヶ月前に凡そ三箇月分の使用數量を算定し、第四號記載例の如く請求書用紙を用ひ(書拍したときは之に準じて調製する)左の區別に依つて貯金局又は同支局へ請求する。

(イ) 貯金本局の貯金預け人原簿受持区域内の局所は貯金局

(ロ) 貯金支局の貯金預け人原簿受持区域内の局所は當該貯金支局

2. 貯金局又は同支局から第五號記載例の送付書兼受領證と共に證書用紙の交付を受けたときは送付書に對照し相違のないことを確め左の手續をする。

(イ) 相違のないときは第五號記載例の如く受領證に相當手續をして送付を受けた貯金局又は同支局へ送付し、其の要旨を事務日誌に記載して置く。

程 一三八

程 一二九

昭和十四、
三、貯金局
八、貯金局
九、貯金局
通、貯金局

第四號 證書用紙請求書記載例 (其一)

局番號印欄ニハ貯金預入報告書等ニ使用スルモノヲ押捺セ(三ヶ年)ラレタシ

拂出命令第 123 號

通帳・證書請求書 (兼送付書兼受領證)

整理番號	記號	請求番號 始番號	終番號	數量	局番號
口號甲	わいあ	1.201	1.500	3冊	愛知 五三
既往三ヶ月間使用數	請求當日殘數	備考			
285	90				
上記ノ通請求ス 昭和 14 年 4 月 1 日 愛知縣 鳴海郵便局長 名古屋貯金支局長殿					局長印 官印
上記ノ通送付ス 貯金局物品會計官吏		送付豫日	送月	校合	印刷
上記ノ通受領ス 貯金局物品會計官吏殿		受領日	受月	校合	審査

程 一三〇

(ロ) 證書用紙の記號番號が全部相違してゐる場合は貯金局又は同支局へ書留郵便で返送し正當の證書と引換方を請求する。

(ハ) 一部相違する場合は相違の分を書留郵便で貯金局又は同支局へ返送する。

(ニ) 枚數が足りないときは其の旨を貯金局又は同支局へ通報する。

3. 未使用證書用紙は金庫或は其の他の鎖鑰のある容器に格納する等特に嚴重保管する。

(注意)

證書用紙の保管方を忽にして盜難或は亡失等の爲詐取に罹つた場合は賠償を命ぜられ又は處分を受けることがあるから特に注意する。

4. 證書用紙は毎日事務の終りに當日使用した枚數を振出帳記載の番號に對照し使用枚數を調査する外尙毎日事務開始の際再び現在數を調査し前日の使用殘高と相違のないことを確める。

(四) 證書用紙亡失盜難

1. 證書用紙が亡失又は盜難に罹つたときは左の手續をする。

(イ) 爲替の種類記號番號枚數を照校電報で貯金

程 一三二

程 一三一

昭和十四年十月一日印刷
昭和十四年十月十日發行

定價金八十錢

編輯者

貯金局

發行者

佐谷台二

印刷者

渡邊一郎

印刷所

中外印刷株式會社

發行所

財團法人 遞信協會

東京市麴町區大手町二丁目一番地

振替口座東京四一番

東京市麴町區大手町二丁目一番地

東京市小石川區東古川町十番地

東京市小石川區東古川町十番地

393
329

正誤表

頁	行	數	誤	正
表紙裏 特取投料金欄 (料金表)中	二行目	振出請求書通知料 誤記訂正	振出請求書誤記訂 正通知料	
三三下段	十二行目	復例 一五五頁(一)事故往	復例 一五六頁(二)電報往	
五六下段	五行目	第六三頁(一)不足金	第六三頁不足金	
八〇	十二行目	爲替金渡濟電信通	爲替金渡濟電報	
一三一上段	記載例	知岐阜	通知 岐阜ノ左傍ニ	
一四八	"	貯金局構内局日附	貯金局構内局日附	
郵便切手貼付欄印		印ハ切手消印		

終

